

第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和6～令和8年度（2024～2026年度）



令和6年（2024年）3月
更別村

－ 目 次 －

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と目的	1
2. 計画策定の根拠及び位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制	2
5. 日常生活圏域の設定	3
6. 地域包括ケアシステム	3
7. 介護保険制度の改正	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	6
1. 更別村の高齢者の現状と今後の見込み	6
2. 介護保険サービス等の状況	12
3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について	14
第3章 基本理念・基本目標	31
1. 基本理念（めざすまちの姿）	31
2. 基本目標	31
第4章 施策展開	33
施策体系図	33
重点施策1 高齢者が活躍できる環境づくり	34
重点施策2 支え合いの地域社会づくり	40
重点施策3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進	48
重点施策4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供	53
重点施策5 在宅医療・介護連携の推進	66
重点施策6 認知症施策の推進	69
重点施策7 安心・快適な住まい等の確保	73
重点施策8 最適な介護サービスの提供	77
重点施策9 介護サービスの適切な運営	81
第5章 介護保険給付費等の見込み及び保険料額	87
1. 介護保険給付費等の推計の流れ	87
2. 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計	88
3. 要介護（要支援）認定者の推計	89
4. 介護保険給付費等の推計	90
5. 介護保険給付費の財源構成	93

6. 第1号被保険者の保険料	93
第6章 計画の推進管理	98
1. 計画の推計管理	98
第7章 介護保険制度に係る用語集	99
附属資料	
・資料1 認知症になっても、安心して生活できるまちづくり宣言	
・資料2 更別村認知症初期集中支援チーム概念図	
・資料3 「さらべつ版」認知症ケアパス～認知症の状態に応じた流れ～ (令和5年4月改正)	

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と目的

我が国の高齢化が急激に進行する中、更別村における高齢者人口は、令和5年（2023年）10月で991人、高齢化率31.7%となっており、団塊の世代（1947～1949年生まれ）が75歳以上となる令和7（2025）年には990人、高齢化率は32.3%に、団塊ジュニア世代（1971～1974年生まれ）が65歳以上となる令和22（2040）年には、993人、高齢化率は35.1%まで上昇すると見込まれています。

また、令和10年には、高齢者のうち後期高齢者の占める割合が6割を超えると見込まれており、要介護高齢者や認知症高齢者のさらなる増加による介護ニーズの高まりへの対応が求められているところです。一方で、生産年齢人口は長期的に減少していくことから、地域における支え手の減少や介護人材の不足等が懸念されています。

このたび策定する「第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、こうした状況を踏まえ、高齢者自身が支え手として生涯現役で活躍できる環境づくりや、健康寿命を延伸するサービスを充実させるとともに、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けられるよう、地域ごとに「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」を一体的に提供できる体制である「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指すものとします。

2. 計画策定の根拠及び位置付け

（1）法定根拠

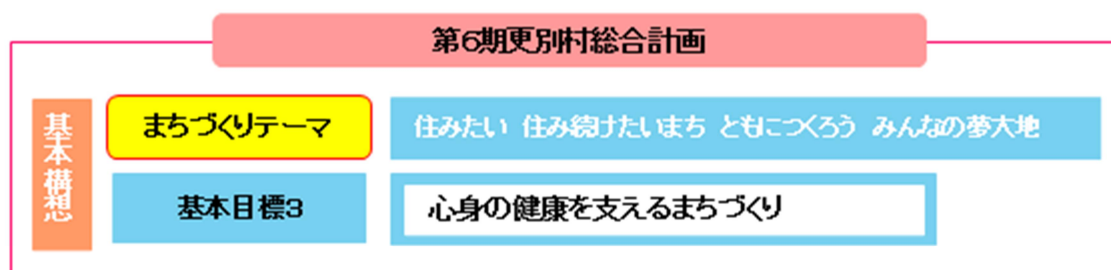
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」に位置づけられます。

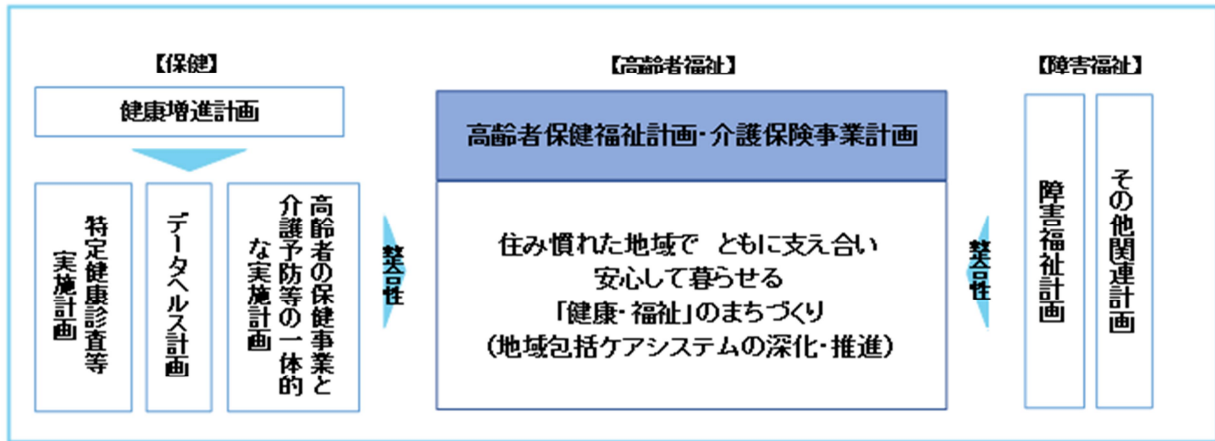
（2）更別村における計画上の位置づけ

更別村政の基本指針である「第6期更別村総合計画（基本構想）」では、まちづくりテーマとして「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」を掲げ、まちづくりの基本目標の一つとして、「心身の健康を支えるまちづくり」を定めています。

本計画は、その実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画として、上位計画である「更別村地域福祉計画」をはじめとする関連計画との整合性を保ちながら策定します。

図表. 1-1 【計画の位置づけ】

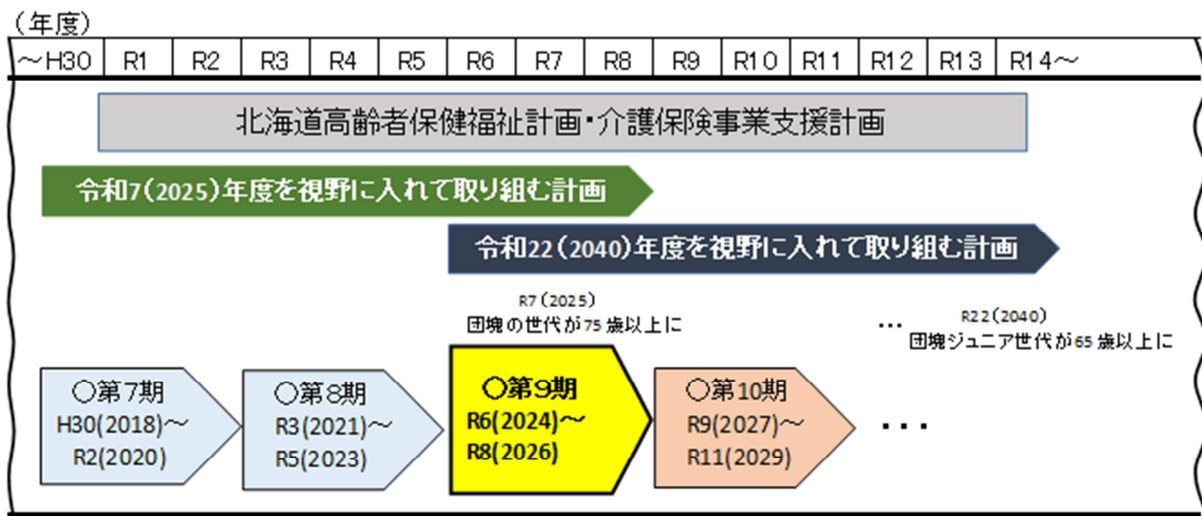




3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、計画期間の最終年度である令和8（2026）年度中には、計画の見直しを行い、令和9（2027）年度からの次期計画を策定します。

図表. 1-2 【計画の期間】



4. 計画策定の体制

本計画は保健福祉課国保介護係が中心となり、保健・医療・福祉に係る機関との協議結果を踏まえて策定します。また、関係団体や村民の方の意見を反映させるため次の取組を実施します。

(1) 実態調査の実施（令和5年4月）

計画の策定にあたっては、地域に居住する高齢者の実態・課題等を把握するために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

(2) 関係機関ヒアリング（令和5年7月～8月）

関係機関の意見を直接聴き、その実態を踏まえた上で計画を策定するために、地域ケア会議実務者部会において、ヒアリングを行いました。

(3) 更別村保健福祉推進委員会による審議（令和5年8月～令和6年3月）

高齢者等の福祉や介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、住民の意見を反映したものになるように、更別村保健福祉推進委員会において必要な審議をいただきました。

(4) パブリックコメントの実施（令和6年1月～2月）

計画素案に対して、村民から幅広い意見を反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

5. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護サービス等を利用する人が、住み慣れた身近な地域でサービスを受けられるように対応する地域生活圏域のことです。本村の中心となる更別市街は、行政やサービス提供現場の中心にもなりますが、本村全域においても中心地に近いため、本村内のどこからでもアクセス可能な地点に位置しています。そのため、相談やサービス体制においても総合的に提供することが適している環境にあることから、高齢者の人口、生活の継続性、介護資源、他関連計画の連携等、今後の高齢社会の介護を地域で支える基盤整備の生活圏域を更別村全域として設定します。

6. 地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り、住み慣れた自宅や地域で人生の最後まで暮らし続けられるよう「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる、地域における支援体制のことです。国では、これらの5つのサービスが、利用者のニーズに応じて包括的かつ継続的に、日常生活圏域で提供されることを想定しています。地域包括ケアシステムは、「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、高齢者自身も含め、地域住民やボランティア・NPO、事業者・関係機関、専門多職種など、それぞれの地域の関係者の参加により、地域社会全体で形成していくものとされています。

図表. 1-3 【地域包括ケアシステムの「植木鉢」と「自助・互助・共助・公助」】



[資料] ※三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、
※平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

7. 介護保険制度の改正

令和5年5月に公布された、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第31号)に基づき、令和6(2024)年4月より順次に施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

改正1 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
 - ※被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業所を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置づけ
 - ※市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払い基金に委託できる

改正2 介護サービス事業所の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
 - ※各事業所・施設に対して詳細な財務状況(損益計算書等の情報)の報告を義務付け
 - ※国が当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

改正3 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

■介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

※都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

改正4 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

■看多機について、サービス内容の明確化を通じて、更なる普及を進める

※看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

改正5 地域包括支援センターの体制整備等

■地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

※要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

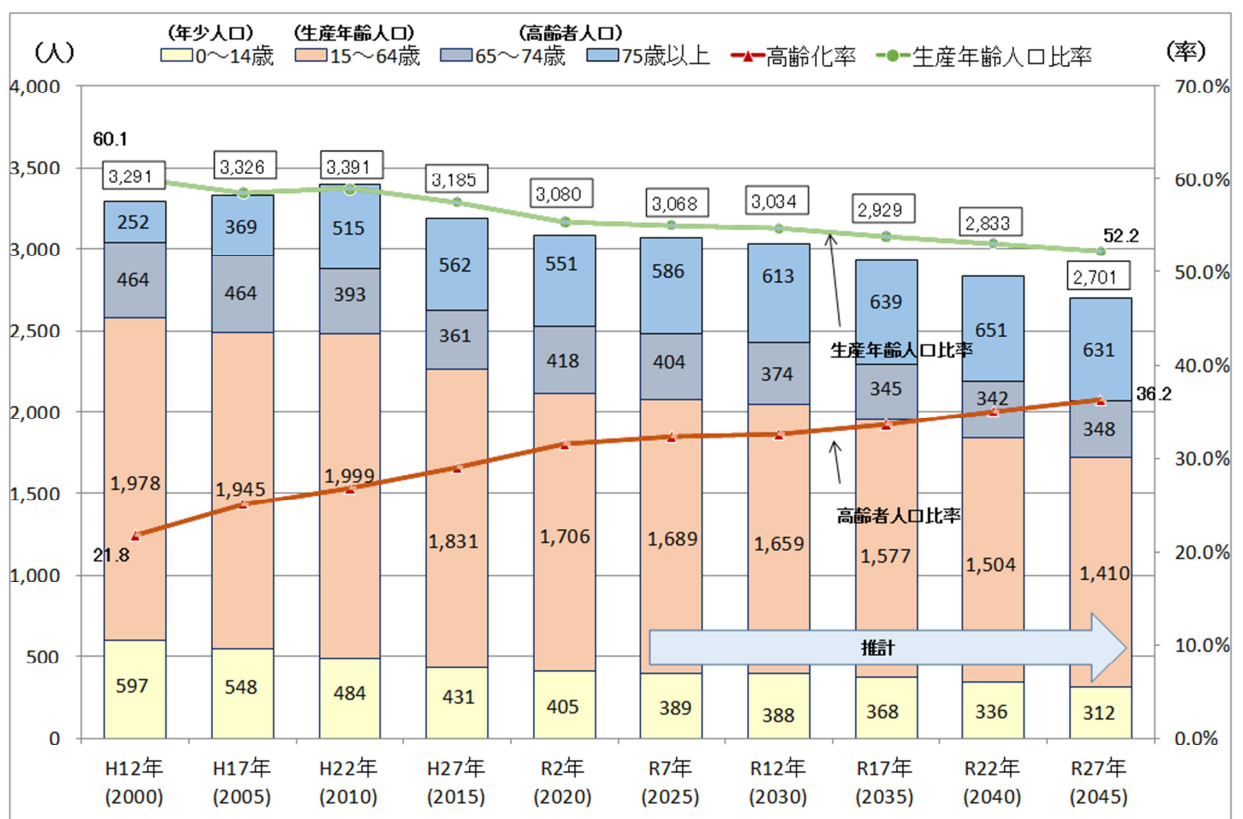
1. 更別村の高齢者の現状と今後の見込み

(1) 更別村の総人口の動向と将来推計人口

国勢調査の結果でみると、更別村の人口は令和2年時点で3,080人となっており、以降緩やかに減少していく傾向にあります。

高齢者人口の増加が続く一方で、介護や看護等の担い手ともなる、年少人口・生産年齢人口は長期的に減少し続ける見込みです。

図表. 2-1 【更別村の人口の推移と推計】



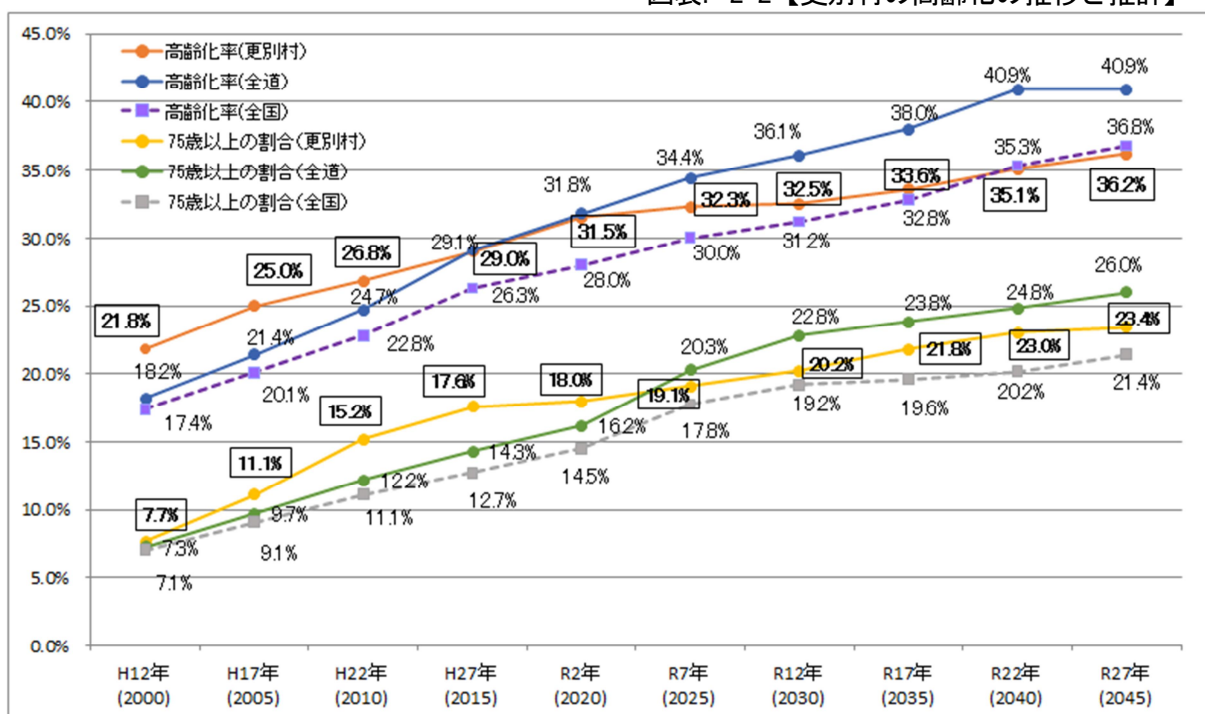
[資料] ※令和2年までは総務省統計局「国勢調査」

※令和7年以降は更別村独自推計（参考：国立社会保障・人口問題研究所の推計値等による厚生労働省の市町村推計値）

(2) 高齢者人口の動向と今後の見通し

更別村の高齢者人口は、令和2年の969人から、令和7（2025）年には約990人となり、高齢化率は、31.5%から32.3%まで上昇する見込みです。75歳以上の後期高齢者は、平成22年には65歳から74歳までの前期高齢者を逆転し、令和2年で551人であり、令和7年（2025）年には586人に増加する見込みです。

図表. 2-2 【更別村の高齢化の推移と推計】

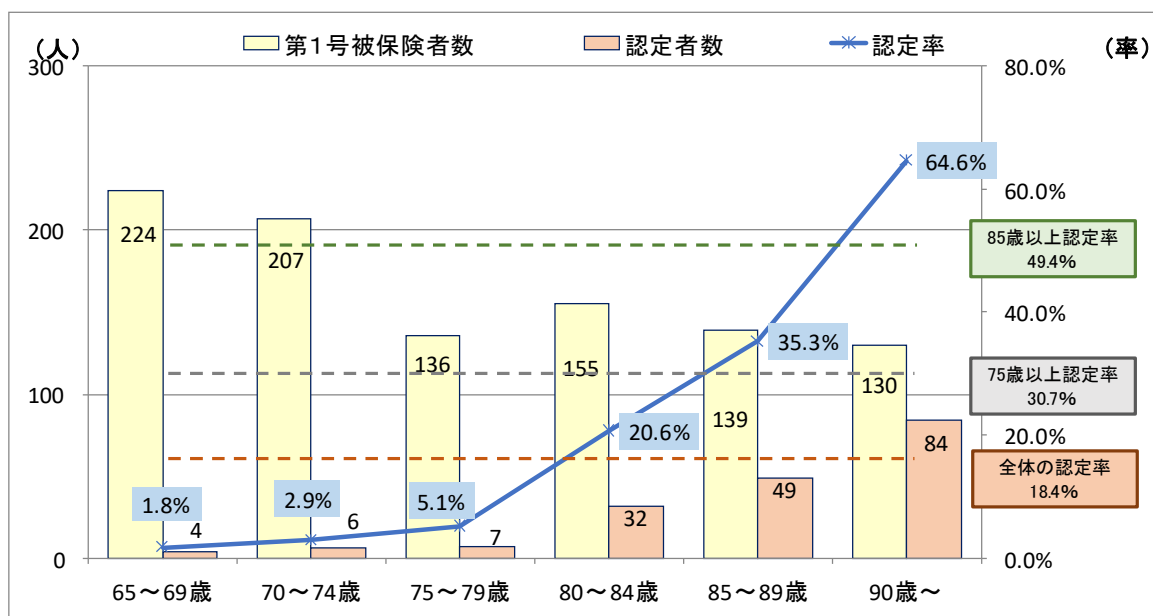


[資料] ※令和2年までは総務省統計局「国勢調査」
 ※令和7年以降は更別村独自推計（参考：住民基本台帳及び国立社会保障・人口問題研究所の推計値等による厚生労働省の市町村推計値）

(3) 高齢者の年齢階級別の要介護（支援）認定率

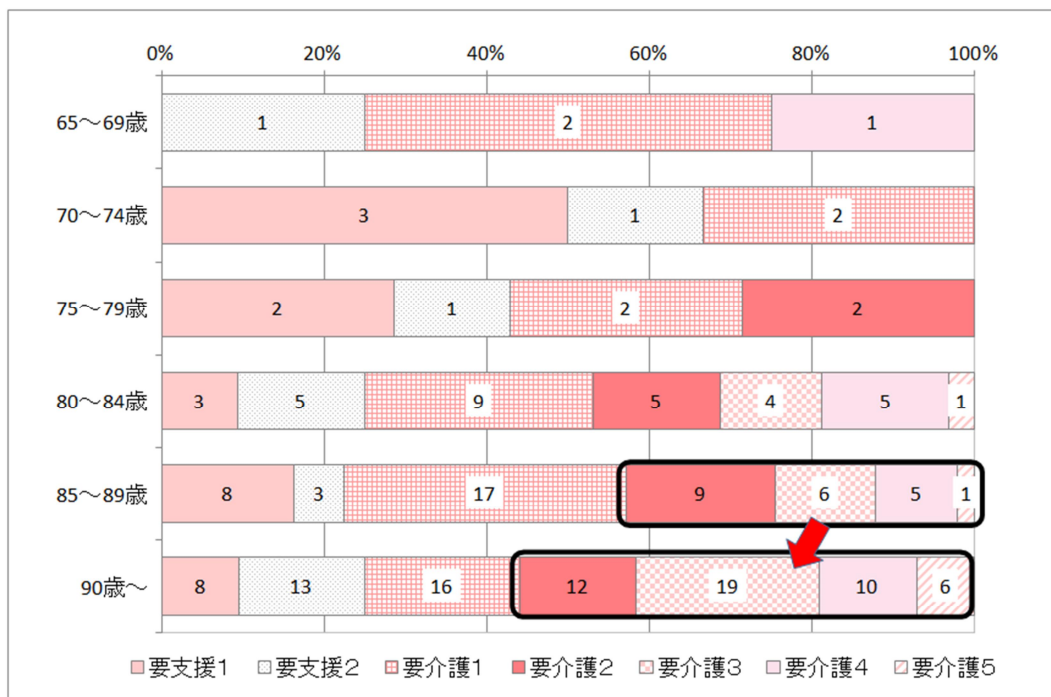
要介護（要支援）認定率は年齢を重ねるほど高くなり、「70～74歳」では、2.9%に止まっていますが、「80～84歳」では20.6%、「85～89歳」では35.3%と大きく上昇していきます。要介護度は、「85～89歳以降」、中・重度の占める比率が高くなります。

図表. 2-3 【更別村の年齢階級別の要介護（支援）認定率】



[資料] ※第1号被保険者数は更別村統計
 ※認定者数は更別村介護保険事業状況報告（令和5年10月分）

図表. 2-4【65歳以上認定者の要介護度割合（年齢5歳階級別）】



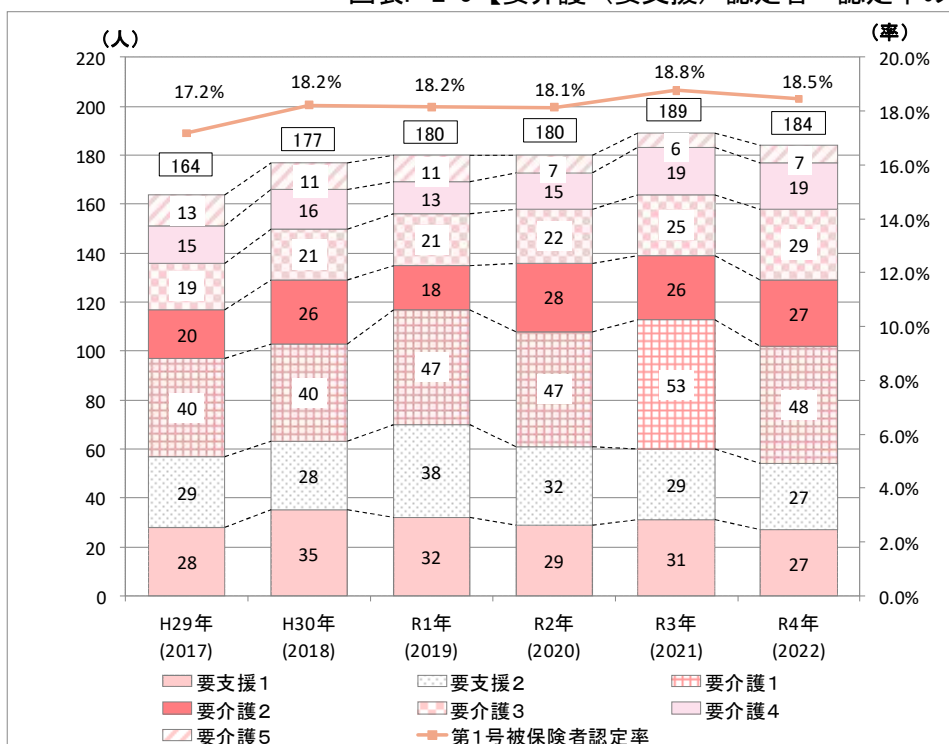
【資料】 更別村介護保険事業状況報告（令和5年10月分）

（4）要介護（要支援）認定者・認定率の推移

更別村の要介護（要支援）認定者数は、年々増加しており、令和4年で、184人となっており、平成29年の164人から20人の増加となっています。

要介護1の人が最も多く、要支援1・2及び要介護1までの軽度の要介護認定者が多い傾向にあります。

図表. 2-5【要介護（要支援）認定者・認定率の推移】

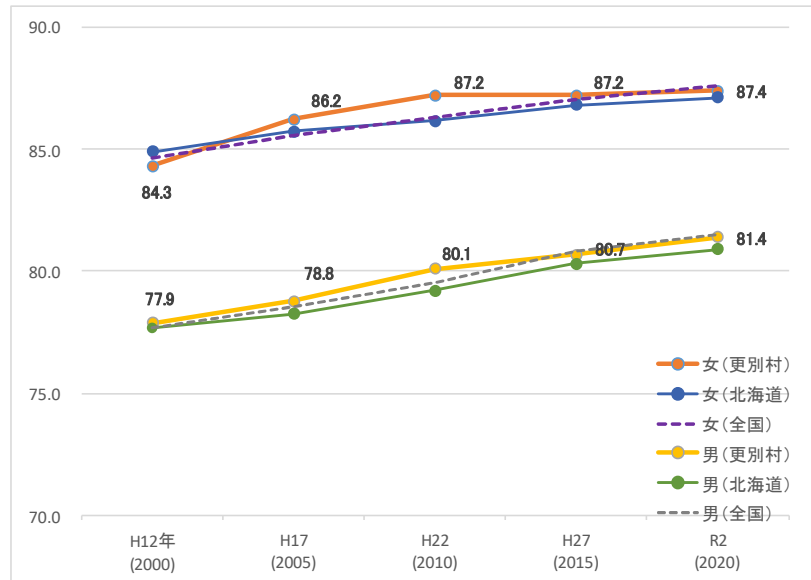


【資料】 更別村介護保険事業状況報告（各年報）

(5) 更別村の平均寿命の推移

令和2年の本村の平均寿命は、男性が81.4歳、女性が87.4歳となっており、平成27年と比較して男性は0.7歳伸び、女性は0.2歳伸びております。

図表. 2-6【平均寿命の推移】



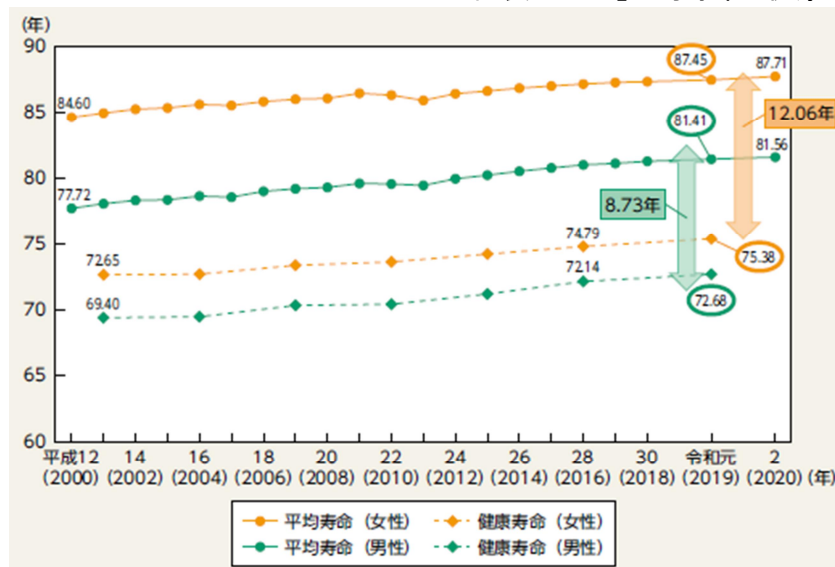
[資料] 更別村：厚生労働省「市区町村別生命表」、北海道：北海道保健福祉部「簡易生命表」
全 国：厚生労働省「完全生命表」

(6) 全国の平均寿命と健康寿命の推移

令和2(2020)年の平均寿命は、女性は87.71年、男性は81.56年であり、前年に比べて女性が0.26年、男性が0.15年延び、男女とも過去最高を更新しています。

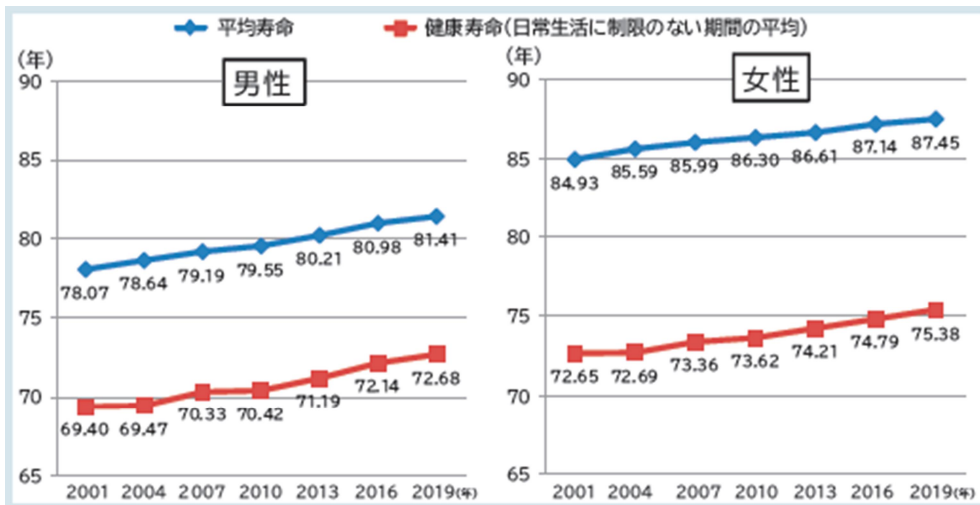
健康寿命について見ると、令和元(2019)年は、女性は75.38年、男性は72.68年であり、平成28(2016)年と比べて、3年間で女性は0.59年、男性は0.54年延びています(図表. 2-7)。健康寿命と平均寿命の差は令和元(2019)年時点において、女性は12.06年、男性は8.73年であり、男性より女性の方が、4割近く差が大きいです。

図表. 2-7【平均寿命と健康寿命の推移】



[資料] 内閣府男女共同参画局 「男女共同参画白書 令和4年版」

図表. 2-8 【平均寿命と健康寿命の差】



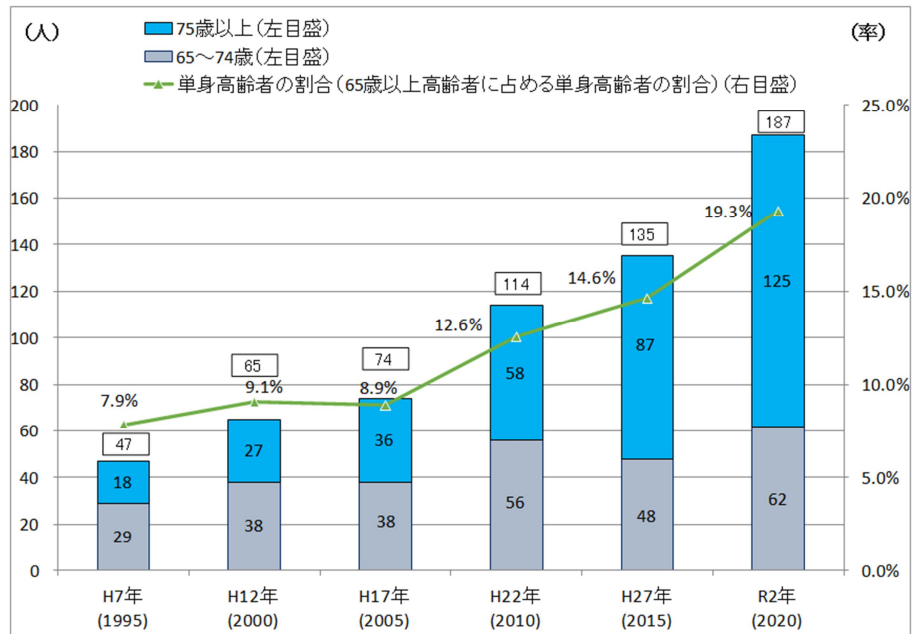
[資料] 厚生労働省 「令和4年版 厚生労働白書」

(7) 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の状況

更別村の高齢者単身世帯は、令和2年時点で187人であり、高齢者に占める割合は、19.3%となっており、平成7年からの25年間で約4倍に増加しています。

特に、75歳以上の高齢者単身世帯は令和2年に125人となり、平成7年からの25年間で約7倍に増加しています。

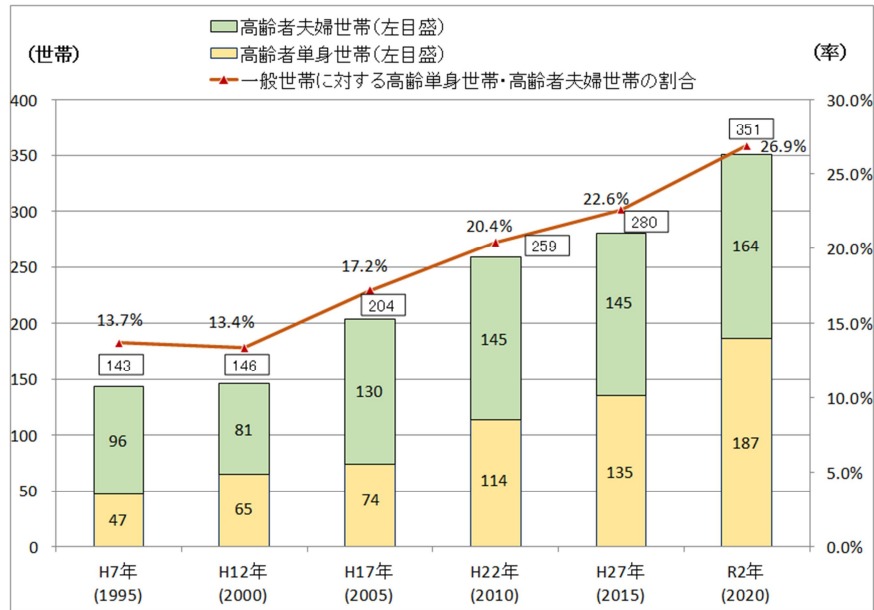
図表. 2-9 【更別村の高齢者単身世帯数の推移】



[資料] 国勢調査

高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯を合わせた世帯は、令和2時点で、351世帯であり、一般世帯に占める割合は26.9%となっています。平成7年からの25年間で約2.5倍に増加しています。

図表. 2-10【更別村の高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の推移】

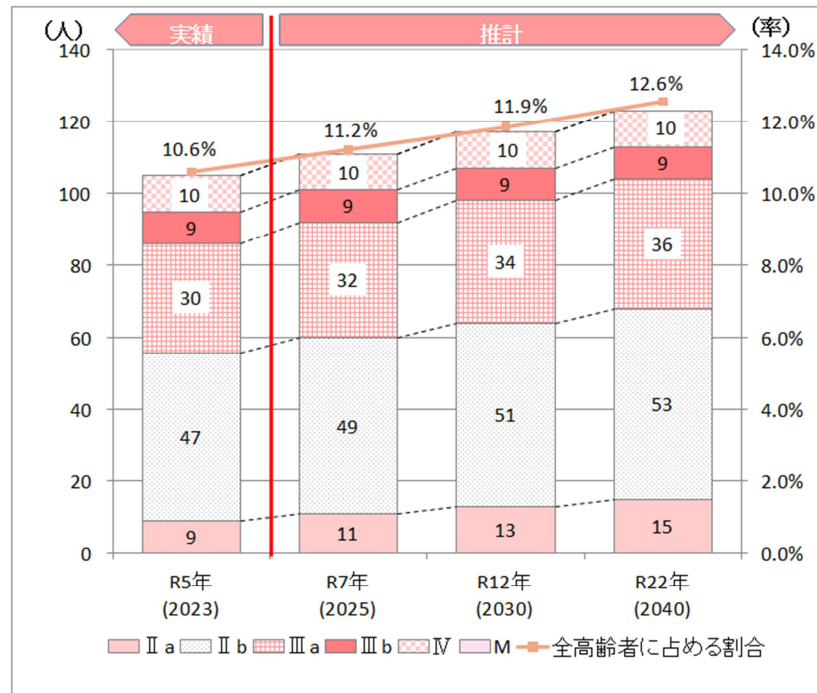


[資料] 国勢調査

(8) 認知症高齢者の状況

更別村の要介護（要支援）認定者のうち認知症高齢者は、令和5（2023年）年時点で105人（全高齢者の10.6%）であり、令和12（2030年）年には約120名（全高齢者の約12%）と増加していく見込みです。

図表. 2-11【更別村の認知症高齢者数推計】

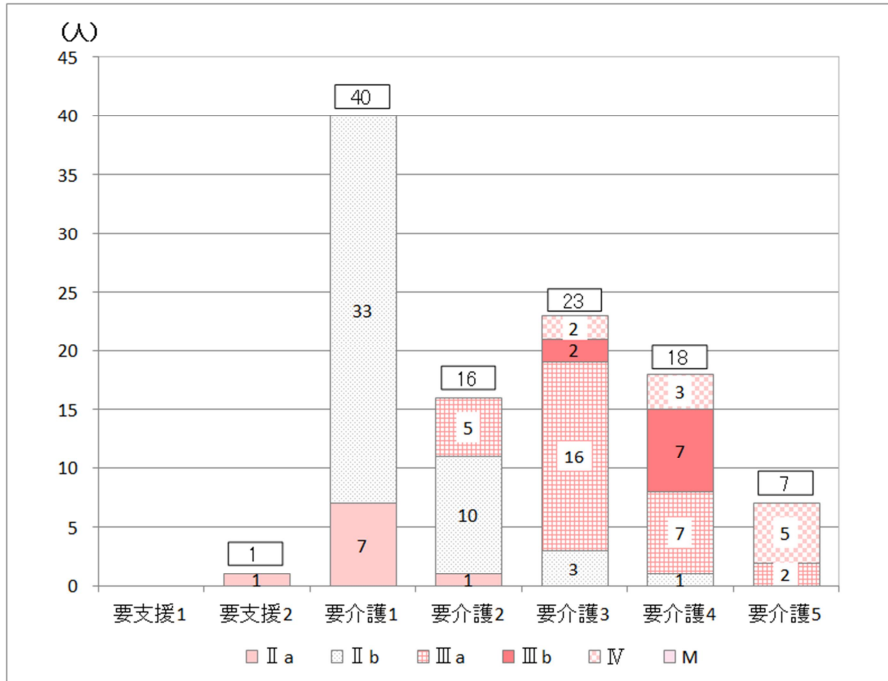


[資料] ※更別村介護認定データ（令和5年10月末をもとに推計）

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）」

要介護度別で見ると、認知症高齢者は要介護1の人が最も多く、また、要介護度が上がるにつれ、中・重度の認知症の人が占める割合が高くなっています。

図表. 2-12【更別村の要介護度別認知症高齢者数】



[資料] ※更別村介護認定データ（令和5年10月末）

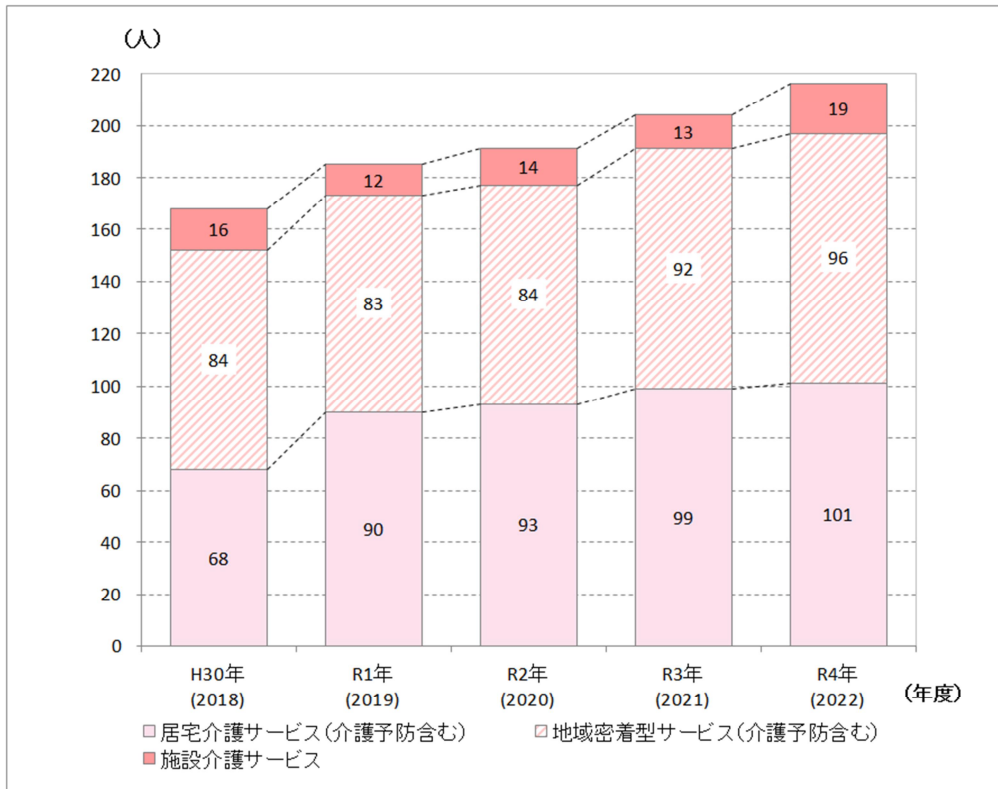
認知症高齢者の日常生活自立度	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる(道に迷うなど)
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる(1人で留守番ができないなど)
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする(着替え、排便排尿、食事が上手にできないなど)
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする(遷延性意識障害(重度の昏睡状態)等あり)

2. 介護保険サービス等の状況

(1) 介護保険サービス利用状況

居宅介護サービス及び地域密着型サービスの利用者数は、増加傾向で推移しており、施設介護サービスの利用者数については、令和元年度は前年度に比べて減少しましたが、令和2年度以降は利用者数が増加しております。

図表. 2-13 【介護保険サービス利用者の推移】

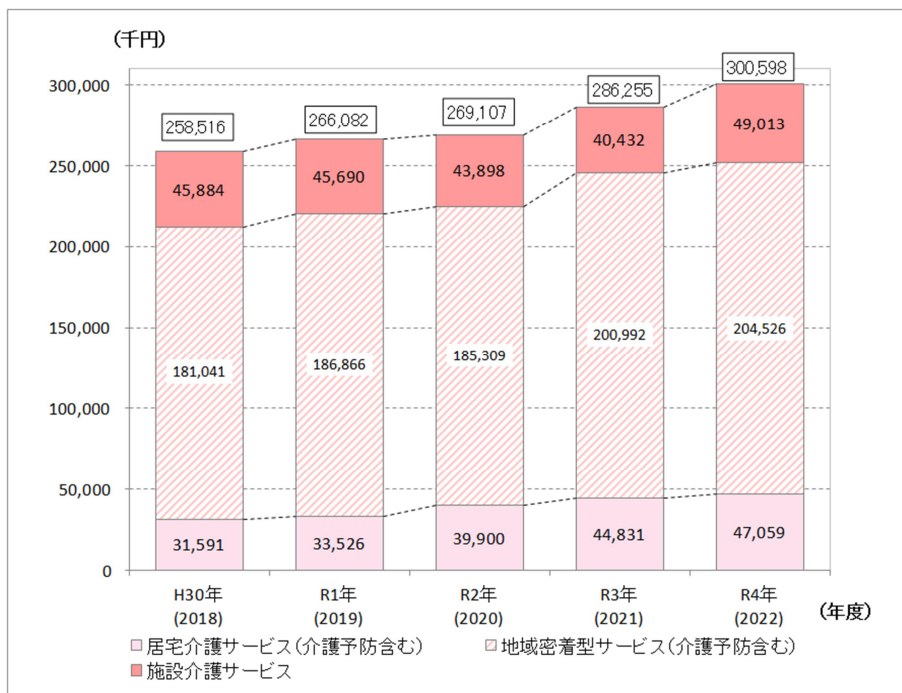


[資料] 更別村介護保険事業状況報告(各年度3月)

(2) 主な介護保険給付費の推移

介護保険給付費は、いずれのサービスも増加傾向で推移しています。

図表. 2-14 【主な介護保険給付費の推移】



[資料] 更別村介護保険事業状況報告(各年報)

3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について

本計画策定の基礎資料とするため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を以下のとおり実施し、調査結果概要についてまとめました。

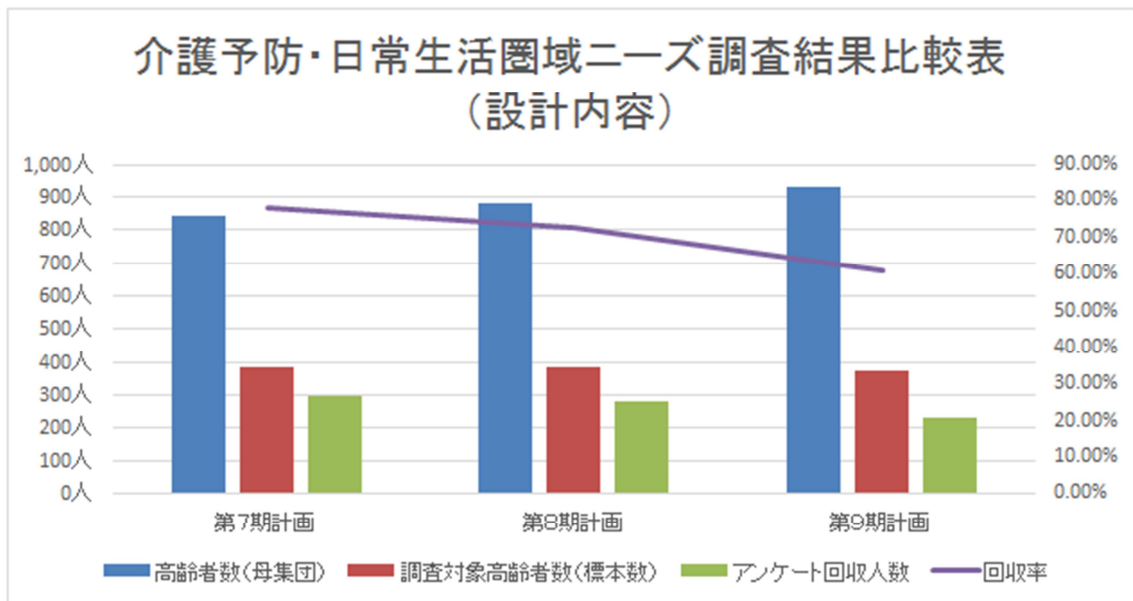
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施内容

<p>●目的： 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること。 また、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること。</p> <p>●調査対象： 一般高齢者（要介護認定を受けていない65歳以上の方）及び要支援認定者（要支援1・2の認定を受けている方） 372人 ※対象者は、令和5年4月1日現在のデータから男女別、前期高齢者、後期高齢者に分け、次のとおり無作為抽出 ○男 前期高齢者93名、後期高齢者93名 計186名 ○女 前期高齢者93名、後期高齢者93名 計186名</p> <p>●実施期間： 令和5年4月7日～5月1日</p> <p>●回収件数： 227件（61.0%の回収率）</p>
--

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果比較表

①調査設計内容

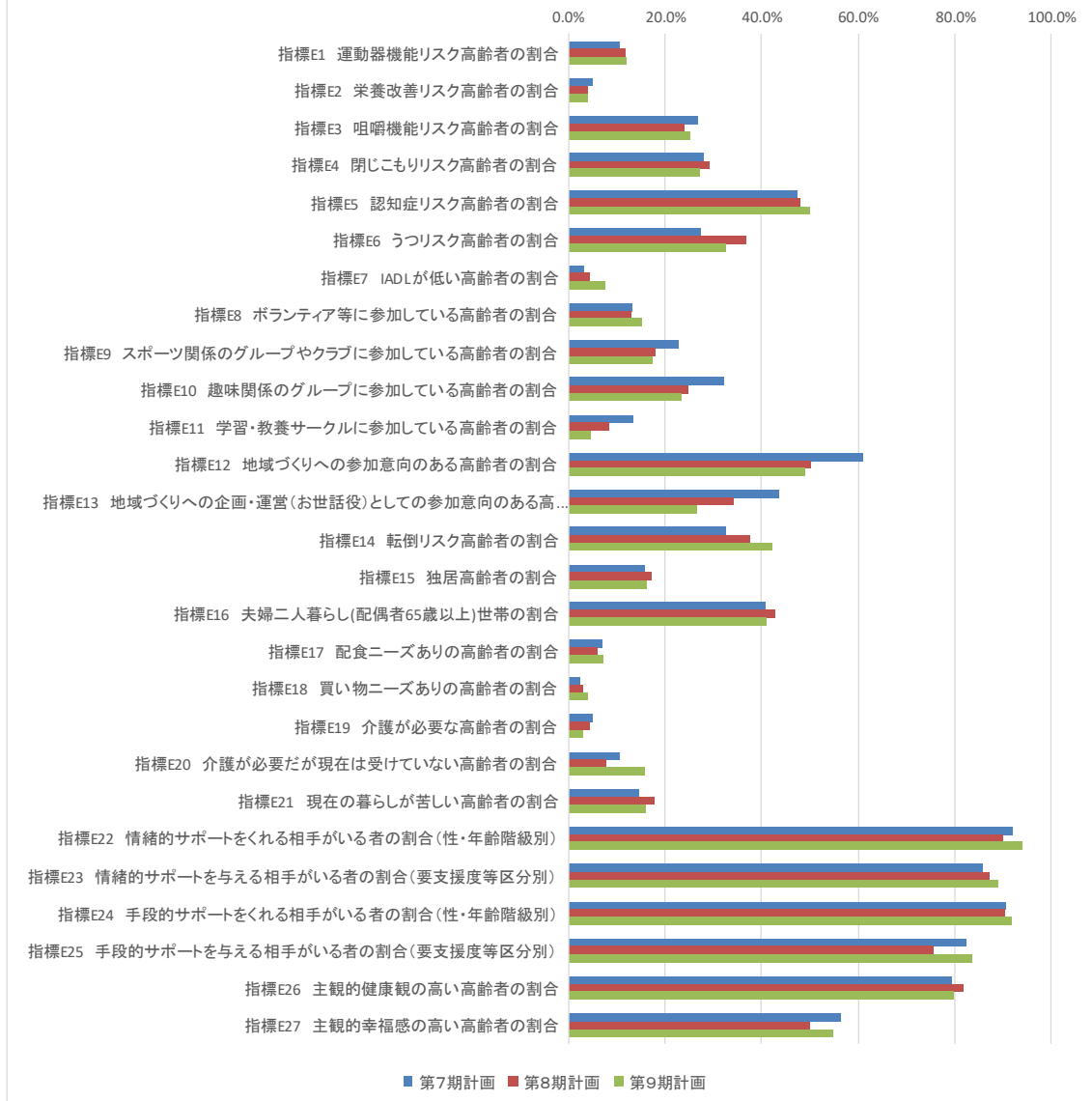
	第7期計画	第8期計画	第9期計画
高齢者数(母集団)	837人	878人	925人
調査対象高齢者数(標本数)	380人	380人	372人
アンケート回収人数	296人	276人	227人
回収率	77.90%	72.63%	61.00%



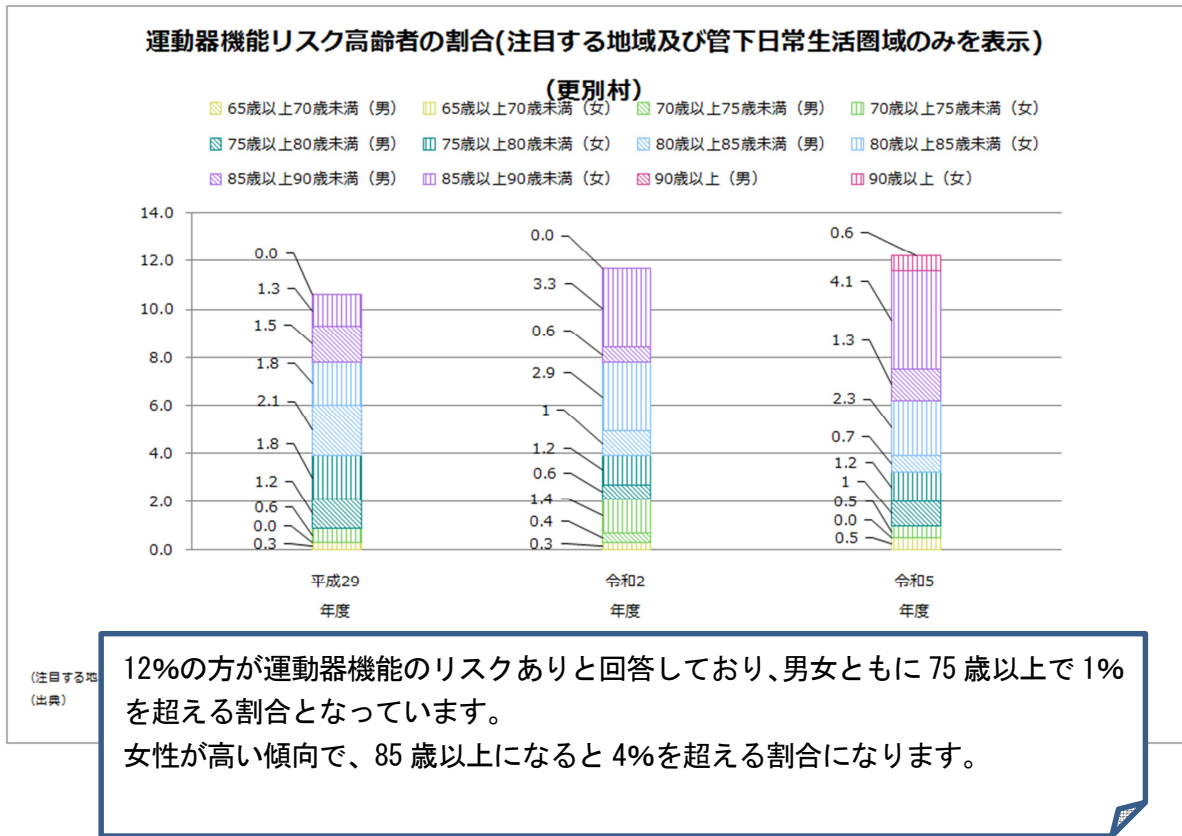
②調査結果（割合）

	第7期計画	第8期計画	第9期計画
指標E1 運動器機能リスク高齢者の割合	10.7%	11.8%	12.0%
指標E2 栄養改善リスク高齢者の割合	5.0%	3.9%	3.9%
指標E3 咀嚼機能リスク高齢者の割合	26.9%	23.9%	25.2%
指標E4 閉じこもりリスク高齢者の割合	28.0%	29.1%	27.2%
指標E5 認知症リスク高齢者の割合	47.2%	47.7%	49.7%
指標E6 うつリスク高齢者の割合	27.5%	36.7%	32.6%
指標E7 IADLが低い高齢者の割合	3.3%	4.4%	7.4%
指標E8 ボランティア等に参加している高齢者の割合	13.2%	12.9%	15.0%
指標E9 スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合	22.8%	18.0%	17.3%
指標E10 趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	32.1%	24.9%	23.4%
指標E11 学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	13.4%	8.3%	4.7%
指標E12 地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	60.9%	50.2%	49.1%
指標E13 地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合	43.7%	34.2%	26.6%
指標E14 転倒リスク高齢者の割合	32.6%	37.7%	42.2%
指標E15 独居高齢者の割合	15.7%	17.2%	16.2%
指標E16 夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）世帯の割合	40.7%	42.6%	41.1%
指標E17 配食ニーズありの高齢者の割合	6.9%	6.0%	7.1%
指標E18 買い物ニーズありの高齢者の割合	2.2%	3.0%	4.1%
指標E19 介護が必要な高齢者の割合	4.9%	4.2%	2.8%
指標E20 介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	10.5%	7.8%	15.8%
指標E21 現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	14.5%	17.7%	16.1%
指標E22 情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）	92.0%	89.8%	93.8%
指標E23 情緒的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別）	85.8%	87.1%	88.7%
指標E24 手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）	90.6%	90.1%	91.6%
指標E25 手段的サポートを与える相手がいる者	82.2%	75.3%	83.5%
指標E26 主観的健康観の高い高齢者の割合	79.5%	81.8%	79.7%
指標E27 主観的幸福感の高い高齢者の割合	56.3%	49.8%	54.7%

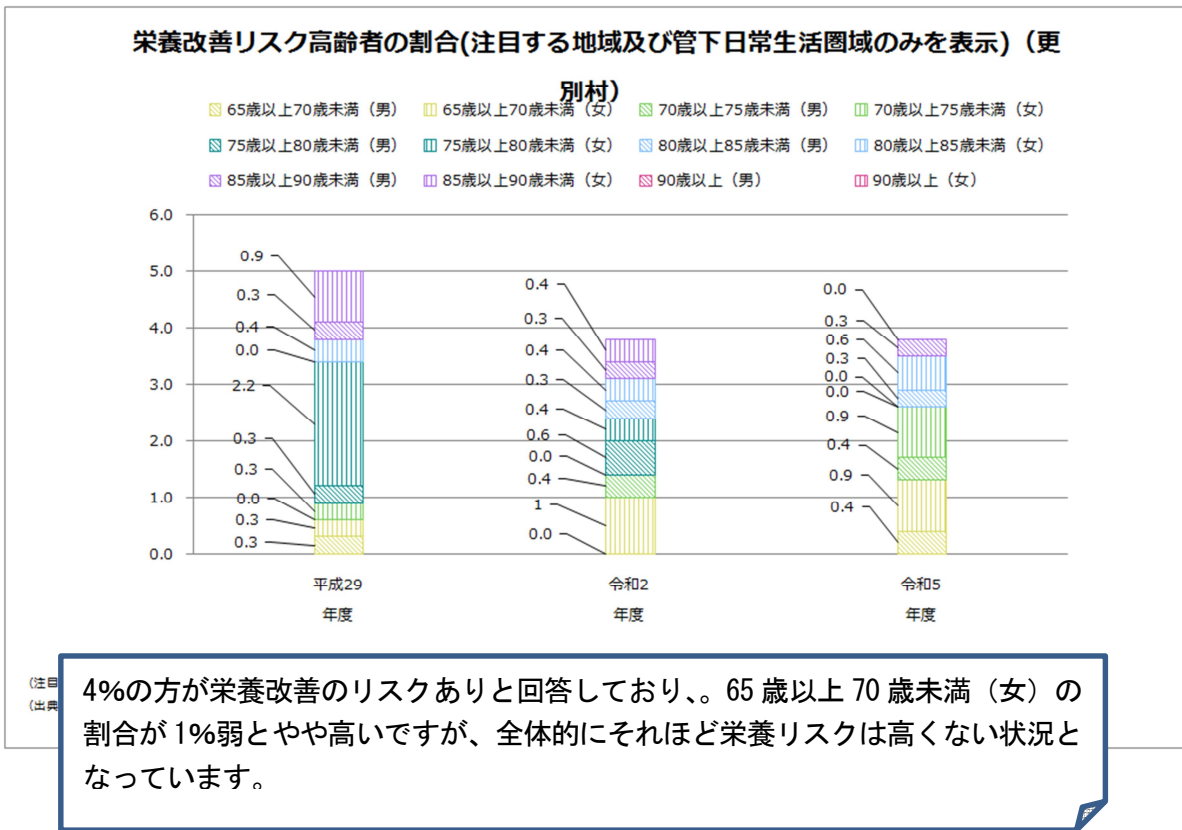
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果比較表(調査項目)



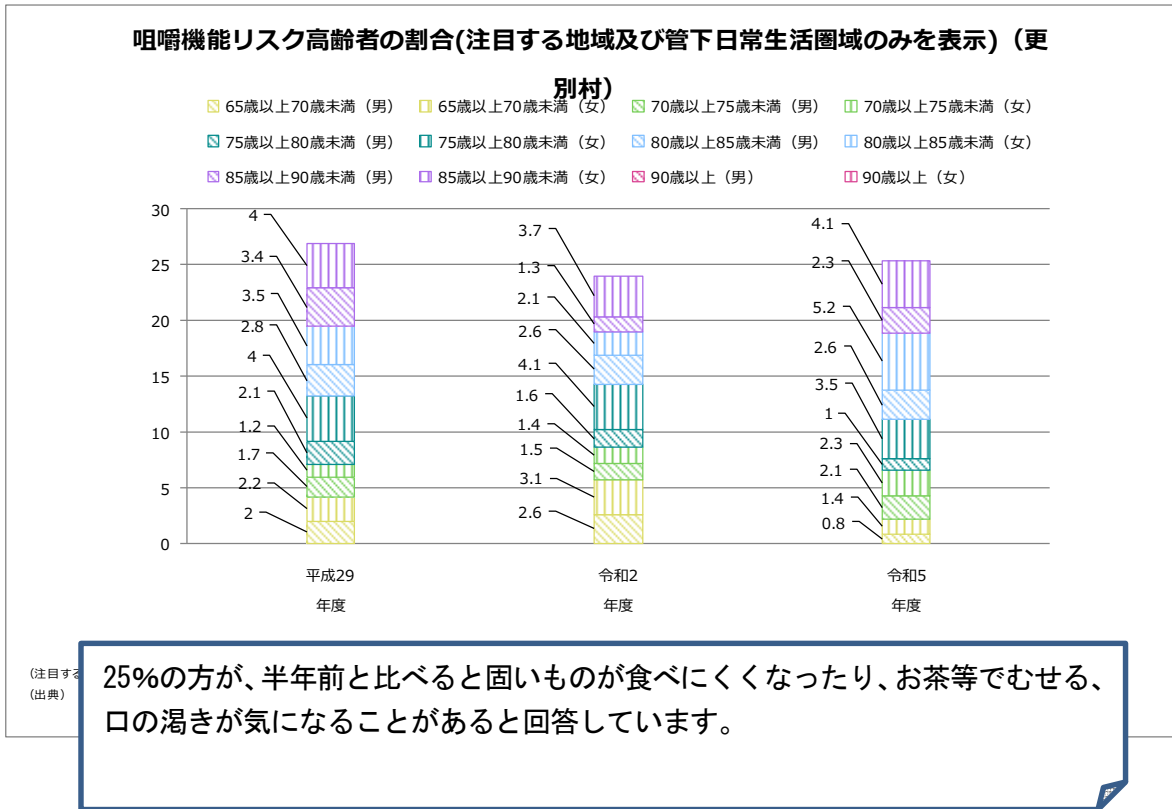
指標 E1 運動器機能リスク高齢者の割合



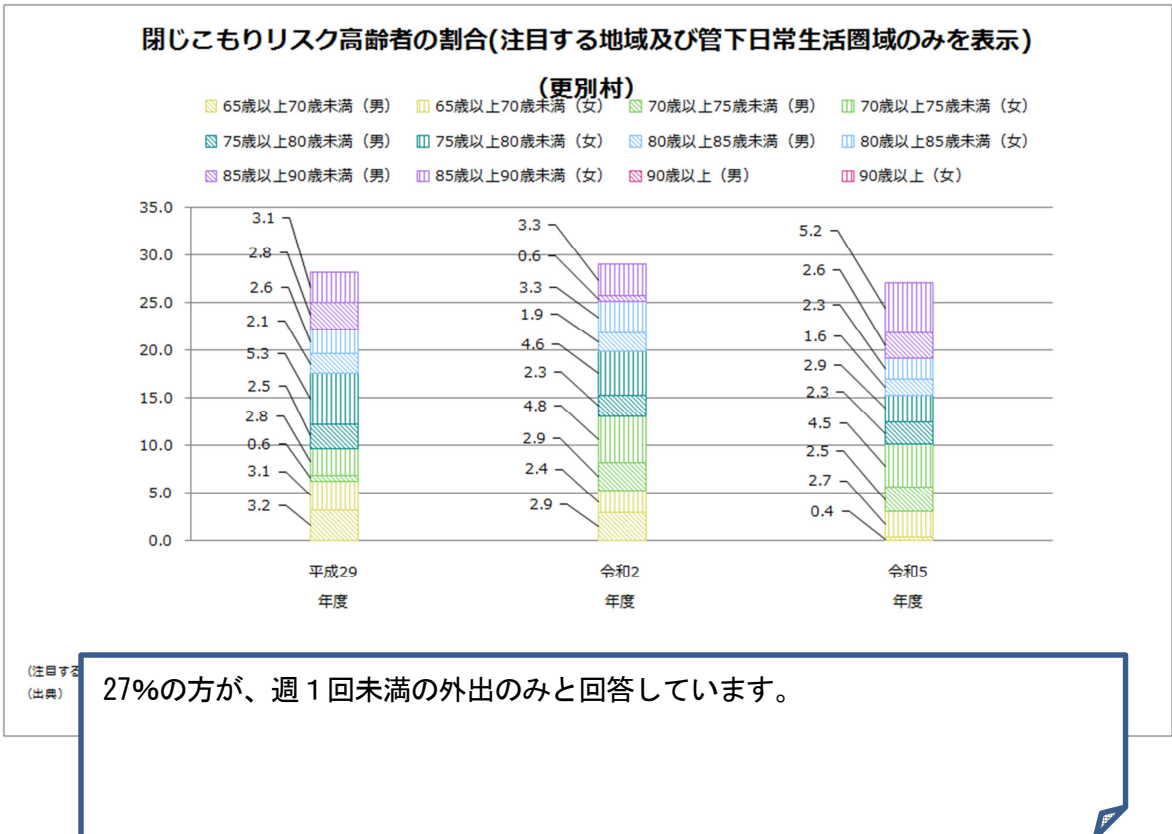
指標 E2 栄養改善リスク高齢者の割合



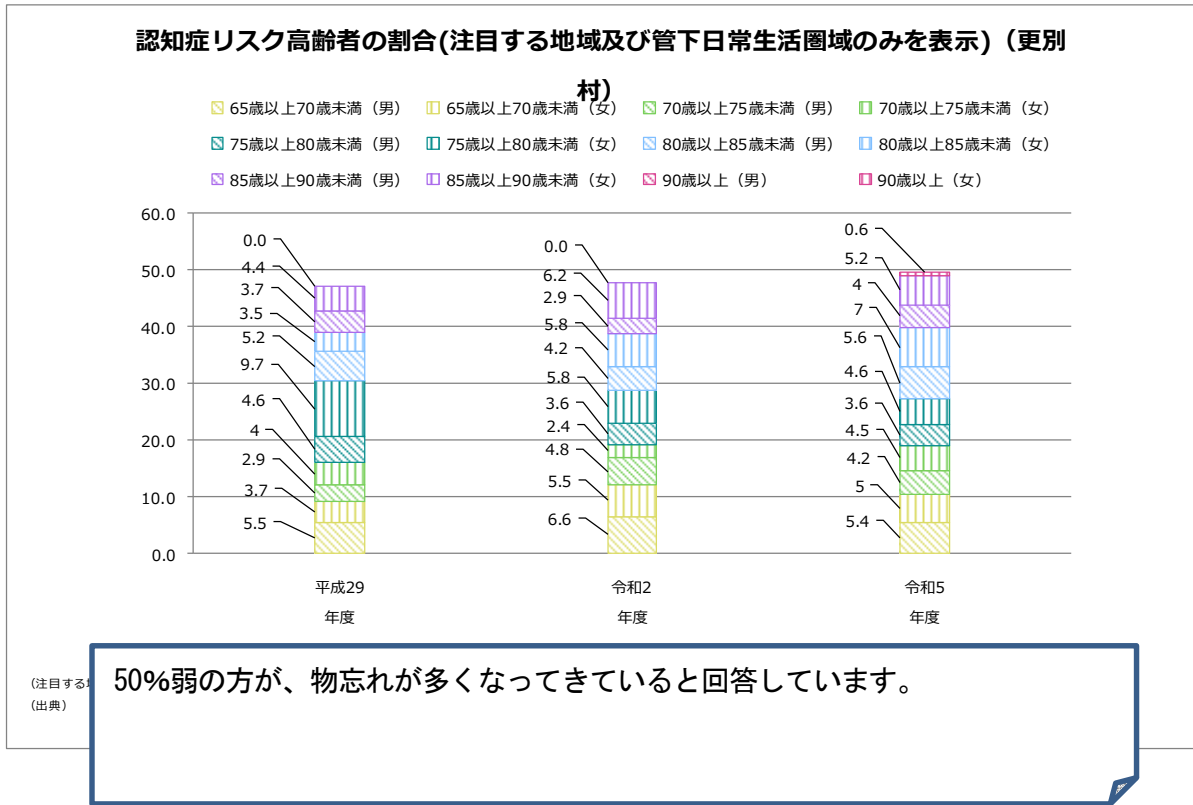
指標 E3 咀嚼機能リスク高齢者の割合



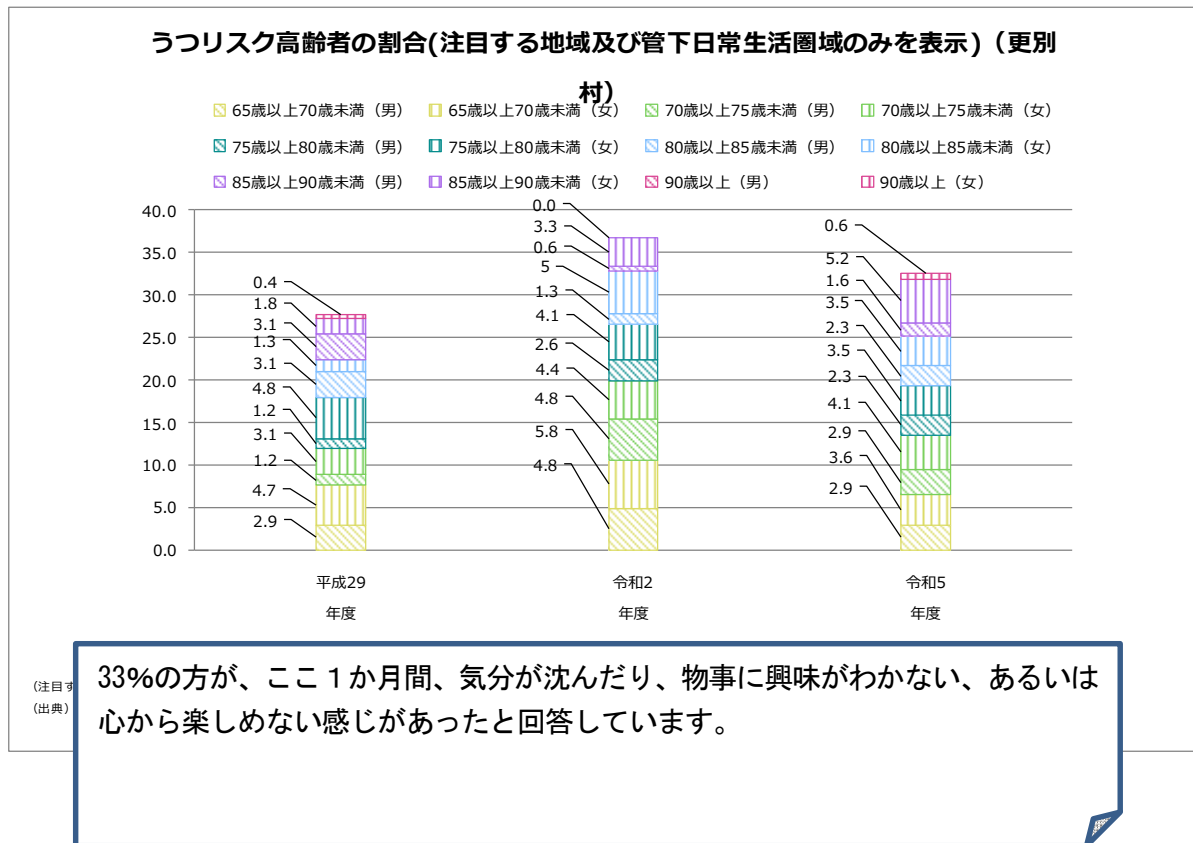
指標 E4 閉じこもりリスク高齢者の割合



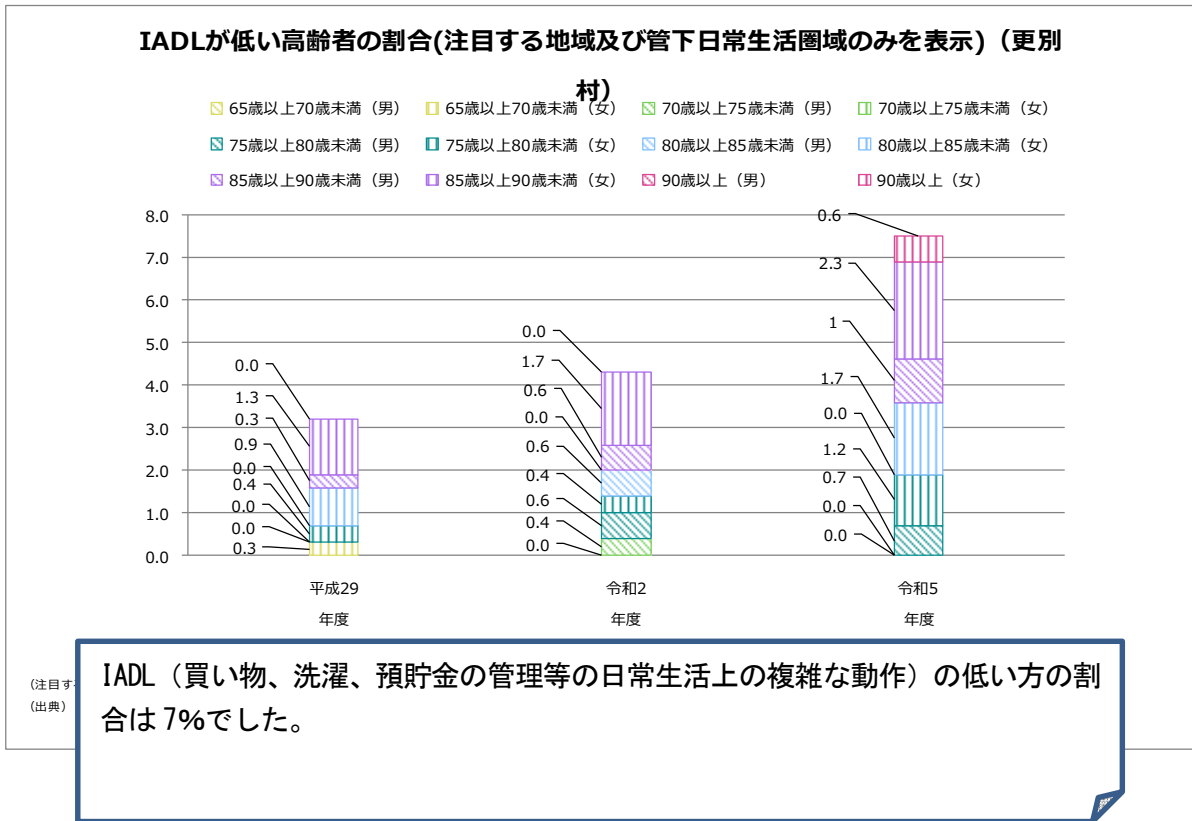
指標 E5 認知症リスク高齢者の割合



指標 E6 うつリスク高齢者の割合

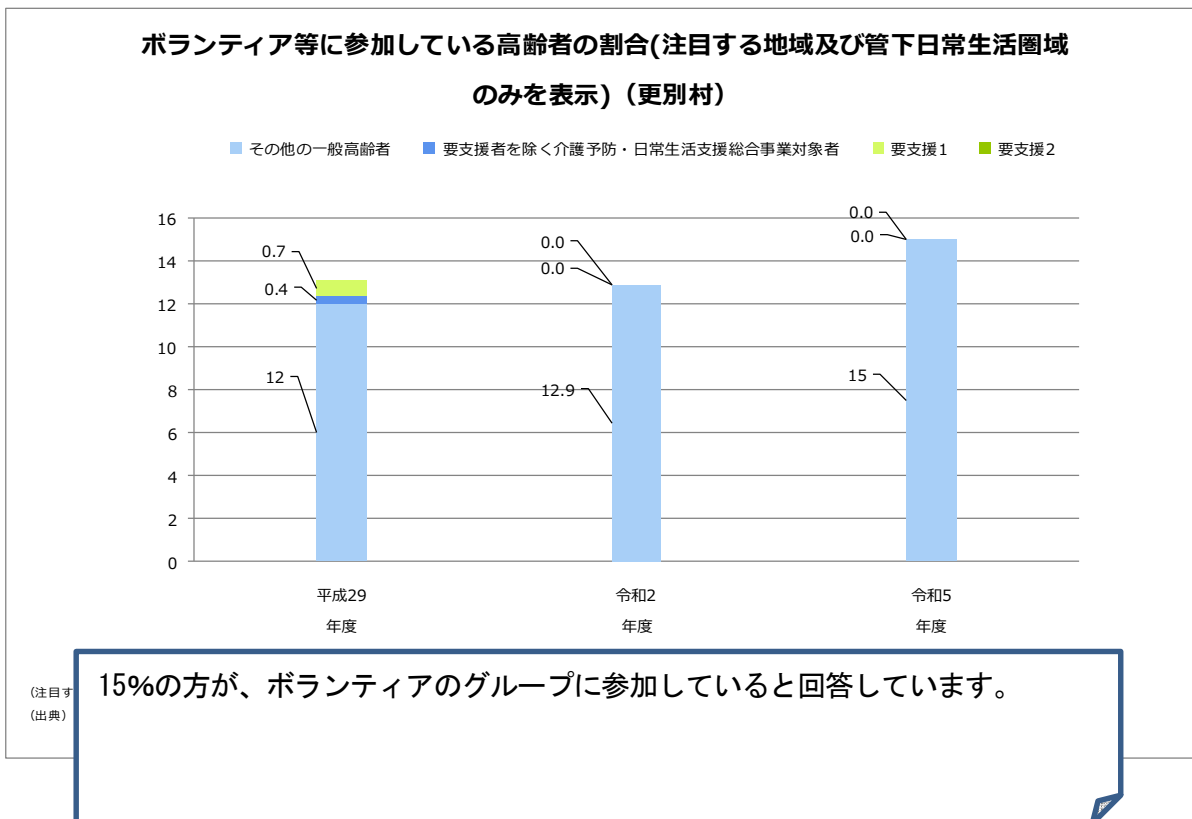


指標 E7 IADL が低い高齢者の割合

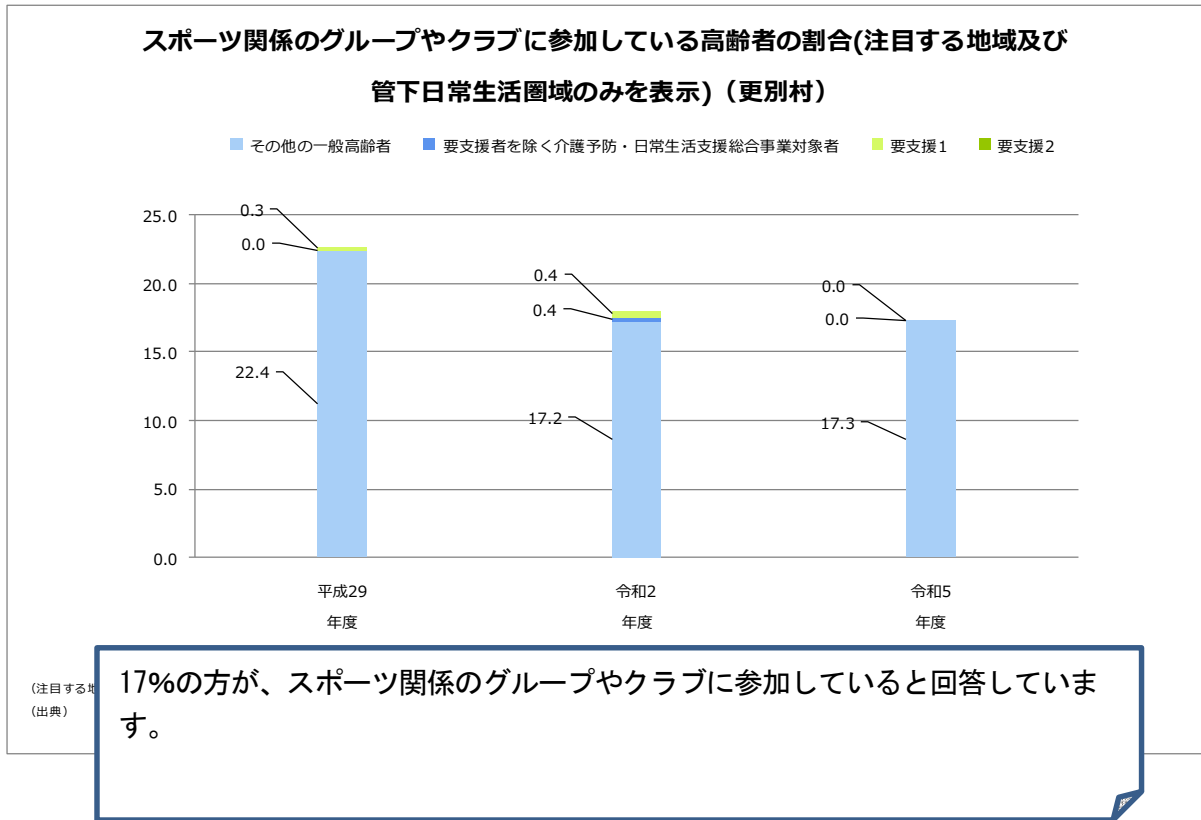


指標 E8 ボランティア等に参加している高齢者の割合

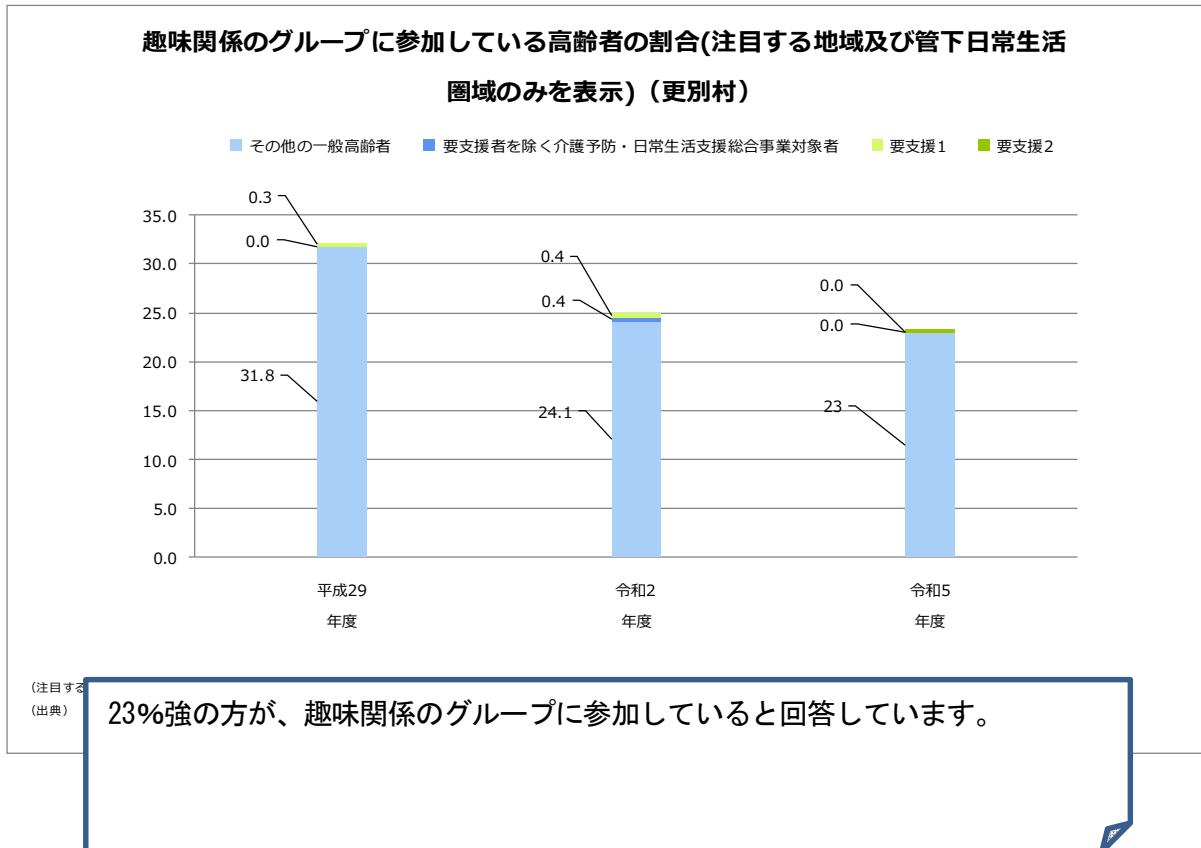
13%の方が、ボランティアのグループに参加していると回答しています。



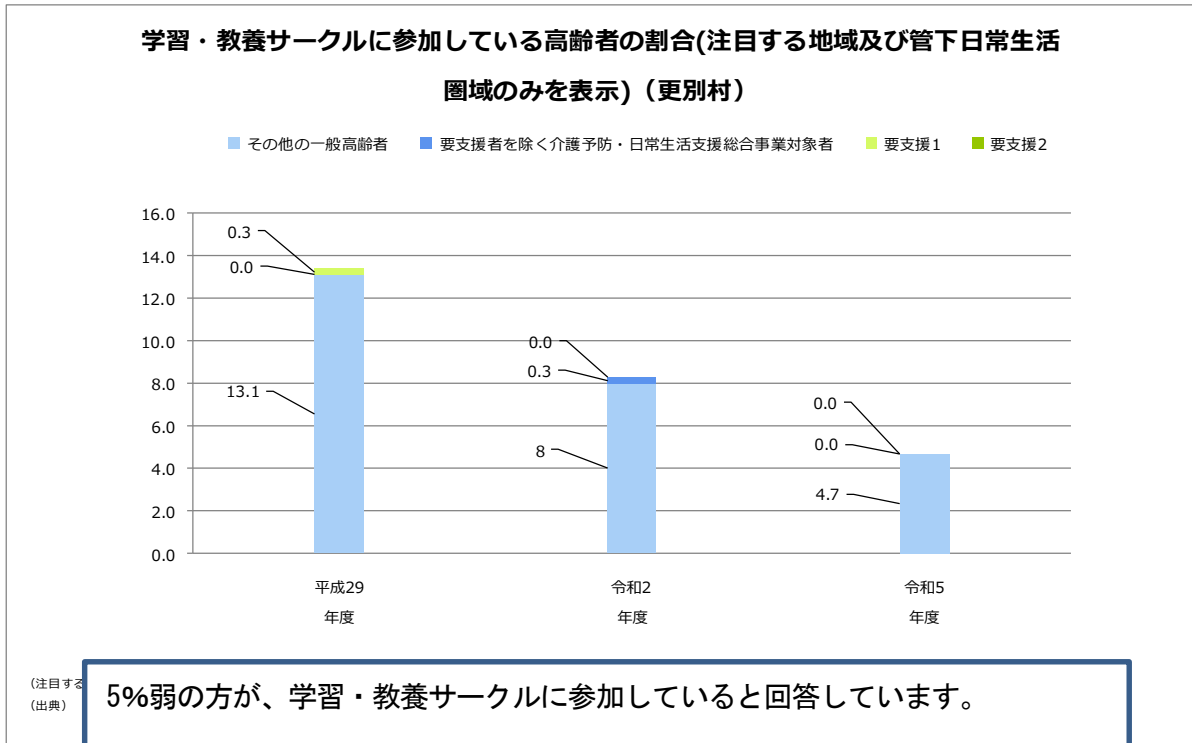
指標 E9 スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合



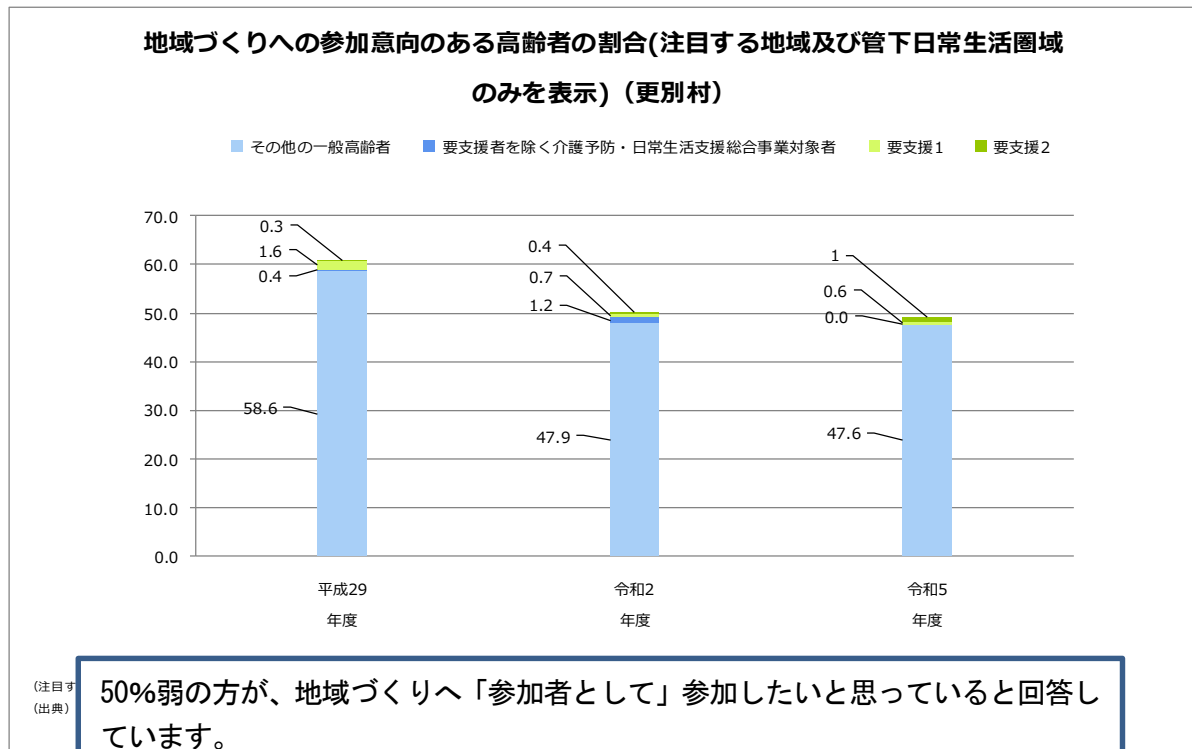
指標 E10 趣味関係のグループに参加している高齢者の割合



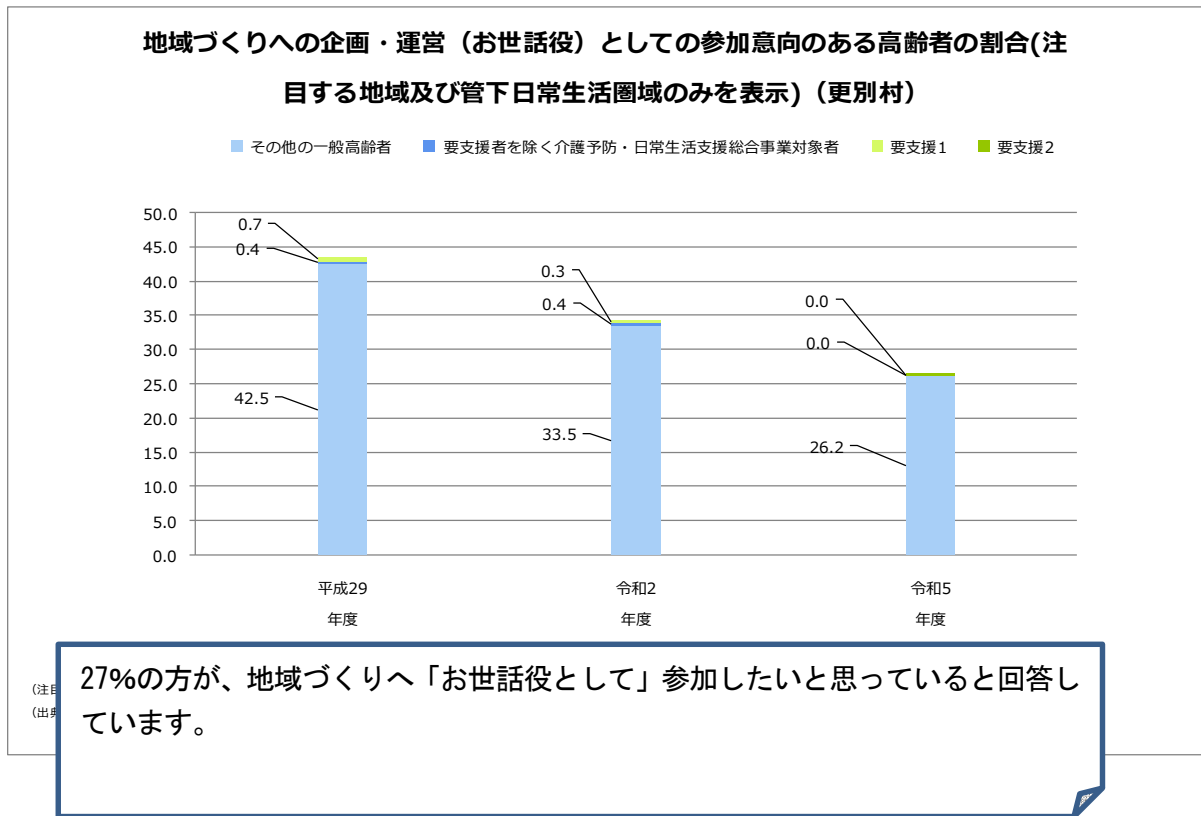
指標 E11 学習・教養サークルに参加している高齢者の割合



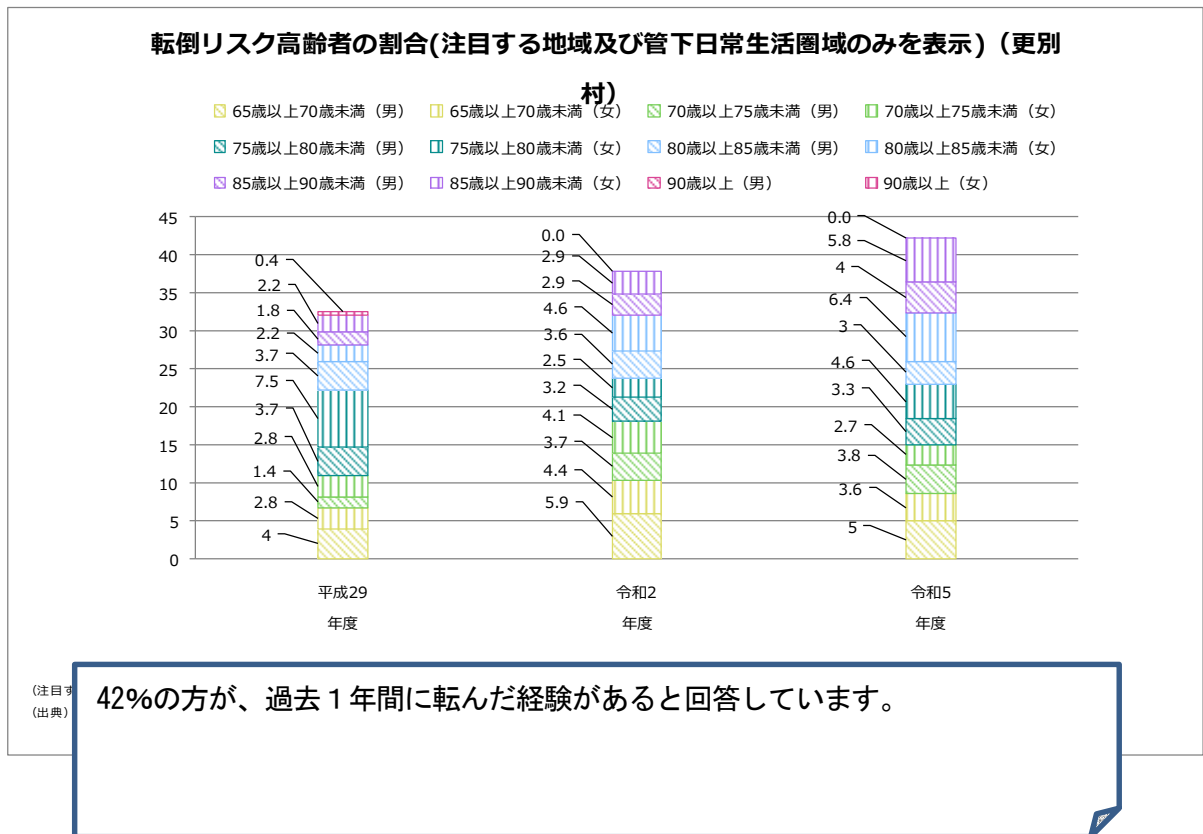
指標 E12 地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合



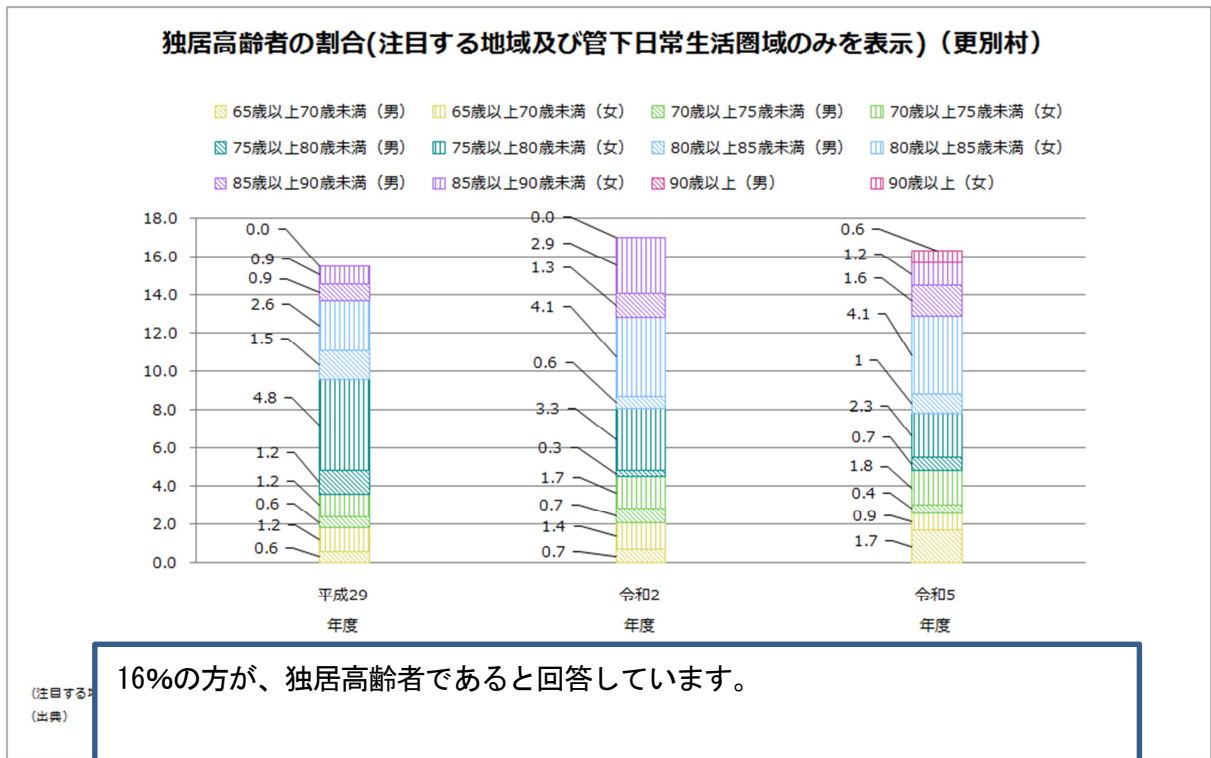
指標 E13 地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合



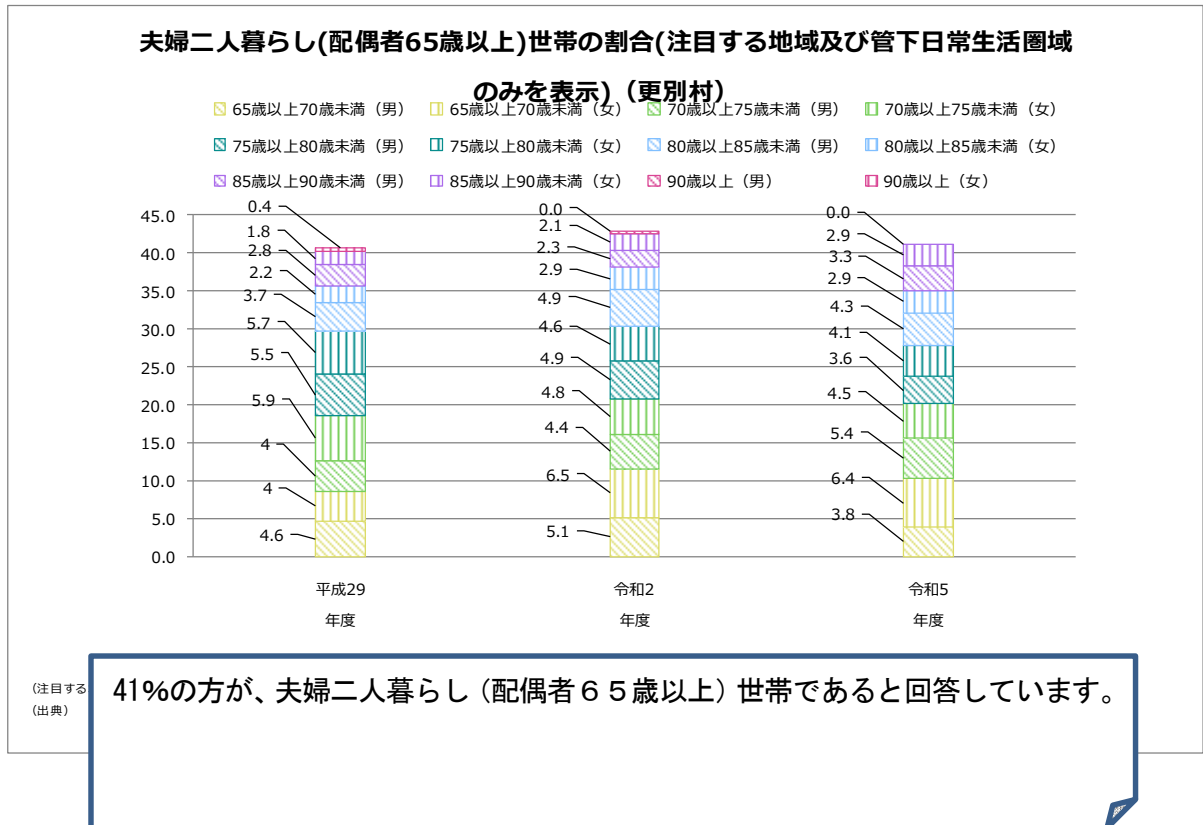
指標 E14 転倒リスク高齢者の割合



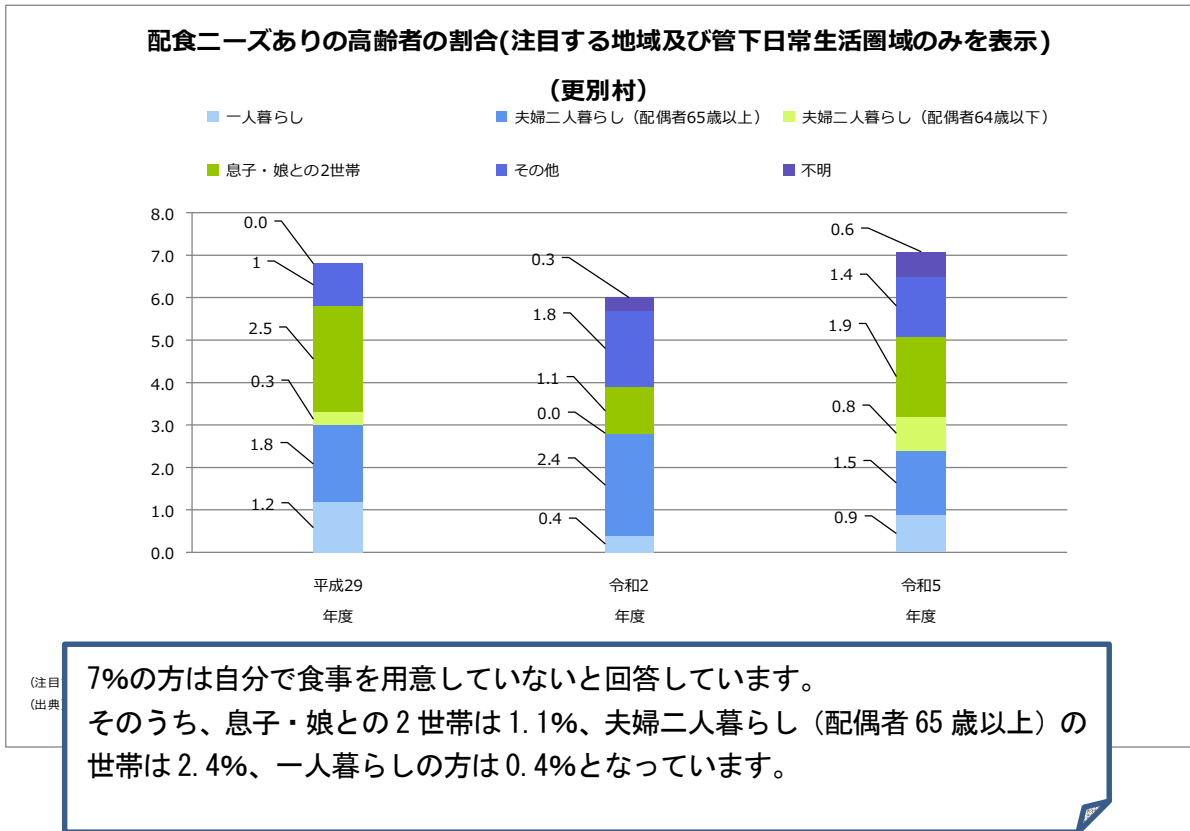
指標 E15 独居高齢者の割合



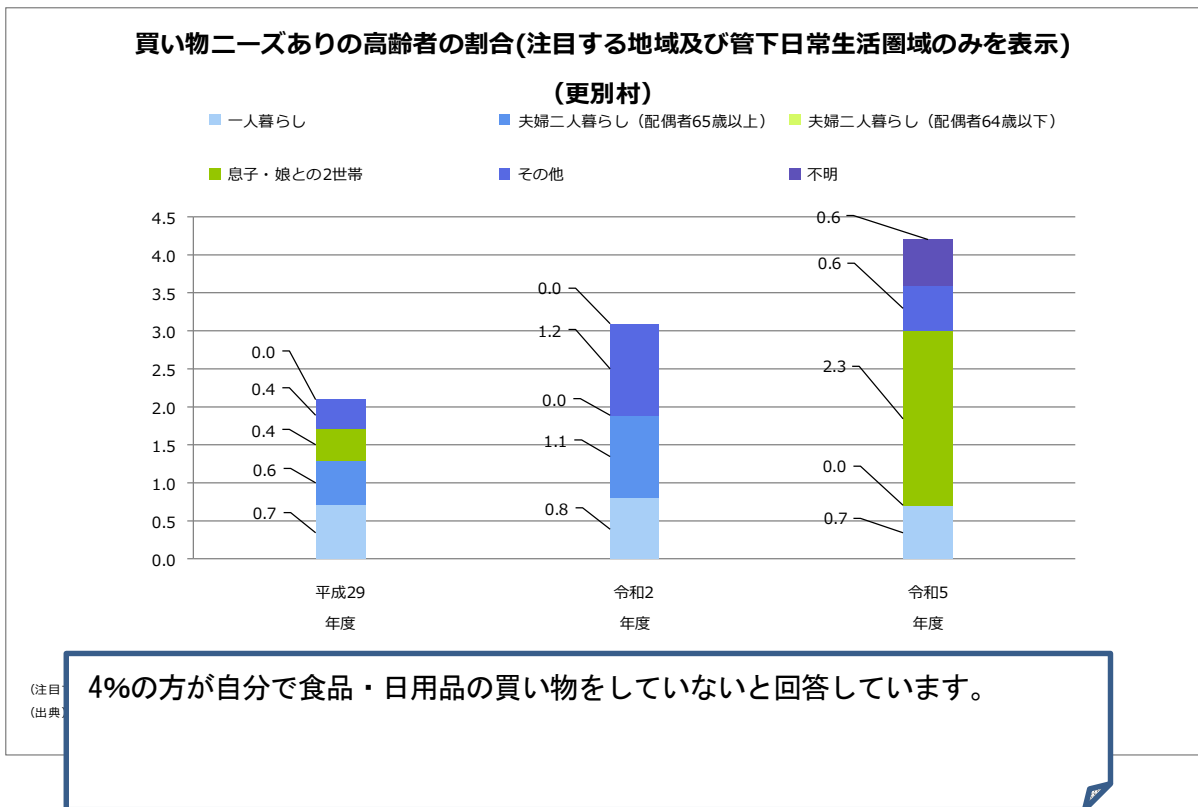
指標 E16 夫婦二人暮らし(配偶者65歳以上)世帯の割合



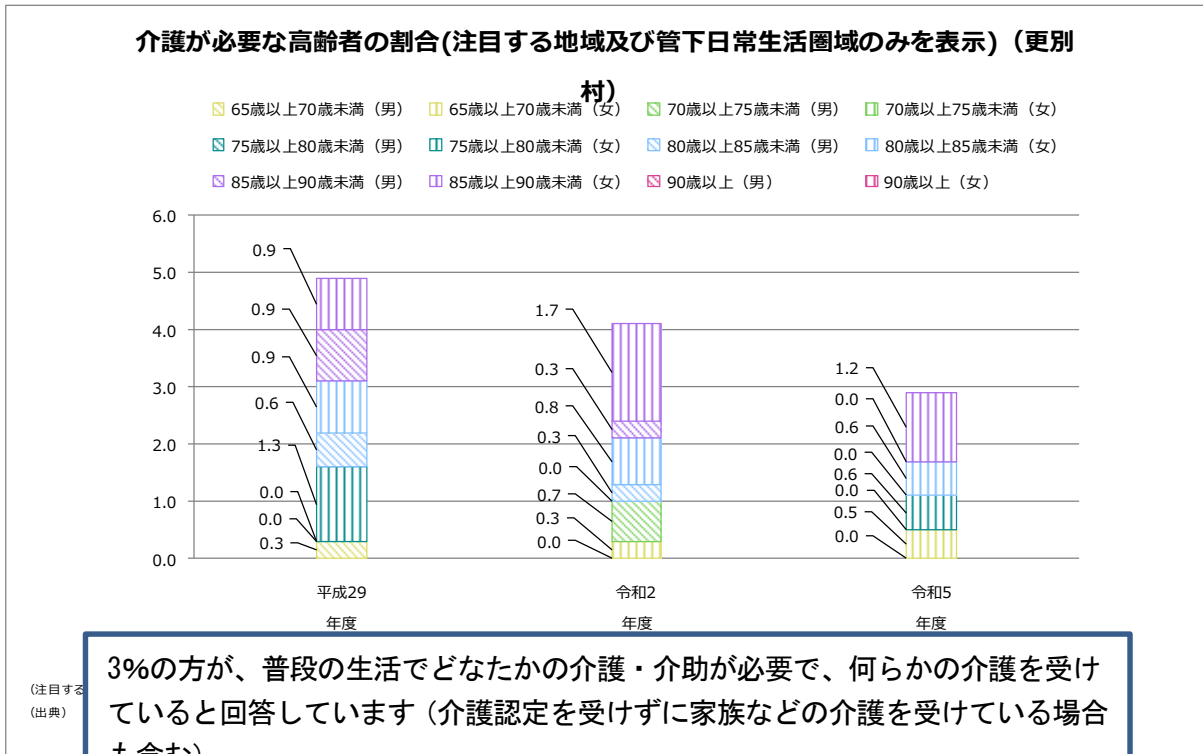
指標 E17 配食ニーズありの高齢者の割合



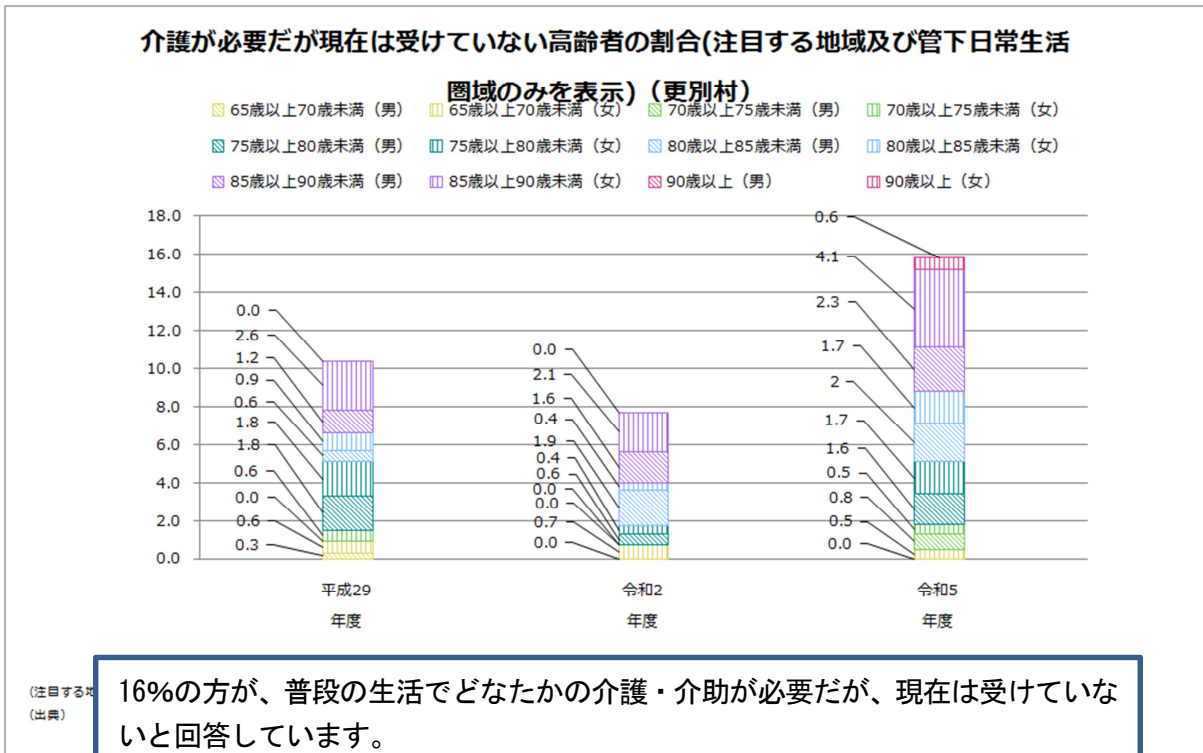
指標 E18 買い物ニーズありの高齢者の割合



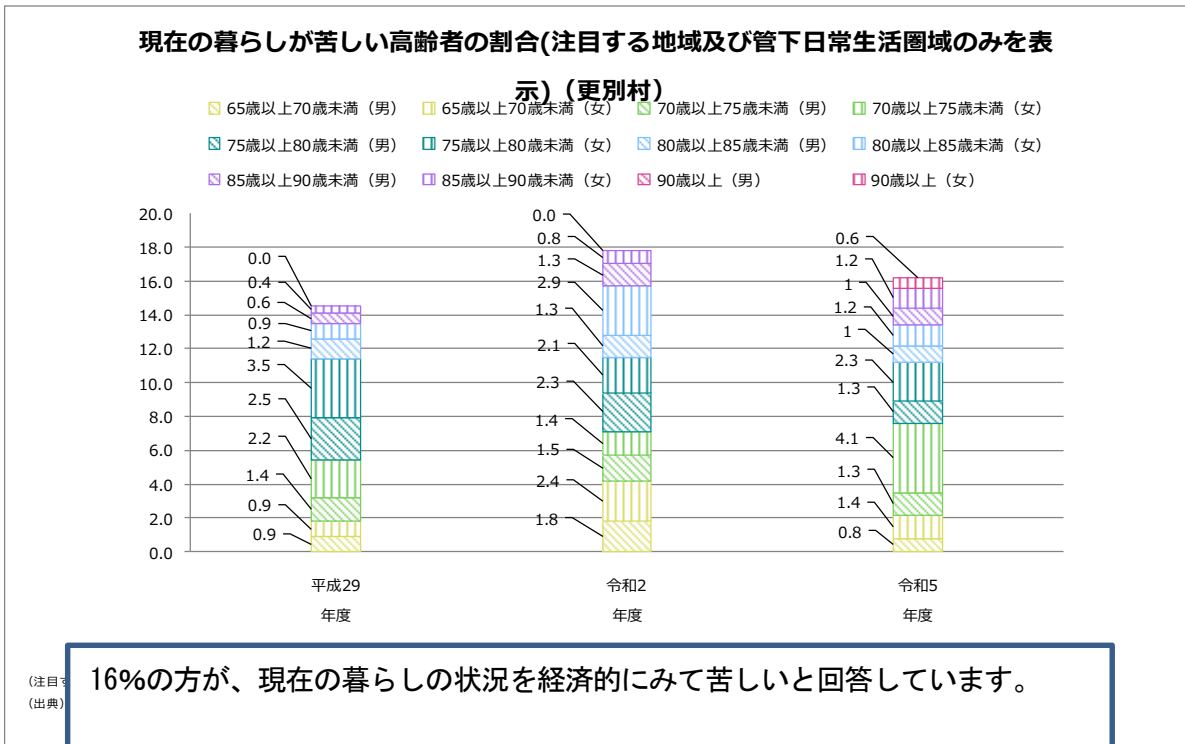
指標 E19 介護が必要な高齢者の割合



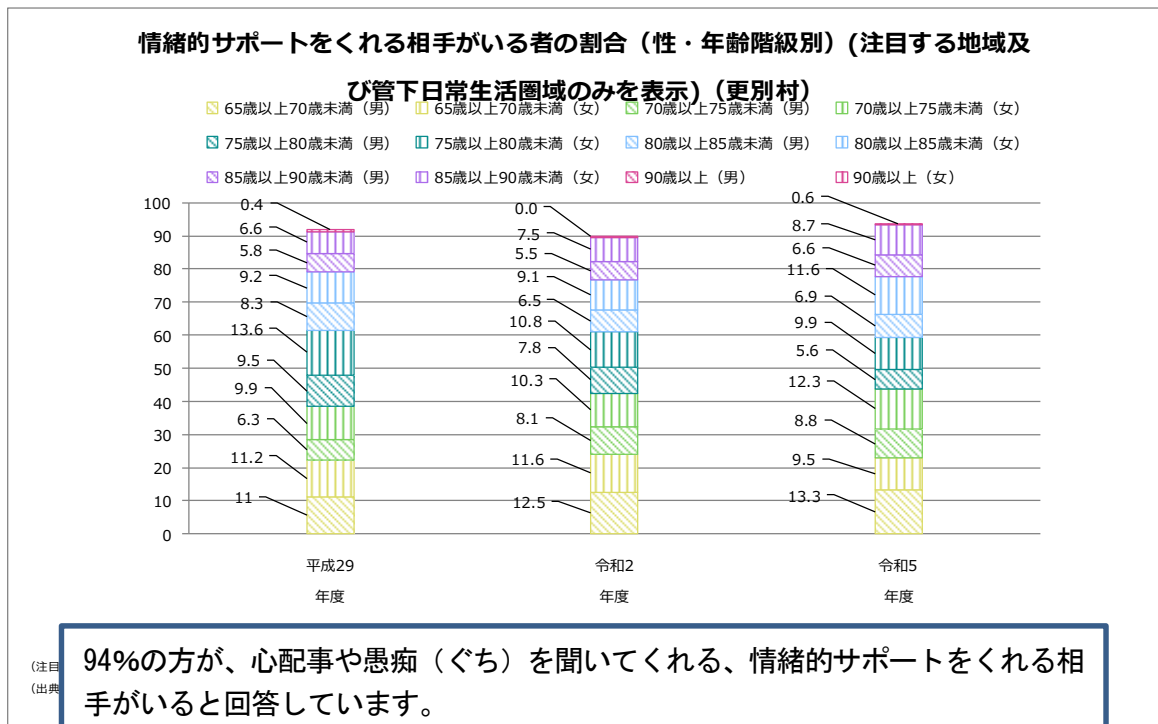
指標 E20 介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合



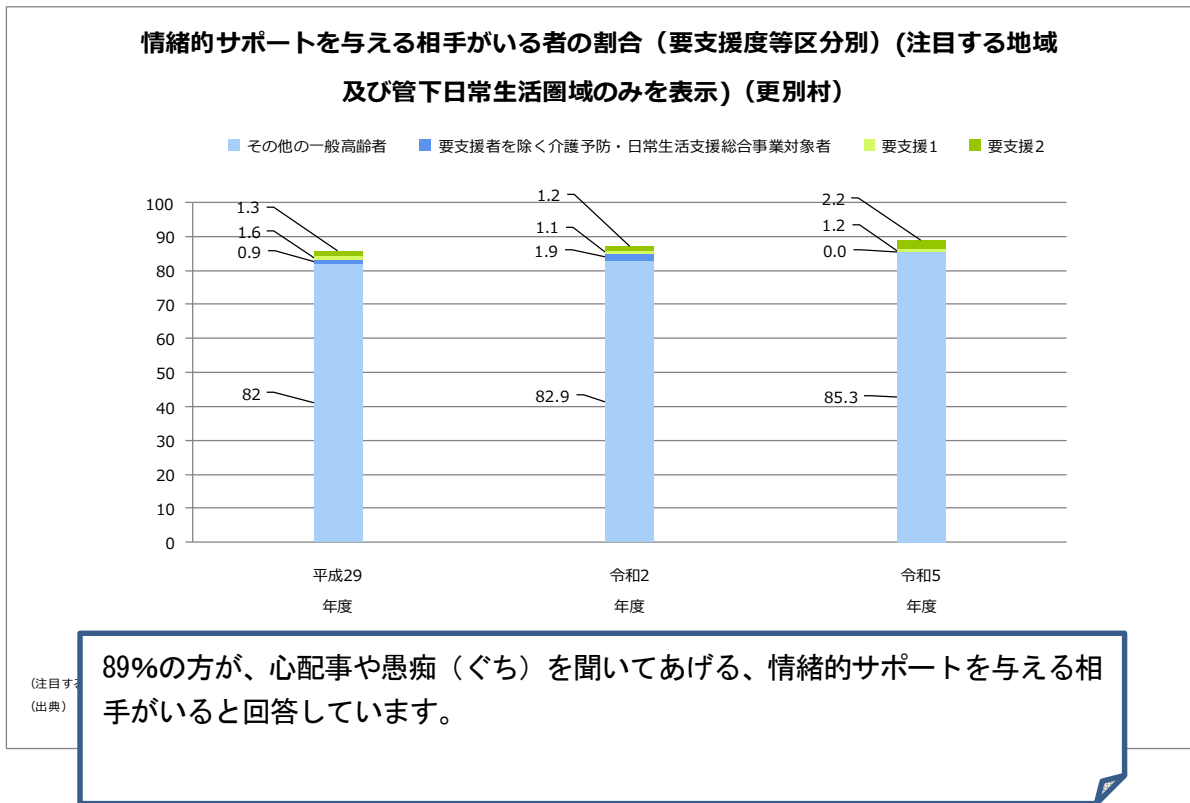
指標 E21 現在の暮らしが苦しい高齢者の割合



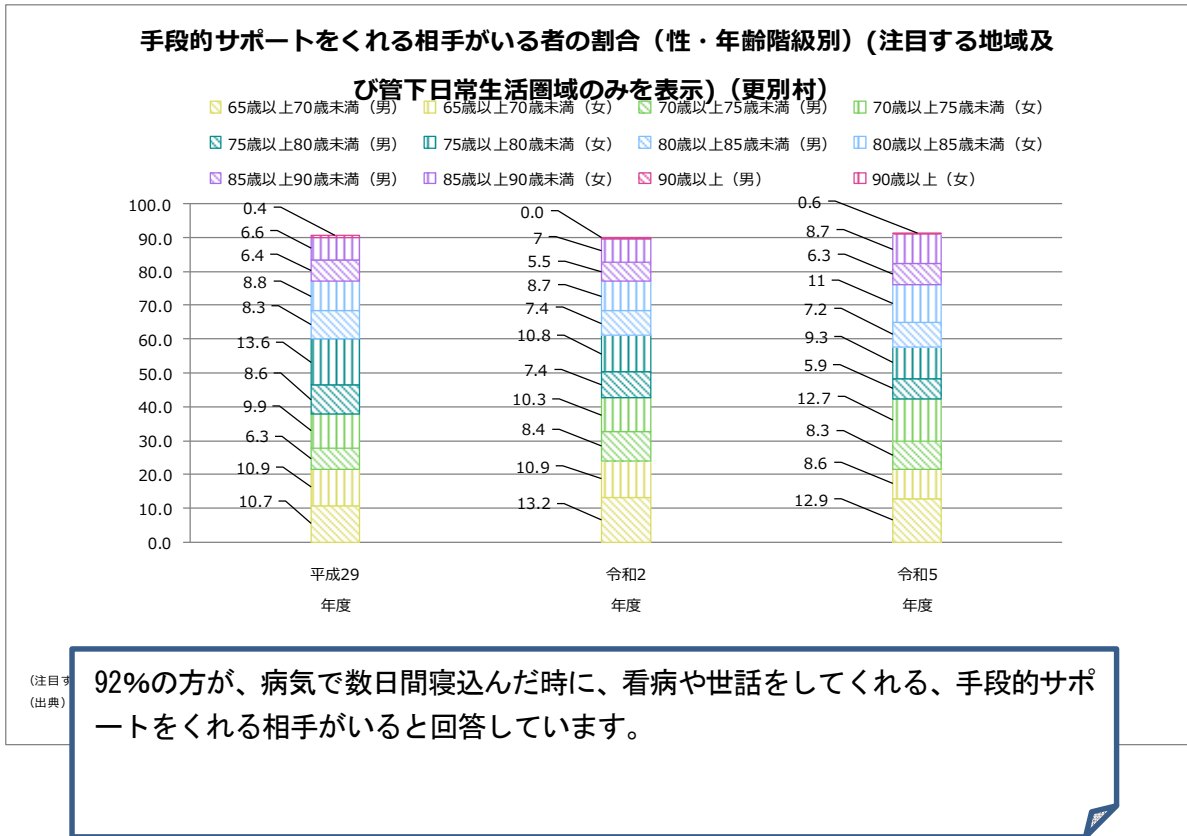
指標 E22 情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合 (性・年齢階級別)



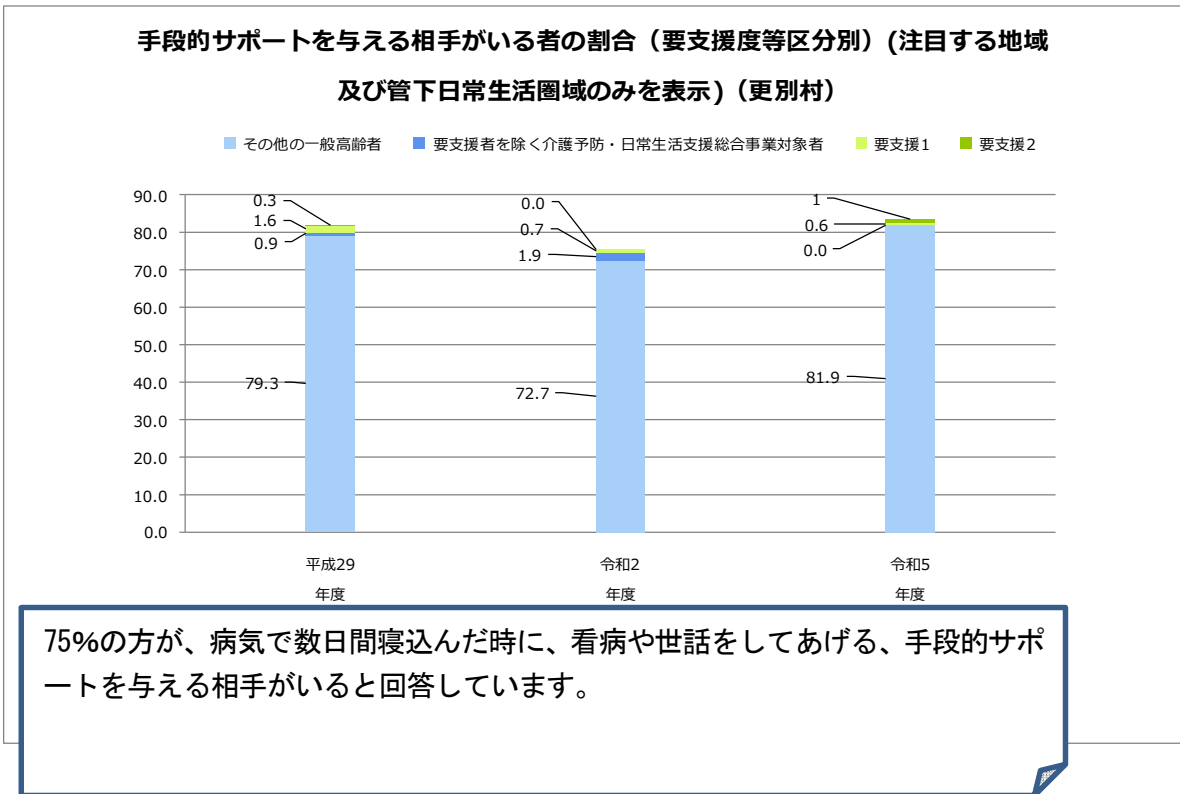
指標 E23 情緒的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別）



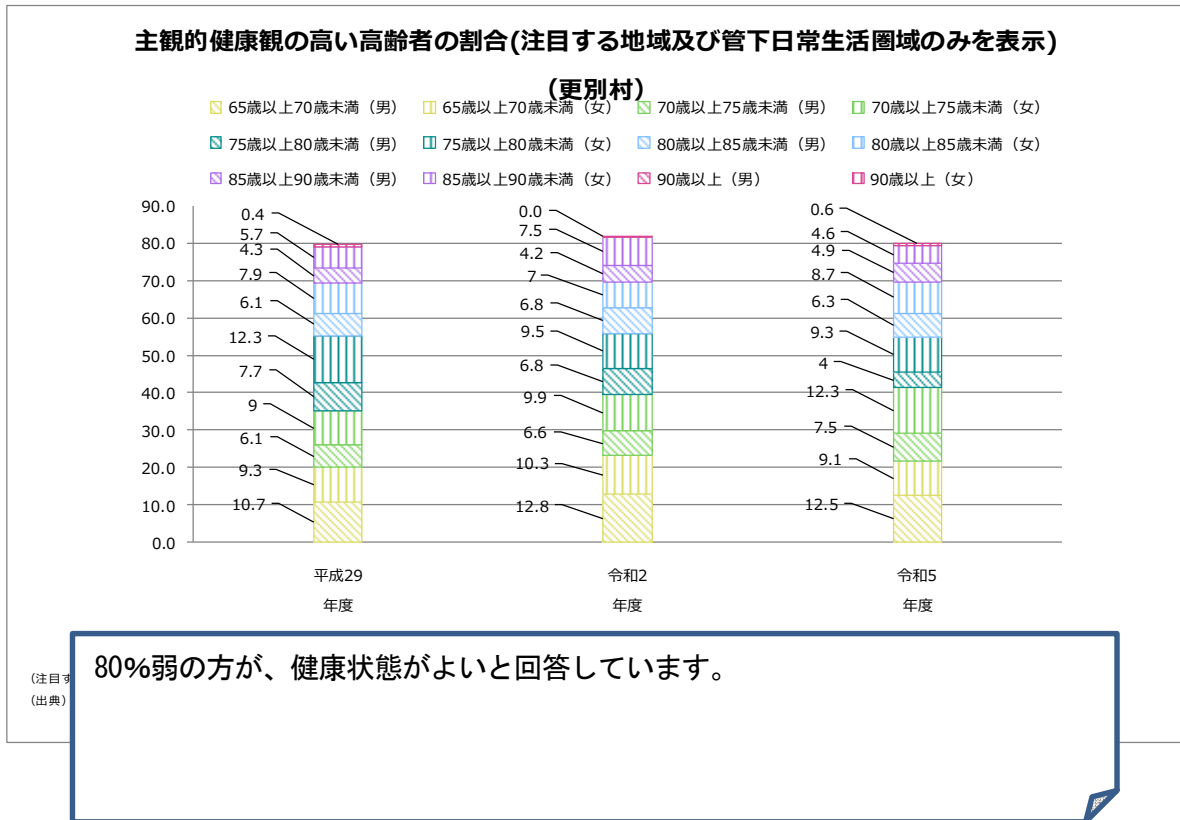
指標 E24 手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）



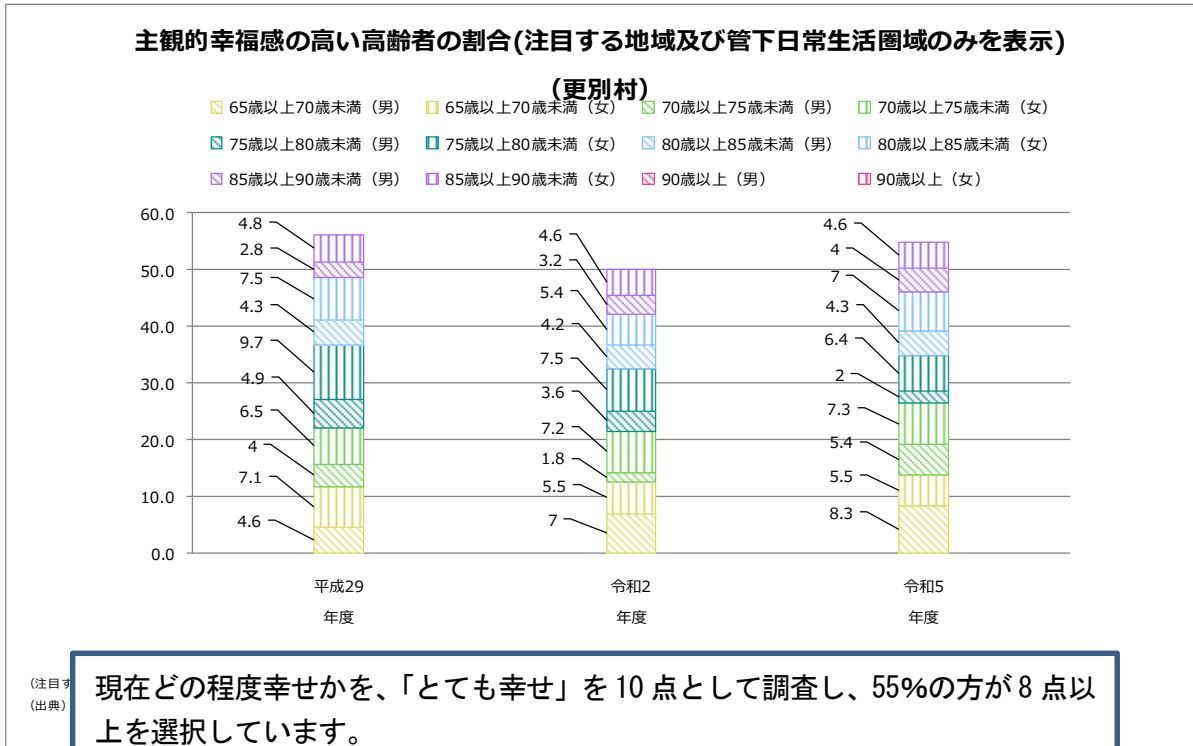
指標 E25 手段的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別）



指標 E26 主観的健康観の高い高齢者の割合



指標 E27 主観的幸福感の高い高齢者の割合



第3章 基本理念・基本目標

1. 基本理念（めざすまちの姿）

高齢者が地域社会で生きがいを持って活躍し、健康寿命の延伸や介護予防にも主体的に取り組む、医療や介護が必要になっても、培ってきた地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）が整ったまちをめざします。

基本理念を実現するため、地域に関わる住民や関係団体等が目標を共有し、適切な役割分担のもと、保健・医療・介護・福祉などの分野を超えて協働し、地域の中につながり・支え合いを構築することにより、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、地域包括ケアシステムの5つの要素である、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援に関する取組について、3つの基本目標に沿って推進します。

主に介護予防・生活支援に関する取組を推進するため、“支え合い、活躍”をキーワードとする「基本目標Ⅰ」と、“健康、予防・改善”をキーワードとする「基本目標Ⅱ」を定めます。

また、医療、介護、住まいに関する取組を推進するため、“安心”をキーワードとする「基本目標Ⅲ」を定めます。

基本目標Ⅰ（支え合い、活躍）

地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり

高齢者が、これまでに養ってきた知識・経験・技能等を生かして、地域や社会で役割を持って活躍できる生涯現役の社会づくりを進めます。また、多様な主体との協働による地域の包括的な相談支援体制の強化や、高齢者自身も地域の担い手となり、互いに支え合う地域共生社会づくりを進めることにより、誰もがいつまでも地域とつながり、自分らしく生きがいを持ち活躍できる環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅱ（健康、予防・改善）

心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実

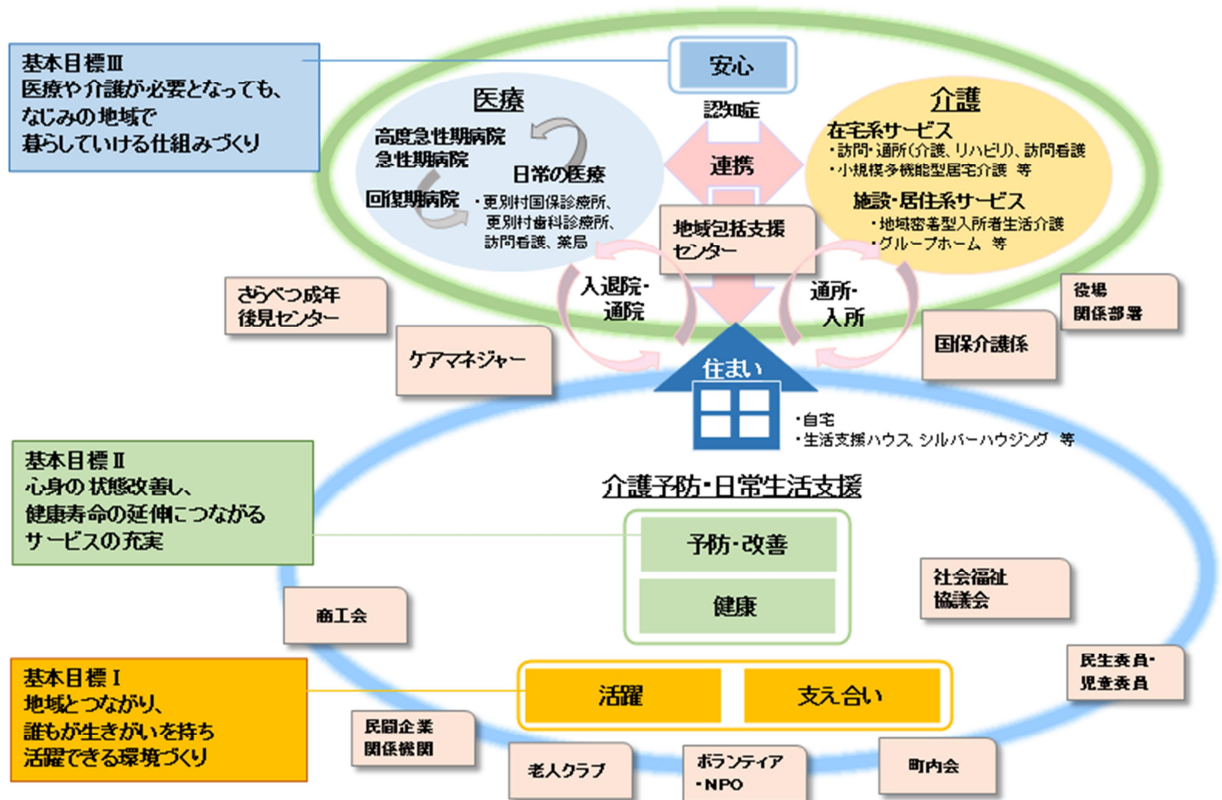
高齢者が、自身の能力に応じて、心身ともに健やかな生活を営むことができるよう、自ら健康状態を把握し健康増進を図ることを支援するとともに、高齢者が要介護状態等となることを予防し、心身の状態改善・悪化防止を図る介護予防・生活支援サービス等を提供するなど、地域住民等のボランティア、リハビリテーション等の専門職や事業者等と連携・協働して多様な取組を展開します。

基本目標Ⅲ（安心）

医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり

高齢者が医療や介護による支えが必要となっても、なじみの地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、在宅医療・介護の連携強化や認知症対策、生活ニーズに応じた住まいの確保、適切な介護サービスの提供・運営等について、多職種と連携して取り組むことにより、本人や家族介護者等の希望や状態・状況等に応じて、医療を含めた施設・在宅サービスをバランスよく、安心して利用できる仕組みを構築します。

図表. 3-1【更別村の目指す地域包括ケアシステム（全体像）】



第4章 施策展開

施策体系図

基本理念及び3つの基本目標の実現を図るため、次のとおり9つの重点施策を推進します。

第9期計画施策体系

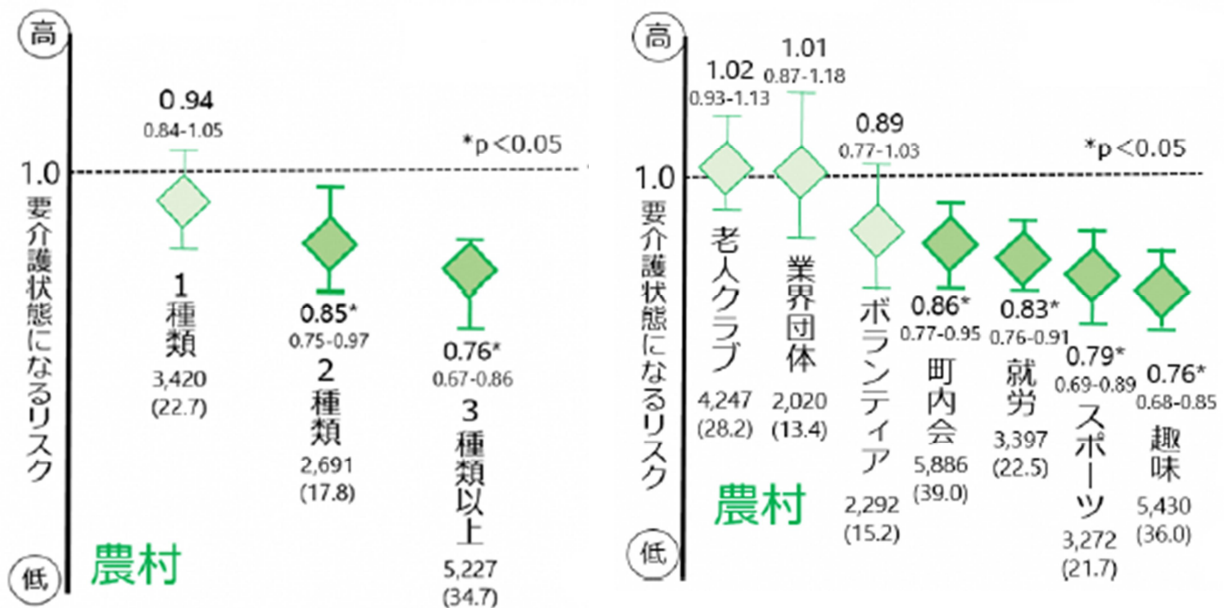
基本目標	重点施策	施策展開の方向性
I 地域とつながり、誰もが 生きがいを持ち活躍でき る環境づくり	1 高齢者が活躍できる 環境づくり	(1) 高齢者の就労促進と社会参加の機会づくり (2) 高齢者の多様な交流・活動の促進
	2 支え合いの地域社会 づくり	(1) 地域の支え合い活動を進める体制づくり
		(2) 多様な主体による地域活動の活性化
		(3) 地域に根差した相談支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進
II 心身の状態改善、健康寿命 の延伸につながるサービ スの充実	3 健康寿命を延伸する 健康づくりの推進	(1) 主体的かつ一体的な健康づくりの促進 (2) 健康づくりを地域全体で推進する環境づくり
	4 状態の改善につな がる介護予防・生活支援 サービス等の提供	(1) 地域包括支援センターの専門性を活かした 予防事業の推進
		(2) 介護予防の訪問・通所サービスの充実
		(3) 生活支援・福祉サービスの提供
III 医療や介護が必要となっ ても、なじみの地域で暮ら していける仕組みづくり	5 在宅医療・介護連携の 推進	(1) 在宅を支える基礎づくり（人材育成）
		(2) 在宅への流れの構築（多職種連携）
		(3) 地域包括ケアの深化に向けた取組
	6 認知症施策の推進	(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発と、早期 発見から適切な支援につなげる体制の確立
		(2) 認知症の人と家族への支援の強化
		(3) 地域における認知症への理解浸透と地域支援体制 の充実・強化
	7 安心・快適な住まい等 の確保	(1) 安定した住まいの確保
		(2) 快適な住環境づくり
	8 最適な介護サービスの 提供	(1) 介護サービスの適正な提供
9 介護サービスの適切 な運営	(1) 介護事業者への支援等（介護人材確保・育成・定着）	
	(2) 介護保険サービスの質の確保と向上	

重点施策 1 高齢者が活躍できる環境づくり

現状

- 更別村では人口減少、少子高齢化により、生産年齢人口が、令和4年の約1,760人から令和27(2045)年には約1,400人へ減少することが見込まれており、今後、地域社会において、労働力や担い手が不足することが予想されます。
- 日本老年学的評価研究機構の全国調査に基づく千葉大学の分析結果によると、要介護状態になるリスクは、就労により2割減少し、また、社会参加の種類が多いほどリスクが低くなる傾向がみられます。
- 更別村の高齢者の約8割は、要介護認定を受けていない比較的元気な高齢者であり、高齢者の活躍や社会参加は、健康づくりや介護予防、さらには地域社会の活性化につながることから、担い手となりうる高齢者への効果的なアプローチが求められています。
- また、地域活動について、地域づくりへ「参加者として」参加したいと思っている人が約50%いることから、高齢者の楽しみや生きがいにつながるような活動の場の一層の充実を図るとともに、参加を促す環境づくりを行うことが必要です。

【社会参加の種類別要介護リスク】



[出典] 井出一茂(千葉大学)「就労、スポーツ・趣味グループへの参加は都市でも農村でも要介護リスクを10-24%抑制. JAGES Press Release No: 212-20-3」

(第8期計画の主な取組)

◇高齢者の就労促進と社会貢献活動の機会づくり

(1) 高齢者勤労事業

更別村社会福祉協議会

おおむね60歳以上の方が高齢者勤労事業へ登録することで、永年蓄積された経験、技

術、能力等を生かした就労可能な個々に合った仕事の機会を得ることができ、地域社会に貢献しながら生きがいの充実を図り、自らの健康と福祉の増進に努めています。

現在の主な就労は、リサイクルセンター管理、公共用地等の芝・草刈り、剪定、除雪、清掃業務等です。

図表. 4-1【高齢者勤労事業会員総数】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
会員総数	18 人	22 人	22 人	20 人	14 人	18 人

※各年度 4 月現在

◇高齢者の多様な交流・活動の促進

(1) 老人クラブ

更別村社会福祉協議会

村内の各地区（更別・上更別・勢雄・更生・更南）に単位老人クラブが組織され、仲間づくりや趣味、教養等の輪を広め、社会奉仕活動などの社会参加により、自らの生きがいを高める活動が行われています。村では単位老人クラブと老人クラブ連合会に対し活動を支援するために助成しています。

図表. 4-2【単位老人クラブ数】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
単位老人クラブ数	5 クラブ	5 クラブ	5 クラブ	5 クラブ	5 クラブ	5 クラブ

※各年度 4 月現在

(2) 末広学級

教育委員会

60 歳以上の高齢者が、健康で明るく生きがいのある日々を送るために、学習や実習を通じて仲間づくりの中から心身の安定を図り、社会の一員としての自覚を深めることを趣旨として活動しています。学習内容は、「教養、文化に関すること」「趣味、娯楽に関すること」「奉仕、社会活動に関すること」「国際、異世代間交流に関すること」等、多岐に渡ります。

図表. 4-3【末広学級学生総数】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
学生総数	176 人	161 人	150 人	129 人	100 人	75 人

※各年度 4 月現在

(3) 高齢者運動会

保健福祉課（福祉係）

毎年6月の第4水曜日に更別村農業者トレーニングセンターにおいて、65歳以上の方々の健康保持と心のふれあいを深めながら相互の親睦と健康で明るく生き生きとした生活を送ることを目的に、レクリエーション及び体力づくりの場として高齢者運動会を開催しています。

図表. 4-4【高齢者運動会参加者数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	115人	122人	114人	—	—	77人

※R2～R3は、新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止

(4) 敬老会

保健福祉課（福祉係）

年度中に75歳に達する方を対象に、今日の更別村を築き上げられた高齢者各位の業績を称え祝福するため敬老会を開催しております。平成20年度まで更別村社会福祉センターを会場としておりましたが、平成21年度からはふるさと館に移し開催しています。

また、平成20年度まで支給していた敬老年金（9月14日現在において満70歳以上の者に対し、70歳以上75歳未満の方には年額1万円、75歳以上の方には1万3千円を支給）を廃止し、平成21年度からは長寿を祝福し社会に貢献した労をねぎらうために敬老祝金を支給しています。敬老祝金は9月1日現在、本村に1年以上有する数え77歳、88歳、99歳の者に対し3万円を贈呈しています。

図表. 4-5【敬老会及び敬老祝金対象者数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
敬老会対象者数	601人	599人	588人	—	156人	592人
敬老会出席者数	210人	200人	196人	—	40人	113人
敬老祝金支給対象者数	80人	63人	60人	62人	51人	66人

※R2は、新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止

(5) ふまねっとかしわの会

更別村社会福祉協議会

平成29年4月に結成された会で、地域住民が主体となった健康づくり活動を支援するため、ふまねっを安全に楽しく指導するボランティア「ふまねっサポーター」の養成及びフォローアップを行っています。

また、50cm四方のます目でできた網を踏まないように歩く、頭と身体のレクリエーション運動「ふまねっと」の普及のため、健康教室や出張教室（随時）を開催しています。

図表. 4-6【健康教室・出張教室の実施状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康教室	11回 延120人	10回 延79人	9回 延75人	10回 延153人	8回 延81人	11回 延126人
出張教室	3回 延88人	6回 延122人	5回 延95人	5回 延57人	3回 延41人	6回 延72人

図表. 4-7【サポーターの人数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	10人	7人	6人	9人	8人	10人

図表. 4-8【講習・研修の実施状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養成講習	0回 延0人	0回 延0人	0回 延0人	1回 延3人	0回 延0人	1回 延2人
フォローアップ研修※	0回 延0人	1回 延4人	1回 延1人	0回 延0人	0回 延0人	1回 延2人

※R4の名称は「フォローアップ研修」

(6) ボランティアすずらん会

更別村社会福祉協議会

ふれあいサロン（月2回）、一人暮らし高齢者の昼食会、敬老会等の村事業への協力等を行っております。

令和2年度より、新型コロナウイルス感染対策のため、高齢者の昼食会は交流会に変更して開催する等の対応をしています。

図表. 4-9【ふれあいサロンの開催回数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	21回	22回	20回	10回	8回	22回
参加延人数	360人	382人	323人	72人	90人	183人

図表. 4-10【高齢者昼食会の参加者】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
年間延利用者数	69 人	88 人	77 人	41 人	32 人	37 人

(7) JA こんにちは

ボランティア団体

JA さらべつの組合員で、ヘルパー資格取得修了者が中心となり、平成 11 年 2 月 24 日に設立されました。高齢者の憩いの場として「ひだまりの家」を実施しているほか、シルバーハウジングでの行事に参加する等の活動をしていましたが、会員数の減少のため令和 2 年 2 月に解散しました。

(8) その他の各種福祉団体

更別村社会福祉協議会

北海道共同募金会更別村共同募金委員会、更別村老人クラブ連合会、十勝地区身体障害者福祉協会更別村分会、更別村手をつなぐ親と子の会（知的障害児・者の親の会）等があります。

課題認識・基本的な考え方

- 高齢者等がこれまで培ってきた知識や経験をいかし、地域や社会で役割を持って活躍できるよう、多様な働き方の提案や就労先とのマッチングを行います。
- 老人クラブをはじめ高齢者の自主的な活動や多様な交流の支援等により、仲間づくりや世代交流を促進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、ふれあいと活力のある長寿社会の形成を図ります。

事業展開

(1) 高齢者の就労促進と社会参加の機会づくり

① 高齢者勤労事業

更別村社会福祉協議会

社会福祉法人更別村社会福祉協議会が運営している高齢者勤労事業は、永年蓄積された高齢者の経験、技術、能力等を生かし自分に合った仕事の機会を得ることができます。地域社会に貢献しながら、自らの生きがいの充実、健康と福祉の増進を得ることができるよう支援していきます。

(2) 高齢者の多様な交流・活動の促進

① 老人クラブ活動の支援

更別村社会福祉協議会

老人クラブ活動では、高齢者の仲間づくりや交流の場が提供され、高齢者を主体とする

介護予防の観点からも、その活動及び役割は期待されます。会員の生きがいがづくりや健康づくりを具現化する自主的な魅力あるクラブ活動を支援します。

②生涯学習（末広学級等）

教育委員会

生涯学習の一環として開催される高齢者向け教室など高齢者のニーズに対応した学習やクラブ活動を通じて教養を高め、仲間づくりや心身の安定を図り、地域の一員としての自覚を深め、豊かな人間性を身につけます。継続的な学習、社会参加の機会を提供し、環境や活動内容の充実を図ります。

③高齢者運動会

保健福祉課（福祉係）

健康保持と心のふれあいを深めながら相互の親睦と健康で明るく生き生きとした生活を送ることを目的に、レクリエーション及び体力づくりの場として毎年6月に高齢者運動会を開催します。なお、平成29年度より会場を村民グラウンドから農業者トレーニングセンターに変更し、実施しています。

④敬老会

保健福祉課（福祉係）

更別村を築き上げられた高齢者各位の業績を称え祝福するために毎年9月に敬老会を開催します。

なお、77歳、88歳、99歳となる方に、長寿を祝い社会に貢献した労をねぎらうために敬老祝金を支給します。

⑤自主活動

更別村社会福祉協議会

積極的な高齢者の活動を助長していけるよう、ふまねっと運動等のサークル活動への支援及び指導者の育成を図り、高齢者の自主性・多様性を考慮しながら活動に結びつけ、継続できる仕組みづくりを支援します。

⑥ボランティア団体

更別村社会福祉協議会

福祉の充実した推進にはボランティアによる活動は欠かせないものです。幅の広い層による自主的なボランティア活動が積極的に展開できるよう、ボランティア意識の高揚促進を図り、推進機関を支援していきます。

⑦各種福祉団体

更別村社会福祉協議会

高齢者の福祉を増進、推進する団体の活動に対して、その活動が自主的、積極的に弊害なく活動できるように支援していきます。

重点施策 2 支え合いの地域社会づくり

現状

- 更別村の高齢者人口は990人前後で推移していく見込みです。また、単身高齢者数も増加し続けており、令和2年には187人で、この20年間で約3倍に増加しています。介護保険等の公的サービスではカバーしきれない、様々な日常生活上の困りごとに関する支援ニーズが、ますます高まっていくことが予想されます。
- 更別村では、町内会等の地縁団体や、ボランティア・NPO、さらべつ成年後見センター、民間事業者等による活発な地域福祉活動が行われていますが、村民の地域活動への参加は減少傾向にあり、地縁団体では、担い手の高齢化・固定化が進んでいます。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をみると、非認定者の約27%の方が、グループ活動による地域づくりを進める際に、「企画・運営（お世話役）として参加してもよい」と回答しており、こうした地域に潜在する担い手が、地域社会において活躍できるよう、地域の生活支援ニーズとのマッチングを図ることが求められています。
- 高齢者がひきこもりの子を抱える8050問題、高齢者虐待、孤独・孤立、経済的困窮など、高齢者を取り巻く課題は複雑・多様化しています。また、それらの課題が複合的に絡み合っている世帯、例えば、未成年者が介護や家事を担っている（ヤングケアラー）世帯や、要介護の高齢者と障害のある世帯員で構成される世帯等には、世帯全体を継続的に支援する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられ、徐々に社会活動が元に戻りつつありますが、未だ、外出を控えている高齢者や、活動を休止・縮小している住民相互の支え合い団体が見られます。このため、高齢者の健康や外出・交流機会の回復が大きな課題となっており、住民相互の支え合い団体等による、通いの場や見守りをはじめとする地域活動を再開・活性化させる必要があります。

（第8期計画の主な取組）

◇地域の支え合い活動を進める体制づくり

（1）生活支援体制整備事業

更別村社会福祉協議会（村委託事業）

地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実の推進を図るため、生活コーディネーターの配置や協議体を設置しており、地域の支え合い活動を進める体制は充実しつつあります。

しかし、話し合いの場はできたものの、地域の実情に応じて、地域課題の抽出や解決策の検討などに時間を要することもあり、実際に生活支援等の活動を実施しているところはありません。

活動の創出にあたっては、地域住民による主体的な取組を推進するために、担い手の要請・発掘を行うだけでなく、地縁組織や社会福祉法人等、生活支援サービスの提供主体同士が連携することも重要であり、地域住民だけでは解決できない課題に対応するためにも、生活支援コーディネーターが継続的なサポートを行い体制の強化を図っていく必要があります。

す。

■ 生活支援コーディネーターの配置

平成 28 年 4 月より、社会福祉協議会にて 1 名配置

■ 協議体の運営

平成 29 年 3 月に設立した協議体「ささえ愛さらべつ」の運営を継続し、イベントや講演等の開催を通して地域の課題を発掘し、高齢者のコミュニティ参加をはじめとした、多世代交流を持てる場の創出に努めている。

■ 協議体の活動

・ ささえ愛さらべつの集い

ささえ愛さらべつを知ってもらうために、月 1 回程度開催。地域資源の確認、ラジオ体操、支え合い講演会・マップ作成、先進地視察等の活動実施。更別農業高校との共同事業として、更高生と話そう会、更別農業高校の敷地内にてネイチャーウォークの開催等を行っている。また、活動カレンダーの発行や、フェイスブックを活用した情報発信を行っている。

・ 冊子づくりワークショップ

将来、高齢者となり更別での豊かな暮らしを実現するにはどういった心がけをしていくべきなのか、ワークショップで意見を出し合いまとめた冊子を作成。今後のささえ愛さらべつの活動に向けてのアイデアをまとめた。

◇多様な主体による地域活動の活性化

(1) 社会福祉法人 更別村社会福祉協議会

地域福祉の推進機関として行政が行う福祉事業を補うとともに、民間としての独自の福祉活動を展開しています。また、福祉関係諸団体の活動を援助しています。

独自に実施している高齢者福祉サービスは、以下のとおりです。

■ 地域福祉の推進

○多世代交流事業の実施

「こども福祉の交流体験」等を通じて多世代が交流する機会を設け、つながりを深めます。

○長期在宅療養者への見舞

65 歳以上で 6 ヶ月以上在宅において臥床・療養している方をお見舞いします。

○日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービス

判断能力が低下している方の生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理サービスを行います。

○小地域ネットワーク事業の実施

小地域（行政区）の福祉委員を中心に、地域の皆さんが安心して暮らせるような住民相互の福祉援護活動を支援します。

○生活福祉資金、法外援護資金の貸付

低所得・離職・不測の出費等による就学や生活問題の解決のため、資金貸付や相談援助を行います。

○たすけあい滑り止め碎石の配布

転倒防止のための碎石を無料配布し、住民相互の声掛け、たすけあいを育みます。

○コミュニティカフェの運営

住民の交流・活躍、飲食の提供による生活支援、更には相談対応の場として、令和5年度からは週4回に営業を拡大し運営しています。

○心配ごと相談の実施

相談員が困りごとについて一緒に考え、必要な場合には専門機関をご紹介します。

■ 住民による地域福祉活動の推進

○社会福祉大会（4年に1度）及びふれあい広場（福祉大会未実施の年）等の開催

住民、関係者が地域福祉の未来を考え、4年に1度「社会福祉大会」を開催します。福祉大会が未実施の年は、ふれあい広場を開催しています。

○サロン活動の支援

地域の居場所となるサロンの開設・運営を支援します。

○リサイクル活動の推進

アルミのプルタブ・古切手・書き損じはがき・使用済みプリペイドカードを受け入れ、福祉団体に送付します。

○ボランティアセンターの運営

ボランティア活動を推進するため、情報提供・啓発等を行います。

■ 福祉教育の推進

※上記のほか、更別村社会福祉協議会が実施している主な活動は以下のとおりです。

■ 介護保険居宅介護支援事業所の運営

■ さらべつ成年後見センター（平成30年度設立）の運営

◇地域に根差した相談支援体制の充実・強化

（1）総合相談支援事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

地域における高齢者の包括的な支援体制を充実・強化するため、地域包括支援センターの人員体制づくりや業務改善に計画的に取り組み、年々増加する相談業務等に適切に対応しています。一方、自らSOSを出せない高齢者の早期発見・支援ニーズはさらに高まってきており、引き続き地域の高齢者情報の効果的な把握や、関係機関との連携強化が必要となっています。

■ 出張相談の実施

ふれあいサロン、ふれあい昼食会、末広学級、老人クラブ等に出向いた際に随時実施。

■ 電話、来所、訪問による相談

【平成 29 年度】

相談内訳 (延件数)			
電話	来所	その他	計
36 件	35 件	7 件	78 件

相談経路 (延件数)

本人	家族	事業所	医療機関	福祉・民生	行政	その他	計
5 件	39 件	7 件	19 件	0 件	3 件	5 件	78 件

家庭訪問

延件数 : 235 件 (介護認定調査含む)

【平成 30 年度】

相談内訳 (延件数)			
電話	来所	その他	計
40 件	27 件	2 件	69 件

相談経路 (延件数)

本人	家族	事業所	医療機関	福祉・民生	行政	その他	計
4 件	33 件	4 件	18 件	1 件	4 件	5 件	69 件

家庭訪問

延件数 : 243 件 (介護認定調査含む)

【令和元年度】

相談内訳 (延件数)			
電話	来所	その他	計
39 件	13 件	0 件	52 件

相談経路 (延件数)

本人	家族	事業所	医療機関	福祉・民生	行政	その他	計
4 件	18 件	1 件	24 件	0 件	3 件	2 件	52 件

家庭訪問

延件数 : 205 件 (介護認定調査含む)

【令和2年度】

相談内訳（延件数）			
電話	来所	その他	計
65件	28件	10件	103件

相談経路（延件数）

本人	家族	事業所	医療機関	福祉・民生	行政	その他	計
6件	29件	6件	41件	1件	11件	9件	103件

家庭訪問

延件数： 444件（介護認定調査含む）

【令和3年度】

相談内訳（延件数）			
電話	来所	その他	計
47件	38件	32件	117件

相談経路（延件数）

本人	家族	事業所	医療機関	福祉・民生	行政	その他	計
16件	39件	11件	45件	0件	4件	2件	117件

家庭訪問

延件数： 568件（介護認定調査含む）

【令和4年度】

相談内訳（延件数）			
電話	来所	その他	計
52件	23件	24件	99件

相談経路（延件数）

本人	家族	事業所	医療機関	福祉・民生	行政	その他	計
8件	45件	6件	18件	10件	4件	8件	99件

家庭訪問

延件数： 301件（介護認定調査含む）

- 介護認定や長期療養、入院、福祉サービスの利用状況など高齢者等の実態把握。関係機関と連絡、情報交換しながら把握。
- 広報掲載やチラシによる地域包括支援センターの役割周知
- 訪問や老人クラブ等集会に参加した際にチラシ・パンフレットを配布。
- 民生委員児童委員協議会に出席。（毎月、最終水曜日）

(2) 地域ケア会議の充実

保健福祉課（地域包括支援センター）

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けて開催しています。

■ 地域ケア会議責任者部会

実施回数：年2回～3回

議事内容：地域ケア会議の責任者部会での協議内容、地域支援事業について等

■ 地域ケア会議実務者部会

実施回数：12回（毎月第2木曜日）

議事内容：新しい地域支援事業等について、事業報告、個別ケース検討、情報交換

◇高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

(1) 権利擁護事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高い高齢者が、安心して尊厳のある生活を行なうことができるよう支援を実施。

■ さらべつ成年後見センターとの連携

H30.5.21 さらべつ成年後見センター設立

課題認識・基本的な考え方

- 地域住民や地域の各種団体、関係機関によるそれぞれの地域の見守り・支え合い活動を活性化し、引き続き高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりを進めます。
- 地域共生社会の実現に向け、複合的な課題を抱えた世帯に対して多機関が協働し、適切な支援につなげる総合相談支援体制づくりを引き続き推進しつつ、福祉的な課題への支援に加え、就労や通いの場など地域や社会参加に向けた支援にも取り組んでいきます。
- 地域包括支援センターと、地域住民、医療・介護・福祉等の関係機関・事業者等との顔の見える関係づくりを進め、支援が必要な高齢者の早期発見に努めるとともに、さまざまな課題を複合的に抱えた世帯や孤立した高齢者、ヤングケアラーを含む家族介護者への支援等を連携して行います。
- また、地域ケア会議等を活用し、対象者の状態改善に資する助言を行うとともに、地域課題の把握や関係者間の情報共有を進め、地域の支え合い活動を支援します。

事業展開

(1) 地域の支え合い活動を進める体制づくり

生活支援体制整備事業**更別村社会福祉協議会（村委託事業）**

- ・ 生活支援コーディネーターが中心となり、地域の実情や課題を住民と共有しながら、先進地域の情報提供や課題解決の提案等、住民主体による支え合い活動の立ち上げや活動を充実させるためのサポートを行います。
- ・ 新型コロナウイルスの影響で活動を休止・縮小している団体に対しては、小地域単位でのワークショップ開催や好事例の紹介等、活動の再開・拡大に向けた働きかけを継続的に行います。
- ・ 外出に課題を抱える高齢者を地域で支えるための仕組みづくりを検討します。

(2) 多様な主体による地域活動の活性化

- ・ 生活支援コーディネーターを活用しつつ、地域住民や地域の各種団体、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療・介護等の関係機関・事業所・NPO 法人どんぐり村サラリ・更別村商工会等によるそれぞれの地域の見守り・支え合い活動を活性化し、引き続き高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりを進めます。

①民生委員・児童委員**保健福祉課（福祉係）**

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動している民間のボランティアです。高齢化が進展する中、地域福祉の推進、とりわけ在宅福祉の充実がより一層必要となっており、高齢者世帯の75歳到達時の訪問を行う等、地域住民の身近な相談相手としての役割を担っていきます。

②社会福祉法人更別村社会福祉協議会

公益性の高い民間団体として独自の福祉活動を展開し地域福祉の担い手として活動しています。また、福祉関係諸団体と連携し、その自主活動や地域活動についても支援しています。行政と一体となり、または、行政を補完する活動を担う社協に対し支援していきます。

③NPO 法人どんぐり村サラリ

NPO 法人どんぐり村サラリが実施している地域通貨券「公益通貨サラリ」の運用は、ちょっとしたお手伝いなど何かをしてもらいたい時に住民同士で助け合うことができる事業であり、住民同士の交流、相互扶助、仲間づくりを促進し、コミュニティの活性化に繋がるように支援していきます。

④更別村商工会等

高齢者が末永く本村で生活していけるように、交通弱者の買い物や必要な依頼に対して利便性を向上するために取り組む事業が必要となってきます。商店街から離れている地区の住民が不便なく生活してゆけるように支援していきます。

(3) 地域に根差した相談支援体制の充実・強化**①総合相談支援事業****保健福祉課（地域包括支援センター）**

- ・ 複合的な課題を抱えた世帯に対して多機関が協働し、適切な支援につなげていく総合相談支援体制づくりを着実に進めていきます。

- ・ 地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能を強化するため、地域の医療・介護・福祉関係者との顔の見える関係づくりを進めるとともに、子や孫の世代にも広く相談窓口を周知するなど、支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援につなげるための実態把握に取り組みます。

■地域におけるネットワークの構築

- ・ 行政区、老人クラブ、末広学級、サロンへの参加
- ・ 広報掲載やチラシによる地域包括支援センターの役割・業務周知
- ・ 民生委員児童委員協議会へ出席

■高齢者実態把握

- ・ ひとり暮らし高齢者の状況把握
- ・ 介護認定、福祉サービス利用者の状況把握
- ・ 地域、関係機関から情報提供があった高齢者への訪問

■総合相談支援

- ・ 電話、来所による相談受付、継続支援

②地域ケア会議の充実

保健福祉課（地域包括支援センター）

- ・ 地域ケア会議等を活用し、地域課題の把握・整理や、地域に関わる関係者等での情報共有を進め、政策形成につなげます。

■地域ケア会議責任者部会の随時開催

■地域ケア会議実務者部会の定期開催（毎月第2木曜日）

■日常的個別指導・相談

- ・ 居宅介護支援事業所（更別村社会福祉協議会）との連絡調整会議の定期開催
- ・ 在宅情報交換会（サービス担当者会議）への出席

■支援困難事例等への指導・助言

- ・ ケース検討会議の随時開催

（４）高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

①権利擁護事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

- ・ 関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、迅速な対応・支援に取り組むとともに、さらべつ成年後見センターの運営により、成年後見制度をはじめとする権利擁護が必要な人の制度利用を支援します。

■高齢者虐待・消費者被害の防止及び対応

■成年後見制度の活用促進、判断能力を欠く人への支援

■困難事例への対応

重点施策3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進

現状

- 更別村民の平均寿命は男女ともに全国平均並みであり、令和2（2020）年時点で、男性が81.4歳、女性が87.4歳となっています。また、心身ともに自立し、日常生活が制限されることなく生活できる期間を意味する健康寿命については、令和元年時点で男性72.20歳、女性75.03歳となっており、男性は全国平均の72.68歳よりも0.48歳低く、女性は全国平均の75.38歳よりも0.35歳低くなっています。
- 更別村民の平均寿命と健康寿命（全国平均）との差は、男性で9.2歳、女性で12.4歳であり、生活の質の低下や医療・介護給付費の増加の要因ともなっています。
- 国は「健康日本21（第3次）」において、健康寿命は着実に延伸したものの、メタボリックシンドロームなど1次予防に関連する指標が悪化する等の課題が残ったとしています。岡山市においても同様の傾向があり、個人の行動と健康状態の改善とともに、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図る取組みが重要です。
- 要介護リスクが高まると言われるフレイル（心身の虚弱）や、サルコペニア（筋肉量の低下による身体機能の低下）を予防するためには、「低栄養（BMI18.5未満のやせ）」予防に取り組むことが重要です。
- 更別村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5年）をみると、運動機能低下リスク該当者割合は、加齢とともに上昇し、特に80歳以上の上昇は顕著です。また、同調査で、地域で参加したい活動の場として、健康維持や趣味の活動を行う場という回答が多くなっています。

（第8期計画の主な取組）

◇主体的かつ一体的な健康づくりの促進

（1）高齢者健診

保健福祉課（保健推進係）

75歳以上の高齢者の方の、生活習慣病の早期発見・早期治療、健康の保持・増進を図ります。

図表. 4-11 【基本健診受診者（75歳以上）】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	540人	576人	575人	590人	591人	603人
受診者数	187人	253人	236人	235人	196人	174人
内訳) 高齢者健診	120人	186人	197人	203人	172人	157人
総合健診	58人	52人	31人	24人	13人	10人
人間ドック	9人	15人	8人	8人	11人	7人
受診率	34.6%	43.9%	41.0%	39.8%	33.2%	28.9%

(2) 総合健康診査**保健福祉課（保健推進係）**

村内在住の20歳以上の方で、人間ドック、脳ドック、高齢者健診を受けない方を対象に、健康の保持・増進及び、生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療を行い、若いうちから健診を受ける習慣づくり、健康管理ができることを目的に実施しています。

図表. 4-12【総合健康診査受診者】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	1,021人	987人	928人	1,002人	1,003人	1,031人
受診者数	412人	391人	343人	336人	333人	283人
受診率	40.4%	39.6%	37.0%	33.5%	33.2%	27.4%

(3) 定期健康相談**保健福祉課（保健推進係）**

福祉の里総合センターにて、健康に関する不安や疑問等の相談の場を設置しています。

図表. 4-13【定期健康相談利用状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	24回	24回	24回	24回	24回	24回
延利用者数	88人	113人	85人	1人	0人	2人

※R2 から集計方法を変更

(4) 人間ドック

保健福祉課（保健推進係）

40歳以上の方の、疾病の早期発見・早期治療につなげています。

図表. 4-14【人間ドック受診状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	290人	294人	306人	270人	299人	286人
内訳) 40～44歳	22人	21人	70人	66人	62人	60人
45～49歳	40人	34人				
50～54歳	53人	47人	92人	80人	90人	88人
55～59歳	48人	52人				
60～64歳	51人	54人	108人	92人	107人	99人
65～69歳	52人	52人				
70～74歳	15人	19人	28人	24人	29人	32人
75歳以上	9人	15人	8人	8人	11人	7人

(5) 予防接種

保健福祉課（保健推進係）

インフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防を推進するため、村で費用を一部助成しています。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、国の指示のもと、都道府県の協力により、接種費用を無料として予防接種を実施しています。

図表. 4-15【予防接種者数】

(単位: 延人数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
インフルエンザ予防接種 (診療所)	1,422人	1,557人	1,684人	1,747人	1,511人	1,599人
” (償還払い)	54人	47人	27人	56人	35人	16人
” (施設入所者)	4人	6人	4人	2人	3人	2人
高齢者肺炎球菌予防接種	33人	163人	51人	36人	45人	40人
新型コロナウイルスワクチン接種	—	—	—	—	6,853人	3,445人

課題認識・基本的な考え方

- 健康寿命の延伸に向け、地域や医療関係者、企業と連携して、若い頃から生活習慣病予防に取り組める環境整備を進めるとともに、高齢者の心身の特性や健診、医療、介護等のデータを踏まえ、フレイル健康チェックや地域の通いの場等への参加を促進することにより、生活機能の維持・向上を目指します。

事業展開

(1) 主体的かつ一体的な健康づくりの促進

①軽運動教室

保健福祉課（保健推進係）

福祉の里総合センター健康増進室のインストラクターによる家庭でも取り組める室内運動の指導を実施し、日頃の運動不足を解消するとともに、身体機能の維持・増進に努め、要介護状態への進行を予防します。

②高齢者健診

保健福祉課（保健推進係）

高齢者に対する総合健診、人間ドック、高齢者健診、がん検診等の各種健診を実施し、病気を早期発見できるよう環境整備に努めます。

③総合健康診査

保健福祉課（保健推進係）

村民の健康の保持・増進及び、生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療のため、若いうちから健康に関心をもってもらい、生活習慣病予防と将来の特定健診受診率向上、特定保健指導対象者の減少につなげるため健診を受ける習慣づくりを推進する。対象者については、19歳以上として継続し、子育て世代も受診しやすい体制づくりとして、託児コーナーを設置します。

④成人・高齢者歯科検診

保健福祉課（保健推進係）

19歳以上の村民を対象とし、若年からの歯周疾患の予防、早期発見及び口腔保健の意識向上を図ります。

⑤定期健康相談

保健福祉課（保健推進係）

福祉の里総合センターで、日々の身近な健康に関する疑問等を気軽に相談できる場を定期的に設けています。

⑥訪問指導事業

保健福祉課（保健推進係）

高齢者健診で要精密検査、生活習慣の改善が必要な方を対象に、保健師・管理栄養士が居宅に訪問し、食事や生活習慣のアドバイスを行います。

⑦予防接種事業

保健福祉課（保健推進係）

高齢者の健康を阻害する感染症予防のため、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種費用を村が一部負担し、接種に伴う経済的な負担を軽減します。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、今後の国の方針に基づき対応していく予定です。

⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

保健福祉課（保健推進係）

- ・ 健診、介護、医療に係るデータ等を踏まえ、全国・県平均等との比較、経年変化等を確認し、地域の健康課題の分析を行います。また、支援が必要な方を把握し、高齢者一人ひとりの状態を踏まえ、相談・指導等を関係機関と連携し行います。

- ・ 後期高齢者健診の結果をもとに、低栄養傾向にある者に対して低栄養予防保健指導を実施するとともに、通いの場等を活用し、地域へ低栄養予防を含めたフレイル対策について周知することで、介護予防、QOL 向上に向け支援します。
- ・ フレイル健康チェックの機会を設け、結果に基づくアドバイスを行うとともに、フレイル該当者については、個別指導のほか、必要に応じて健診や医療の受診勧奨、地域包括支援センターへの相談、介護サービスの紹介などを行います。

(2) 健康づくりを地域全体で推進する環境づくり

①健康増進計画策定

保健福祉課（保健推進係）

本村の健康増進計画「第3次どんどん元気さらべつ」の推進に向けて、地域の健康ボランティアや事業者、医療機関等との連携を深め、健康づくりを地域で支え・守るための地域のつながり（ソーシャルキャピタル）を強化します。

②更別村国民健康保険診療所

診療所

村の高齢者健診を行っており、また、認知症への不安に対応するための「もの忘れ外来」や、体が不自由になり、外来に通院することが難しくなった方へ訪問診療を提供する等、村民の「かかりつけ医」としてあらゆる健康問題に対応する総合診療科としての診療を推進していきます。

③更別村歯科診療所

医療法人社団 秀和会 つがやす歯科医院（指定管理者）

高齢者の口腔と摂食嚥下の機能維持・向上のため、介護予防事業と連携し、「食べること」の支援を行い、また、在宅療養中や入院中、または各種施設にいる通院困難な方を対象に訪問歯科診療サービスの提供を目標とし、オーラルフレイル対策を推進していきます。

重点施策 4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供

現状

- 更別村では高齢化に伴い要介護・要支援認定者数は伸び続けており、そのうち軽度（要支援1・2、要介護1）の認定者の割合は年々増加し、令和5年度現在で全体の約60%を占めています。
- 今後、高齢者のみ世帯の増加に伴い、日常生活上の様々な困りごとへの支援ニーズが増加することも見込まれることから、多様な主体の協働のもとで介護予防・日常生活支援の取組を充実させていくことが求められています。
- コロナ禍における高齢者の外出控え、人や地域とのつながりの減少等により、要介護リスクやフレイルリスクの高まりが懸念されており、高齢者が介護予防・フレイル予防に取り組むための、より一層の働きかけが必要です。
- 総合事業において、全サービス供給量のうち介護予防通所型サービスが大きな割合を占めており、より多様な通いの場所や生活支援サービス等が求められています。

（第8期計画の主な取組）

☆地域包括支援センターの専門性を活かした予防事業の推進

平成18年4月施行の改正介護保険法において、65歳以上の高齢者に対し要支援又は要介護状態への移行を抑制することを目的に、地域包括支援センターを中心とした地域支援事業の実施が市町村に義務付けられました。

本村では、従前から実施してきた更別村介護予防生活支援事業をベースに、地域支援事業においては一般介護予防事業として実施することとし、地域支援事業に該当しない事業については、高齢者福祉事業として実施しています。

（1）介護予防把握事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

住民や医療機関、事業所等から収集した情報から、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動につなげています。

（2）介護予防普及啓発事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

■まる元運動教室

一人ひとりの認知機能や運動能力に合わせて、安全で効果的な運動を行い、要介護状態等への移行を抑制することを目的に、体操を実施しています。

毎週金曜日の午前10時40分から午後4時まで、3クラスに分かれて老人保健福祉センターの集会室で実施しました。

図表. 4-16【まる元運動教室の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	55 回	47 回	43 回	43 回	42 回	47 回
利用者数	45 人	44 人	41 人	51 人	61 人	70 人
延べ人数	1,104 人	1,528 人	1,156 人	1,348 人	1,436 人	2,037 人

■元気クラブ（更別村社会福祉協議会（村委託事業））

65 歳以上の方を対象に心身の生活機能の低下を防ぐために、健康体操の実施やレクリエーション等の体験を通し、参加者同士のコミュニケーションを深め合うことができ、その人らしくいきいきと地域で生活していけるように実施しています。

毎週木曜日の午前10時から12時まで、老人保健福祉センターの集会室で実施しました。

図表. 4-17【元気クラブの実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	44 回	43 回	40 回	28 回	39 回	44 回
利用者数	44 人	39 人	43 人	43 人	42 人	40 人
延べ人数	1,051 人	873 人	972 人	922 人	911 人	950 人

■健康増進クラブ

インストラクターや保健師等の指導で、家庭でも取り組める室内運動を実施し、日頃の運動不足を解消するとともに、身体機能の維持、増進に努め、要介護状態への進行を予防しています。なお、まる元運動教室との統合により、令和2年度をもって事業を終了しております。

図表. 4-18【健康増進クラブの実施状況】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数	38 回	37 回	32 回	37 回
延べ利用者数	493 人	627 人	462 人	556 人

■大人のまなびや（更別村社会福祉協議会（村委託事業））

認知症予防と社会参加を目的とし、楽習サポーターと共に、やさしい計算と音読、数字盤を使った脳トレ毎日10分程度でできる、自宅トレーニング教材を使った自己学習を実施しています。

図表. 4-19 【大人のまなびやの実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	23 回	48 回	43 回	36 回	45 回	47 回
延べ利用者数	305 人	596 人	639 人	536 人	457 人	641 人

■スマイル講座（旧元気アップ講座 ※R4 より名称変更）

歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士による講話や口腔体操・唾液腺マッサージ、調理実習等を実施しています。

図表. 4-20 【スマイル講座の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	6 回	24 回	22 回	21 回	22 回	23 回
延べ利用者数	44 人	238 人	151 人	157 人	112 人	71 人

■さらべつお元気度測定会

自身の体力や筋力、脳の健康状態を知ることがを目的とし、体力測定、軽度認知障害検査を実施しています。

図表. 4-21 【さらべつお元気度測定会の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	—	5 回	5 回	—	4 回	8 回
延べ利用者数	—	70 人	72 人	—	66 人	68 人

※R2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

■一般介護予防事業参加者乗合タクシー助成事業

令和 3 年 10 月より、農村地域と更別市街地との間を運行していた村民バスが更別村乗合タクシーの導入に伴い廃止となったため、村民バスを利用して介護予防教室に参加していた方が継続して参加できるよう、乗合タクシーの運賃を助成する事業を新設しました。

なお、介護予防教室における送迎業務について更別村社会福祉協議会の体制が整ったことから、令和 4 年度をもって事業を終了しております。

図表. 4-22 【一般介護予防事業参加者乗合タクシー助成事業の実施状況】

年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ利用者数	26 人	34 人
助成金額	46,500 円	54,300 円

■健康講話

行政区や老人クラブ、末広学級（社会教育係）などから依頼を受け、介護予防に関する基本的な知識や情報の提供を実施しています。

図表. 4-23 【健康講話の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	6 回	6 回	6 回	6 回	3 回	3 回
延べ利用者数	168 人	160 人	115 人	79 人	46 人	50 人

☆介護予防の訪問・通所サービスの充実

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

要支援 1・2 と認定された方で、訪問型サービス、通所型サービスのみを利用する方のケアプラン作成を実施しています。

また、一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業（健康増進クラブ、まる元運動教室、元気アップ講座等）に参加希望で基本チェックリストに該当した方（事業対象者）にケアプラン作成を実施しています。

図表. 4-24 【ケアプラン作成状況】

【平成 29 年度】

ケアプラン作成状況（延件数）			
支援 1	支援 2	事業対象者	計
22 件	34 件	11 件	67 件

ケアプラン作成委託状況（延件数）		
支援 1	支援 2	計
38 件	0 件	38 件

【平成 30 年度】

ケアプラン作成状況（延件数）			
支援 1	支援 2	事業対象者	計
50 件	49 件	8 件	107 件

ケアプラン作成委託状況（延件数）		
支援 1	支援 2	計
37 件	6 件	43 件

【令和元年度】

ケアプラン作成状況（延件数）			
支援 1	支援 2	事業対象者	計
59 件	24 件	4 件	87 件

ケアプラン作成委託状況（延件数）		
支援 1	支援 2	計
23 件	11 件	34 件

【令和 2 年度】

ケアプラン作成状況（延件数）			
支援 1	支援 2	事業対象者	計
84 件	19 件	1 件	104 件

ケアプラン作成委託状況（延件数）		
支援 1	支援 2	計
8 件	5 件	13 件

【令和3年度】

ケアプラン作成状況（延件数）			
支援1	支援2	事業対象者	計
66件	25件	0件	91件

ケアプラン作成委託状況（延件数）		
支援1	支援2	計
0件	0件	0件

【令和4年度】

ケアプラン作成状況（延件数）			
支援1	支援2	事業対象者	計
49件	24件	0件	73件

ケアプラン作成委託状況（延件数）		
支援1	支援2	計
0件	0件	0件

※ケアプラン作成委託先は、主に更別村社会福祉協議会

（2）介護予防訪問型サービス

社会福祉法人博愛会 コムニの里さらべつ

平成29年度の総合事業移行に伴い、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを、介護予防訪問型サービスとして、引き続き実施しています。

要支援の認定を受けている人などの居宅をホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・選択・掃除等の家事を行うサービスです。

図表. 4-25 【サービス利用状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延利用者数	150人	180人	159人	161人	167人	166人
延利用回数	842回	964回	894回	869回	775回	781回

（3）介護予防通所型サービス

社会福祉法人博愛会 コムニの里さらべつ

平成29年度の総合事業移行に伴い、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを、介護予防通所型サービスとして、引き続き実施しています。

要支援の認定を受けている人などに、日中、老人保健福祉センターなどに通ってもらい、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを、日帰りで提供するサービスです。

図表. 4-26 【サービス利用状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延利用者数	258人	320人	284人	275人	245人	247人
延利用回数	1,803回	2,003回	1,566回	1,519回	1,310回	1,140回

☆生活支援・福祉サービスの提供

高齢者の在宅生活を支える施策として、本村は従前から各種サービスを整備し提供しております。

高齢になり不自由な身体になっても、末永く住み慣れた自宅で生活が続けられるように、本村の現状に合わせてより利用しやすいサービス内容に見直しを図りながら、高齢者福祉サービスの環境を整え実施しています。

(1) 配食サービス事業

更別村社会福祉協議会

在宅においておおむね 65 歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯に属する高齢者に、定期的に居宅を訪問して栄養のある食事を配食し、兼ねて安否確認を行っています。

平成 21 年度から事業を実施する社会福祉法人等への助成事業に変更し、村は更別村社会福祉協議会の実施に対し助成をしています。

図表. 4-27 【配食サービス事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	1,377 食	4,147 食	5,537 食	4,214 食	4,387 食	7,159 食
利用者数	24 人	58 人	64 人	47 人	49 人	59 人

(2) 軽度生活援助事業

更別村社会福祉協議会

65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者であって、介護予防のために軽易な日常生活上の援助を必要とする者に対して、外出時の援助、買物、洗濯、庭木の手入れ等を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするるとともに、要介護状態への進行を防止するために実施しています。

平成 21 年度から事業を実施する社会福祉法人等への助成事業に変更し、村は更別村社会福祉協議会の実施に対し助成をしています。

図表. 4-28 【軽度生活援助事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 移送サービス事業

更別村社会福祉協議会 (村委託事業)

交通手段の確保が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、ストレッチャー及び車イス対応の移送用車輦により、自宅と村内医療機関との間を送迎することで、住み慣れた地域で引

き続き生活できるように支援しています。

更別村社会福祉協議会に事業を委託し、村内の必要とする場所へ移送しています。

図表. 4-29 【移送サービス事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
延利用者数	110 人	58 人	179 人	410 人	399 人	509 人

(4) 通所型予防事業利用者送迎事業

更別村社会福祉協議会 (村委託事業)

村が実施している介護予防教室の利用にあたって、移動に困難を生じている人に対して、社会福祉協議会に移送事業を委託し、村内の必要とする場所へ移送しています。

図表. 4-30 【通所型予防事業利用者送迎事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
延利用者数	419 人	809 人	873 人	1,322 人	1,347 人	1,889 人

(5) 除雪サービス事業

更別村社会福祉協議会

65 歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯のうち住民税が非課税であって、積雪による除排雪の労力等の確保が困難な世帯を対象に除雪を実施し、冬期間の生活及び緊急時に支障をきたさないようにしています。

平成 21 年度から事業を実施する社会福祉法人等への助成事業に変更し、村は更別村社会福祉協議会の実施に対し助成をしています。

図表. 4-31 【除雪サービス事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
利用者数	25 人	25 人	22 人	29 人	32 人	35 人

(6) 寝具乾燥サービス事業

更別村社会福祉協議会

65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯のうち住民税が非課税の世帯を対象に寝具乾燥を実施し、保健衛生に配慮した生活を援助しています。

図表. 4-32【寝具乾燥サービス事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
利用者数	8 人	9 人	8 人	11 人	10 人	11 人

(7) 緊急通報用システム設置事業

保健福祉課（福祉係）

健康状態、身体状態に不安がある 65 歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯で希望する者に対し、居室内に緊急通報システムを設置し、北海道安全センターと結ぶことにより、緊急事態が発生した場合でも迅速に救護することができる体制を整備しています。なお、シルバーハウジング 30 戸には既設しています。

図表. 4-33【緊急通報用電話機設置事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
設置台数	60 台	58 台	57 台	56 台	57 台	55 台
通報件数	1 件	2 件	9 件	2 件	5 件	8 件

※設置台数は、既設しているシルバーハウジング分を含んだ台数。

※設置台数は、各年度 3 月時点の台数。

(8) 福祉用具及び福祉車両貸出事業

更別村社会福祉協議会

自立した在宅生活を維持できるように、一時的に福祉用具を貸し出しています（長期の貸与は介護保険サービスの利用になります）。車イス、介護ベッド、シャワーチェア、ポータブルトイレ、歩行器、杖等の貸出用具があります。

また、寝たきりや車イス利用のご家族の送迎等に利用いただくため、車イス、ストレッチャーのまま乗降が出来たり、助手席が回転する福祉車両を貸し出しています。

図表. 4-34【福祉用具の貸出状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
年間延利用者数	34 人	58 人	47 人	18 人	36 人	59 人

図表. 4-35 【福祉車両の貸出状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
年間延利用者数	36 人	47 人	20 人	13 人	10 人	1 人

※貸出車両は平成 21 年度まで 1 台。平成 22 年度から 2 台。

(9) 家族介護者元気回復事業

更別村社会福祉協議会

介護保険法に定める要支援以上の方を介護している家族等に対して、介護者研修、視察研修及び家族交流会等を組み合わせて実施し、家族介護者の介護力の向上及び心身の気分転換を図っています。

図表. 4-36 【家族介護者元気回復事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	3 回	2 回	4 回	4 回	3 回	3 回
延参加者数	15 人	5 人	18 人	19 人	15 人	23 人

(10) 家族介護用品支給事業

保健福祉課（国保介護係）

在宅の要介護者を介護している家族のうち所得の低い方に対して、毎月 6 千円分の介護用品（おむつ等）を支給することにより在宅介護における経済的負担を軽減することにより、末永い在宅生活が継続できるように支援しています。

なお、要介護者とは要介護 3 以上で排尿、排便が全介助の方となります。

図表. 4-37 【家族介護用品支給事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
給付者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(11) 家族介護慰労金支給事業

保健福祉課（国保介護係）

在宅の要介護者と同居し、無報酬で日常生活全般の介護をしている家族に対して、介護の慰労として毎月 5 千円の慰労金を支給しています。

なお、要介護者とは要介護 4 以上の者若しくは要介護 3 で認知が重度な者となります。

図表. 4-38【家族介護慰労金支給事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
支給金額	240 千円	260 千円	85 千円	160 千円	170 千円	285 千円

(12) 救急医療情報カード配布事業

保健福祉課（福祉係）

75 歳以上の高齢者世帯を対象に、その人がどのような病気歴、持病をもっているのか、血液型、薬の種類、緊急連絡先などの情報を救急隊員に知らせることを目的に、冷蔵庫等に貼ることができる、マグネットで作成した救急医療情報カードを配布しています。万一の救急時に救急隊員がその情報を活用して、適切な救急搬送ができるように備えます。

図表. 4-39【救急医療情報カード配布事業の実施状況】

年度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
配布枚数	30 枚	11 枚	7 枚	12 枚	9 枚	3 枚

課題認識・基本的な考え方

- 地域包括支援センター職員の専門性をいかし、より効果的な介護予防を推進するために、データ分析による地域ごとの状況把握を行い、各地域の状況を踏まえた取組を進めます。
- 高齢者が自身の健康状態に早い段階で気づき、フレイル予防・介護予防に取り組んでもらうために、フレイルチェックの機会を拡充するとともに、要介護リスクの高い高齢者に対しては個別アプローチ等を実施します。
- 高齢者やケアマネジャーが訪問・通所サービスだけでなく、地域の社会資源等多様なサービスを選択できるよう、社会参加の場の充実を図ります。
- 高齢者を介護する家族等の負担軽減に向けた支援を行います。

事業展開

1 地域包括支援センターの専門性を活かした予防事業の推進

②介護予防普及啓発事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

■まる元運動教室

安全に運動を行うプロである健康運動指導士が指導し、椅子に座った運動や筋力トレーニングなどを通して安全で効果的な運動方法を身につけるよう支援します。

また、看護師が体調確認を行います。

■元気クラブ

生活機能の低下予防・要介護状態等への移行を抑制することを目的に、在宅の高齢

者が地域でいきいきと楽しく生活していけるようにするため、体操を中心にレクリエーション、子どもたちとの交流行事、外出行事、作品づくり等いろいろなプログラムを行っています。

■大人のまなびや

週1回、専用の脳のトレーニング教材を使って、認知症予防を行う教室です。また、毎日10分程度でできる自宅トレーニング教材で、脳の活性化を行います。

■かむかむ教室（旧スマイル講座）

栄養バランスの悪化、口腔機能の低下、孤食等に起因する食環境の悪化による低栄養に関するリスクの普及啓発を進めるとともに、低栄養状態の者や高リスク者を抽出し、地域や医療専門職と連携して必要な保健指導などの支援を行う教室です。歯科医療機関の歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士が講話や実習を行います。

■さらべつお元気度測定会

自身の体力や筋力、脳の健康状態を知ることが目的とし、体力測定、軽度認知障害検査を実施しています。

■健康講話

行政区や老人クラブ、末広学級、サロンなどの集まりに出向き、介護予防に関する基本的な知識や情報の提供を行うとともに、随時相談に対応します。

また、生活支援コーディネーターと連携し、地域での支え合い活動についての普及啓発を推進します。

2 介護予防の訪問・通所サービスの充実

①介護予防ケアマネジメント事業 保健福祉課（地域包括支援センター）

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等に対して、心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問・通所における給付サービスのほか、地域の通いの場等のインフォーマルサービスも含めた、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように必要な支援を行うもので、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿って行います。

総合事業に移行し、サービスの多様化が図られましたが、サービスの内容や効果を十分に理解した上で、地域資源なども活用しながら最適なサービスにつなげられる、ケアマネジメント力の向上が求められており、利用者の状態像に応じた必要なサービスにつなげるため、地域ケア会議の個別プラン検討会等を利用しながら、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

②介護予防訪問型サービス 社会福祉法人博愛会 コムニの里さらべつ

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、要支援の認定を受けている人などの居宅をホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・選択・掃除等の家事を行うサービスです。

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、地域ケア個別会議においても対象者の事例検討を行っています。

③介護予防通所型サービス **社会福祉法人博愛会 コムニの里さらべつ**

従来の介護予防通所介護に相当するサービスで、要支援の認定を受けている人などに、日中、老人保健福祉センターなどに通ってもらい、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを、日帰りで提供するサービスです。

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、地域ケア個別会議においても対象者の事例検討を行っていきます。

3 生活支援・福祉サービスの提供

①配食サービス事業 **更別村社会福祉協議会**

定期的高齢者世帯等の居宅を訪問してバランスの良い食事の提供を行う社会福祉法人等に費用を助成します。

②軽度生活援助事業 **更別村社会福祉協議会**

外出・散歩などの付き添い、宅配の手配、食材の買物等による食材若しくは食事の確保、寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入、庭・庭木等家周りの手入れ、家屋内の整理・整頓など、自立生活を支援するための軽易な日常生活上の援助を行う社会福祉法人等に費用を助成します。

③移送サービス事業 **更別村社会福祉協議会（村委託事業）**

移送サービスを利用しなければ必要な機関に移動することが困難な高齢者に対して、移送用車両等（リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等）により、利用者の居宅と村内の医療機関若しくはその他適当と認められる場所との間を送迎します。

④通所型予防事業利用者送迎事業 **更別村社会福祉協議会（村委託事業）**

村で開催している介護予防教室の対象者の中で、移動手段がなく参加することができない人に対して、移送サービスと同様に移動の支援をすることで、介護予防教室に参加しやすい体制を整備します。

⑤除雪サービス事業 **更別村社会福祉協議会**

住民税非課税世帯に属する高齢者に対し、積雪により日常生活に支障をきたす恐れがある場合に、玄関先、物置、灯油タンク、ガスボンベ等、通常一般家庭で活動する範囲の除排雪を行う社会福祉法人等に費用を助成します。

⑥寝具乾燥サービス事業 **更別村社会福祉協議会**

住民税非課税世帯に属する高齢者に対し、常時使用している敷布団、掛布団、毛布、丹前などの寝具の衛生管理のため、水洗い及び乾燥消毒等を行う社会福祉法人等に費用を助成します。

⑦福祉用具及び福祉車両貸出事業 **更別村社会福祉協議会**

自立した在宅生活を維持できるように、一時的に福祉用具を貸し出します（長期の貸与は介護保険サービスの利用になります。）。車イス、介護ベッド、シャワーチェア、ポータブルトイレ、歩行器、杖等の貸出用具があります。

また、寝たきりや車イス利用のご家族の送迎等に利用いただくため、車イス、ストレッチャーのまま乗降を行え、助手席が回転する福祉車両を貸し出します。

⑧家族介護者元気回復事業 **更別村社会福祉協議会**

介護保険法に定める要支援以上の方を介護している家族等に対して、介護者研修、視察研修及び家族交流会等を組み合わせて実施し、家族介護者の介護力の向上及び心身の気分転換を図ります。

⑨家族介護用品支給事業 **保健福祉課（国保介護係）**

在宅の要介護者を介護している家族のうち所得の低い方に対して、毎月6千円分の介護用品（おむつ等）を支給することにより在宅介護における経済的負担を軽減することにより、末永い在宅生活が継続できるように支援します。

なお、要介護者とは要介護3以上で排尿、排便が全介助の方となります。

⑩家族介護慰労金支給事業 **保健福祉課（国保介護係）**

在宅の要介護者と同居し、無報酬で日常生活全般の介護をしている家族に対して、介護の慰労として毎月5千円の慰労金を支給します。

なお、要介護者とは要介護4以上の者若しくは要介護3で認知が重度な者となります。

⑪緊急通報用システム設置事業 **保健福祉課（地域包括支援センター）**

単身世帯又は高齢者のみの世帯で希望する高齢者世帯に対し、居室内に緊急通報用電話機を設置し、委託業者と結ぶことにより、緊急事態が発生した場合でも迅速に救護することができる体制を整備します。

⑫ひとり暮らし高齢者等訪問活動事業 **保健福祉課（地域包括支援センター）**

75歳以上のひとり暮らしの者若しくは夫婦のみの高齢者の内、介護サービス等の利用がなく日頃の安否確認ができない者に対して、孤立感を解消するとともに迅速な援護が図れるように、居宅を定期的に訪問し安否を確認します。なお、訪問により安否を確認できない場合には、電話等により安否を確認します。

⑬救急医療情報カード配布事業 **保健福祉課（福祉係）**

75歳以上の高齢者が自宅で倒れてしまった時に、その人がどのような病気歴、持病をもっているのか、血液型、薬の種類、緊急連絡先などの情報を救急隊員に知らせることを目的に、救急医療情報カードを配布します。万一の救急時に救急隊員がその情報を活用して、適切な救急搬送ができるように備えます。

⑭ヘルプマーク等配布事業 **保健福祉課（福祉係）**

平成25年に成立した障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、外見からは配慮を必要とすることが分かりにくい方の意思表示を支援するため、ヘルプマーク及びヘルプカードを活用した取組を推進し、村民による障がいのある方等への合理的な配慮が的確に行えるような環境づくりを推進します。

⑮村民バスの運行 **建設水道課（道路維持車両係）**

一般の交通機関が乏しい村内において、村内の主要箇所への移動手段がない高齢者等に対して、定期的に村民バスを運行することによって移動手段を確保し、村民の健康保持等の生活支援を行います。

重点施策5 在宅医療・介護連携の推進

現状

- 令和7（2025）年に団塊の世代が75歳以上となり、また80歳代からは要介護認定率が急激に上昇している現状などから、今後、中・重度の医療・介護需要の増加が予測されるほか、看取りに関する需要の増加も見込まれます
- 身寄りが無い、生活困窮、8050問題等、患者の複雑な社会背景により、医療機関が入退院支援に苦慮するケースがあります。
- 死亡場所について国の長期的な推移をみると、昭和26年には自宅で最期を迎える人が8割以上を占めていますが、令和4年では65%の人が病院・診療所で最期を迎えています。
- 他方、終末期を自宅で過ごしたいと思う人は増えてきている一方で、人口動態調査における死亡場所では「自宅」は17%と少ない率となっております。
- 在宅医療介護の連携は、平成27年度から介護保険法の地域支援事業の一つに位置付けられ、在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行うこととされました。

（第8期計画の主な取組）

◇在宅を支える基盤づくり（人材育成）、在宅への流れの構築（多職種連携）、地域包括ケアの深化に向けた取組

■在宅医療・介護連携推進事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進しています。

- (1) 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）
 - ア 地域の医療・介護の資源の把握
更別村ホームページに掲載
 - イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
在宅医療・介護連携推進協議会を適宜開催。
 - ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進
医科・歯科・訪問看護ステーションとの連携体制構築により実施済
- (2) 対応策の実施
 - ア 在宅医療・介護連携に関する相談支援
医療・介護連携窓口の設置、平成31年4月よりコーディネーターの配置（令和4年度より家庭医療学センターに委託しコーディネーター1名を診療所に配置。中札内・更別の入退院支援を行う。）
 - イ 地域住民への普及啓発
介護について考える映画上映会の開催や、啓発リーフレットの配布
 - ウ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの医療・介護関係者の支援
ICT ツールバイタルリンクの運用

- (3) 対応策の評価の実施、改善の実施
在宅医療・介護連携推進協議会の場合、ICT ツールバイタルリンクを活用

課題認識・基本的な考え方

- 医療と介護を必要とする高齢者が急増する中、今後も予測される人材不足に対応するため、在宅療養を支える人材の育成・質の向上を図る取組を引き続き進めます。
- 医療・介護関係者の負担軽減のため、業務の効率化や集約化を図る取組として、地域特性を踏まえた医療連携体制の整備や、多職種連携によるネットワークの強化を引き続き推進していきます。また、ICT の活用等により、多職種間での効率的な情報共有を進めます。
- 患者や家族の状況に応じて、在宅生活に必要なサービスが提供できるよう、医療・介護関係機関向けの退院支援や相談を行うため、引き続き、医療と介護の連携コーディネーターによる周知に努めます。
- 高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすこと（在宅介護）ができるように、従来の取組の更なる発展に努めます。

事業展開

■在宅医療・介護連携推進事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

(1) 在宅を支える基盤づくり（人材育成）

- ・ 介護支援専門員のケアマネジメントスキルの向上や、医師・看護師等の医療職とスムーズに連携できる体制づくりをめざし、患者本人の状態に応じた医療的ケア等の必要な支援が提供できるように取組を進めます。

(2) 在宅への流れの構築（多職種連携）

- ・ ICT ツールバイタルリンクを活用するなど、医療と介護の連携を促進させ、病院から在宅への復帰を円滑にし、住み慣れた地域で最期まで暮らすことができる環境整備について、在宅医療・介護連携推進協議会において検討し、あるべき姿の構築を進めていきます。
- ・ また、専門職間の顔の見える関係づくりが進み、ネットワークが強化されるよう、多職種連携の取組を引き続き推進していきます。

(3) 地域包括ケアの深化に向けた取組

- ・ 地域における将来的な人口及び年齢構成や、医療・介護資源の今後の状況予測などの具体的なデータに基づき、地域の特性に応じた入院から看取りまでの包括的な在宅医療提供体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。
- ・ 地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口を設置し、相談員として医療側と介護側をつなぐ専門的な人材（コーディネーター）を引き続き配置します。
- ・ 更別村国民健康保険診療所を中心に、更別村歯科診療所、訪問看護ステーションか

しわのもり・はれと連携し、一緒に地域の課題解決を目指していきます。

- ・ 住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちの実現に向けたアプローチとして、終末期における本人や家族の納得のいく医療・介護を受けられるよう、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師等を持つことや、今後の治療・療養について、患者、家族等と医療従事者があらかじめ話し合うプロセスである ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・啓発を推進します。

重点施策6 認知症施策の推進

現状

- 更別村における認知症高齢者数（介護保険認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、令和5年10月時点で105人であり、介護保険認定者の約6割を占めています。令和22（2040）年には、認知症高齢者数は約120人となる見込みです。
- 更別村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5年）をみると、50%弱の人が「物忘れが多い」と回答しております。
- 令和4年における全国の認知症を原因とする行方不明者の届出は、約1.9万人であり、平成24年に統計を開始してから10年連続で増加しています。本村では、事業所や警察等と連携し早期発見につながる体制として、「更別村高齢者等SOSネットワーク」を構築しています。
- 令和4年に国の認知症施策推進大綱の中間評価が行われ、さらに、令和5年6月に認知症基本法が成立し、共生社会の実現の推進という目的に向け、法の定める基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていくことが求められています。

（第8期計画の主な取組）

◇認知症に関する正しい知識の普及啓発と、早期発見から適切な支援につなげる体制の確立

（1）認知症総合支援事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

更別村認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応、認知症カフェに設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問等を推進しています。

■認知症初期集中支援事業

- ・ 認知症初期集中支援チームの配置 平成28年10月より配置
更別村国保診療所長、地域包括支援センター保健師・社会福祉士の4名体制
- ・ 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置 平成28年10月より設置

■認知症地域支援・ケア向上事業

- ・ 認知症地域支援推進員の配置
- ・ 認知症カフェ開設 社会福祉協議会へ委託 月1回以上
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 認知症ガイドブック（ケアパス）の配布
- ・ 認知症講演会の開催（認知症ステップアップ講座を兼ねる）

◇認知症の人と家族への支援の強化

（1）徘徊高齢者家族支援事業

保健福祉課（地域包括支援センター）

在宅で生活している認知症高齢者に所在を検索できる徘徊感知器を貸与して、認知症高

齢者が徘徊して行方不明等になった場合でも、居場所を捜索できることで、家族が安心して生活できる環境を整備しています。

図表. 4-40 【徘徊高齢者家族支援事業の実施状況】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
検索件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 認知症家族支援事業

更別村社会福祉協議会 (村委託事業)

認知症の方やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、互いに交流する場として認知症カフェを設置し運営しています。

図表. 4-41 【認知症カフェの開催状況】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
実施回数	17 回	17 回	15 回	16 回	14 回	17 回
延利用者数	195 人	259 人	201 人	241 人	209 人	258 人

課題認識・基本的な考え方

- 国の認知症大綱の中間評価の結果を踏まえ、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、容態の変化に応じて適切な医療・介護サービス等を切れ目なく、適切なタイミングで提供できる体制づくりを関係機関と連携して進める必要があります。
- 認知症基本法の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、認知症施策の推進を行っていきます。さらに、認知症の人を介護している多くの家族は、心理的な負担感や孤立感を有している傾向が強く、家族介護者支援について、地域で支え合う活動の促進に取り組んでいきます。
- 早期発見・早期対応が行えるよう、認知症疾患医療センター、認知症サポート医、認知症かかりつけ医、地域包括支援センター、地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等のさらなる質の向上を図るとともに、これらの連携を強化し、認知症の人とその家族をサポートする体制づくりを一層推進します。

事業展開

■ 認知症総合支援事業 保健福祉課（地域包括支援センター）

(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発と、早期発見から適切な支援につなげる体制の確立

- ① 認知症初期集中支援推進事業 保健福祉課（地域包括支援センター）
- ② 認知症地域支援推進員等設置事業 保健福祉課（地域包括支援センター）

- ・ 平成 30 年 1 月 1 日付けの「認知症になりにくいまちづくり宣言」を、令和 2 年 1 月 1 日に「認知症になっても、安心して生活できるまちづくり宣言」※に変更し、認知症の人とともに生きるまちづくりを目指していきます。

※別添附属資料 1 『認知症になっても、安心して生活できるまちづくり宣言』参照

- ・ 更別村国民健康保険診療所医師、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員等の認知症に関する初期相談を受ける専門職がそれぞれの役割を果たし、認知機能テストの実施による軽度認知障害（MCI）の早期発見など、認知症初期集中支援チーム※としての支援体制の充実を図っていきます。

※別添附属資料 2 『更別村認知症初期集中支援チーム概念図』参照

- ・ 認知症の方を適切な医療やケアにつなげるため、認知症の正しい知識や理解、早期発見・早期診断の重要性等について、平成 29 年 12 月に作成（令和 5 年 4 月改正）※した認知症ケアパスの普及啓発を行うほか、講演会の開催等による住民理解を含める取組を推進します。

※別添附属資料 3 『「さらべつ版」認知症ケアパス～認知症の状態に応じた流れ～（令和 5 年 4 月改正）』参照

(2) 認知症の人と家族への支援の強化

- ① 認知症ケア向上推進事業 保健福祉課（地域包括支援センター）

- ・ 認知症の人や家族が地域で孤立することなく、認知症の人が持つ力を最大限に活かしながら、地域社会で生きがいを持って生活できるよう、認知症地域支援推進員が、認知症サポートリーダー等の地域のボランティア、専門職、事業所等による認知症カフェ等の居場所づくりや、生きがいづくりの支援をします。

- ・ 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を充実し、介護の負担軽減を図ります。また、認知症の人やその家族の視点を施策等へ反映させます。さらに、若年性認知症については、高齢者の認知症とは違った課題があるため、若年性認知症の人やその家族の意見を聞くなどし、その実態を把握し、その特性に配慮した就労・社会参加等の支援を推進します。

(3) 地域における認知症への理解浸透と地域支援体制の充実・強化

- ① 認知症サポーター養成講座 保健福祉課（地域包括支援センター）

- ・ 認知症の人が地域で暮らし続けることができるよう、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を進めます。

②更別村高齢者等 SOS ネットワーク 保健福祉課（地域包括支援センター）

③高齢者見守り協定 保健福祉課（地域包括支援センター）

- ・ 徘徊等で行方不明になった時の早期発見や事故の未然防止を図るために、村内において配送等に関わる事業者の方や村内業者の方々と、高齢者見守り協定の締結や、各関係機関及び協力機関の支援体制を構築する等、地域での見守り・支援体制を充実します。また、養成した認知症サポーターが地域での見守り活動等で実際に活躍できる機会の提供に努めます。

重点施策7 安心・快適な住まい等の確保

現状

- 高齢者が安心して暮らせる「住まい」の確保は、地域包括ケアシステムの構築を進める上での前提となるものです。
- 高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が年々増加する中、生活困窮や社会的孤立等の課題を抱え、地域での生活を継続することが困難となる高齢者の増加が懸念されます。
- 更別村の高齢者向けの住まい（生活支援ハウス、シルバーハウジング）の戸数は48戸（令和5年3月末）となっています。

（第8期計画の主な取組）

◇安定した住まいの確保

（1）養護老人ホーム

保健福祉課（福祉係）

本村内に養護老人ホームは建設されておりませんが、他町村にある施設に本村の住民が入所しています。養護老人ホームは、身体上・精神上・環境上若しくは経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者が入所されています。

図表. 4-42【養護老人ホーム措置者数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
措置者数	1人	1人	0人	0人	0人	1人

※各年度3月末現在

（2）生活支援ハウスふれあーる

保健福祉課（国保介護係）

生活支援ハウスは、高齢等のために在宅で生活することに不安がある方の住居で、18室（2室は夫婦部屋）20名が生活できますが、生活援助員を24時間配置し、食事の提供を行いながら安心できる安全な生活を支援しています。平成14年10月から入居を開始し、当初、社会福祉法人更別村社会福祉協議会に運営を委託し事業を開始しましたが、平成20年8月からは社会福祉法人博愛会に委託し運営されています。

図表. 4-43【生活支援ハウス入居者数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入居者数	18人	18人	19人	18人	18人	18人

※各年度3月末現在

(3) シルバーハウジング**保健福祉課（福祉係）**

平成7年度から在宅生活を支援するため住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅（公営住宅）として建設し、平成11年度に30戸の整備が完了いたしました。LSAによる安否確認や生活相談を行い、団らん室での交流なども行われています。

図表. 4-44【シルバーハウジング入居世帯数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入居世帯数	30戸	29戸	27戸	27戸	28戸	27戸

※各年度3月末現在

◇**快適な住環境づくり****(1) 屋内ゲートボール****住民生活課（住民生活係）**

屋外にあるゲートボール場以外に、屋内でプレイ可能なゲートボール場があります。平成6年10月に完成した当初は一面でしたが、平成9年11月に増築し二面でゲームを楽しむことができるようになりました。特に冬期間の村民の健康維持増進及びスポーツレクリエーション活動の普及促進並びに交流の場として利用されています。

図表. 4-45【屋内ゲートボール場延利用者数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延利用者数	2,128人	2,331人	1,852人	2,036人	2,103人	2,025人

(2) どんぐり公園パークゴルフ場（プラムカントリー）**産業課（商工労働観光係）**

平成2年に西コース27ホール、平成3年に東コース27ホールが完成し、平成4年9月より、東西両コース合わせて6コース54ホールの供用を開始し、気軽に余暇を楽しむパークゴルフ場として定着しています。年間を通してパークゴルフを楽しむことができる「共通シーズン券」は、さらべつカントリーパークパークゴルフ場と共通利用ができます。

図表. 4-46【パークゴルフ場共通シーズン券による延利用者数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延利用者数	3,857人	3,330人	2,773人	1,617人	1,352人	2,045人

(3) 福祉の里総合センター等の状況

保健福祉課（福祉係）

地域の高齢者に対し、各種相談、健康診査、健康増進、クラブ活動等のための便宜を総合的に提供しています。

福祉の里総合センターには、保健福祉課が配置され地域包括支援センター業務等も行われています。老人保健福祉センター、生活支援ハウスふれあーる、国民健康保険診療所の複合施設であり、健康増進室、栄養実習室、介護用品等の展示スペースがある他、生活支援ハウス入居者及び診療所入院患者への食事を提供するため給食業務も行われています。老人保健福祉センターでは、福祉の里温泉やデイサービス事業を実施しており、社会福祉法人更別村社会福祉協議会を配置して福祉の里総合センター管理業務を委託し、社会福祉法人博愛会コムニの里さらべつにて、デイサービス事業を運営しています。

この他、更別村社会福祉センターや上更別福祉館等には、老人クラブの集会場所等があります。

課題認識・基本的な考え方

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者の生活ニーズや状況等に応じた多様なサービスやバリアフリー化を意識した住まいが適切に提供される環境を整えていきます。
- 感染症や災害発生時に備え、施設の感染予防対策や防災体制を強化していきます。
- 住まいや施設等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者にとって暮らしやすい住環境づくりを進めていきます。

事業展開

(1) 安定した住まいの確保

① 養護老人ホーム

保健福祉課（福祉係）

養護老人ホームの利用は、令和6年1月末現在1名となっていますが、今後も入所を必要とする利用者については、本村には施設がないため広域により対応します。

② 生活支援ハウスふれあーる

保健福祉課（国保介護係）

単身部屋16室、夫婦部屋2室があり、生活援助員を24時間配置し、三食の食事を提供しながら総合的な健康管理や日常生活の支援を行います。生活支援ハウスは福祉の里総合センターに付設されており、センター内に設置されている保健福祉課、国民健康保険診療所、デイサービスの利用及び福祉の里温泉へ通うことができる生活支援施設として運営します。今後も、入居者の安全を考慮しながら楽しみのある生活を過ごせるように支援していきます。

③ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

建設水道課（建築係）

生活援助員の配置や緊急通報システムが完備されているシルバーハウジングは、安否確認、生活相談、交流事業を行い、地域の中で自立した生活が続けられるように支援する住

宅です。福祉の里総合センターに隣接する場所に建設されており、保健・医療・福祉等の関係部署との連携が取りやすく、入居者が入居者同士の交流や親睦を深めながら地域の中で自立した生活ができるように運営されています。

(2) 快適な住環境づくり

①公共施設、道路整備等

建設水道課（建築係）

公共施設の利用にあたっては、高齢者や障がい者が使用しやすい環境の整備について努めていきます。同様に、道路等についても段差及び勾配の解消に努めるなど、高齢者に配慮したバリアフリー化の推進を図ります。

なお、更別村社会福祉センターと上更別福祉館の公共施設は、老人クラブの活動拠点となっています。

②屋内ゲートボール場

住民生活課（住民生活係）

高齢者等の健康増進とゲートボールの普及振興、健全なスポーツ及び身軽なレクリエーション活動の利用の場として、積極的な普及、利用促進を図ります。

③どんぐり公園パークゴルフ場（プラムカントリー）

産業課（商工労働観光係）

高齢者同士はもちろん3世代が和気あいあいとプレーを楽しむことができ、新しいコミュニティ形成の社会効果を生み出し、また、広大な場内の歩行による健康増進効果の向上、医療費削減を図ります。

④福祉の里総合センター等

保健福祉課（福祉係）

地域の高齢者に対し、各種相談、健康診査、健康増進、クラブ活動等のための便宜を総合的に提供します。

複合施設である福祉の里総合センターでは、老人保健福祉センター、生活支援ハウスふれあーる、国民健康保険診療所があり、保健福祉課（地域包括支援センター、保健師、管理栄養士、福祉全般職員）、診療所（医師、看護師）、訪問看護ステーションかしわのもり（看護師）、薬局（薬剤師）、社協（ケアマネ、地域福祉職員）、コムニの里（介護職員）の職員が連携しやすい環境です。これらの職種がその機能を生かし総合的な事業を提供します。

重点施策 8 最適な介護サービスの提供

現状及び第 8 期期間の主な取組

◇**介護サービスの適正な提供**

○ **居宅サービス**

当初、村で実施していた訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、居宅介護支援については、平成 14 年度から社会福祉法人更別村社会福祉協議会が事業運営しておりましたが、平成 20 年度に社会福祉法人博愛会コムニの里さらべつによる地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び小規模多機能型居宅介護の事業開始に伴い、本村では介護サービス提供の一元化を図ることが望ましいという視点に立ち、事業所の移行を併せて行い、平成 20 年 8 月から訪問介護、訪問入浴介護、通所介護についても社会福祉法人博愛会コムニの里さらべつが運営しています。そのため、社会福祉法人更別村社会福祉協議会では、平成 20 年 8 月から居宅介護支援事業所のみでのサービス提供となりました。

また、平成 30 年 4 月から、訪問看護ステーションかしわのもり・はれによる訪問看護サービスの提供が開始され、平成 31 年 4 月から、更別村歯科診療所は医療法人社団秀和会による指定管理を導入し、訪問歯科診療が開始されています。

保険者である村とケアプランを作成する社会福祉法人更別村社会福祉協議会及び社会福祉法人博愛会を始めとする介護保険サービス事業所が連携し介護サービスの提供をしています。

○ **地域密着型サービス**

平成 18 年 4 月施行の改正介護保険法において、地域密着型サービスが創設されました。このため、平成 18 年度よりグループホーム元気の里さらべつが地域密着型介護サービス事業所となっています。

また、平成 20 年 8 月に社会福祉法人博愛会が開設したコムニの里さらべつにより提供している小規模特養、小規模多機能及び地域密着型通所介護についても地域密着型介護サービスに分類されます。

地域密着型サービスは、原則として更別村の住民のみが利用できるサービスです。

○ **施設サービス**

平成 20 年 8 月から開始された地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については地域密着型サービスに分類されますが、用途的には 29 床のベッドによる施設サービスの役割を担い村民のために提供されています。

また、従前のおり近隣にある中札内恵津美ハイツ等の介護老人福祉施設及びケアステーションひかり等の介護老人保健施設の広域施設との連携を図りながらサービスの確保を図っています。

課題認識・基本的な考え方

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、施設系サービスだけでなく、在宅系・居住系サービスを充実させることにより、中・重度の要介護者であっても、安心して自宅等で最期まで生活できるよう、本人や家族の希望や状態・状況に応じて、多様なサービスが選択できるバランスのとれたサービス提供体制を構築していきます。
- 併せて、在宅、施設を問わず、高まる医療的ケア・医療処置のニーズに対して、適切なサービスにつなげられるよう、医療・介護連携体制をさらに充実させていきます。
- 感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、避難訓練の実施状況、防災計画の確認等を定期的に行い、指導の強化を行います。

事業展開

（1）介護サービスの適正な提供（実績及び見込み）

① 介護予防

（居宅サービス）

図表. 4-47【介護予防サービスの利用実績及び見込み】

	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
介護予防訪問介護	H29.4より地域支援事業（総合事業）に移行				
介護予防訪問入浴介護	一回／月	—	—	—	—
介護予防訪問看護	19回／月	7	4	4	4
介護予防訪問リハビリテーション	15回／月	14	10	10	10
介護予防通所介護	H29.4より地域支援事業（総合事業）に移行				
介護予防通所リハビリテーション	8人／月	5	4	4	4
介護予防短期入所生活介護	1日／月	4	5	5	5
介護予防短期入所療養介護	一日／月	—	—	—	—
介護予防特定施設入居者生活介護	1人	—	—	—	—
介護予防居宅療養管理指導	2人／月	3	—	—	—
介護予防福祉用具貸与	36人／月	39	43	44	44
特定介護予防福祉用具購入費	1人／月	1	2	2	2
介護予防住宅改修費	1人／月	1	1	1	1

（地域密着型介護予防サービス）

	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
介護予防認知症対応型通所介護	一回／月	—	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	6人／月	5	6	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	1人	1	—	—	—

(介護予防支援 (ケアプラン))

	R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護予防支援	38 人	40	43	44	44

※回 (日) 数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

② 介護

(居宅サービス)

図表. 4-48 【介護サービスの利用実績及び見込み】

	R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
訪問介護	112 回/月	126	130	150	150
訪問入浴介護	7 回/月	6	3	3	3
訪問看護	26 回/月	33	23	23	23
訪問リハビリテーション	28 回/月	41	31	31	36
通所介護	9 回/月	6	8	8	8
通所リハビリテーション	6 回/月	7	10	10	10
短期入所生活介護	25 日/月	30	27	27	27
短期入所療養介護	1 日/月	13	10	10	10
特定施設入居者生活介護	3 人	1	2	2	2
居宅療養管理指導	11 人/月	11	14	14	14
福祉用具貸与	34 人/月	38	33	36	36
特定福祉用具購入費	1 人/月	1	1	1	1
住宅改修費	1 人/月	1	1	1	1

(地域密着型サービス)

	R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 人/月	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	— 人/月	—	—	—	—
地域密着型通所介護	172 回/月	190	215	222	222
認知症対応型通所介護	— 回/月	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	17 人/月	15	14	14	14
認知症対応型共同生活介護	16 人	16	17	17	17
地域密着型特定施設入居者生活介護	— 人	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29 人	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	— 人/月	—	—	—	—

(施設サービス)

	R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護老人福祉施設	8 人	7	8	9	10
介護老人保健施設	5 人	8	11	12	13
介護療養型医療施設	— 人	—	—	—	—
介護医療院	— 人	—	—	—	—

(居宅介護支援 (ケアプラン))

	R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅介護支援	40 人	45	41	42	42

※回 (日) 数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

重点施策9 介護サービスの適切な運営

現状

- 更別村では、平成22年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、さらに令和7（2025）年には団塊の世代がすべて後期高齢者となり、介護需要の大幅な増加が見込まれます。一方、介護の担い手となる若年人口は減少し続けており、介護人材不足への対応が喫緊の課題となっています。

今後も増加が見込まれる介護ニーズに対し、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者としてより積極的な取組が求められています。

- 介護人材分野では、増大するサービス需要に対応できる介護職員数を確保するための幅広い施策展開や、テクノロジー（介護ロボット、AI・ICT）の活用、認知症対策、ADL維持向上、外部専門人材との連携等の多様なニーズに対応できる人材の獲得・育成が求められています。また、サービスを必要としている人に過不足のないサービスが提供されるよう、介護事業所、利用者やその家族に改めて「自立支援・重度化防止」に資する適切なサービス利用の重要性を認識してもらうことも必要です。

（第8期計画の主な取組）

◇介護事業者への支援等（介護人材確保・育成・定着）

（1）老人福祉施設等雇用対策事業

保健福祉課（国保介護係）

職場環境の改善、職員の資質の向上、雇用の安定、定住化促進を図るため、新規職員を雇用する介護保険サービス事業主に対し、新規職員に支給する支援金を助成しています。

図表. 4-49【老人福祉施設等雇用対策事業の実施状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象職員数	3人	6人	5人	8人	6人	3人
助成金額	260,000円	660,000円	600,000円	800,000円	560,000円	360,000円

（2）地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業

保健福祉課（国保介護係）

特例入所者（要介護1、要介護2の入所者）の月ごとの利用したサービスについて、原則入所できる要介護3と現に認定を受けている介護度におけるサービスに要する費用の差額（基本単価の差額）を助成する制度を、令和元年4月より新設しています。

図表. 4-50【地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業の実施状況】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成金額	895,710円	1,733,450円	2,164,870円	1,511,830円

(3) 介護に関する入門的研修事業

保健福祉課（国保介護係）

高齢化の進展により、介護サービスの利用ニーズは増加傾向にあり、事業所で働く介護職員の人数も限られている中で、サービス利用調整に時間を要することも想定されることから、いざという時のため身近なご近所・ご家族の方に少しでも介護の知識を持っていただくため、令和5年度より介護に関する入門的研修を実施しています。

図表. 4-51【入門的研修事業の実施状況】

年度	令和5年度
参加者数（予定）	14人

(4) 社会福祉法人施設整備事業

保健福祉課（国保介護係）

コムニの里さらべつは、平成20年（2008年）8月に開設し、施設内の温度及び湿度の管理をするための空調設備を整備し運営していましたが、一定年数を経過して当該設備の機能低下が見られることや、新型コロナウイルス感染症の影響下において、施設内の空気の循環を行うことが感染予防対策として求められており、村民である施設入所者等が利用している地域密着型介護サービスの安全性確保等の観点から、新たな空調設備を整備する事業に対し助成金を交付しています。

図表. 4-52【社会福祉法人施設整備事業の実施状況】

【令和3年度】

区分		サービス種別	事業者	助成金額
種別				
介護	入所系	1（介護予防） 短期入所生活介護	社会福祉法人博愛会 コムニの里さらべつ	52,900,000円
		2（介護予防） 小規模多機能型 居宅介護		
		3 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護		

(5) 医療・介護・福祉施設事業者燃料費等支援事業 保健福祉課（国保介護係）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格、食料価格その他の物価の高騰等の影響を受けながらも安定的な医療・介護・福祉サービスの提供に尽力している事業者に対し、支援金を交付しています。

図表. 4-53 【医療・介護・福祉施設事業者燃料費等支援事業の実施状況】

【令和4年度】

種別	区分	サービス種別	事業者	支援給付金額	
				基本部分 (1事業所あたり)	食料価格 高騰部分 (1事業所あたり)
医療	医療系	1 歯科診療所	医療法人社団秀和会 つがやす歯科医院 (更別村歯科診療所の 指定管理者)	348,000円	—
		2 保険薬局	有限会社フナキ薬局	144,000円	—
介護	入所系	3 (介護予防) 短期入所生活介護	社会福祉法人博愛会 コムニの里さらべつ	60,000円	12,000円
		4 (介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		360,000円	60,000円
		5 地域密着型 介護老人福祉施 設入所者生活介護		1,956,000円	492,000円
	通所系	6 地域密着型 通所介護		24,000円	36,000円
	訪問系	7 訪問介護		24,000円	—
	入所系	8 (介護予防) 認知症対応型共 同生活介護		社会福祉法人元気の里 とかち グループホーム元気の 里さらべつ	624,000円
障がい	通所系	9 就労継続支援 B型	株式会社エースフロン ティア	516,000円	192,000円
子ども※	通所系	10 認定こども 園	社会福祉法人 更別どんぐり福祉会	648,000円	—
		11 放課後児童 クラブ		216,000円	—

※子どもに関する支援金交付については、子育て応援課において対応

◇介護保険サービスの質の確保と向上

(1) 介護保険サービス利用者負担額軽減事業

保健福祉課（国保介護係）

介護保険における居宅サービス利用者のうち所得の低い方に対して、経済的な負担を軽減し、末永く在宅サービスを継続できるように利用者負担額の3割を償還払により村が支給しています。

なお、居宅サービスの種類は、訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・小規模多機能型居宅介護（それぞれ介護予防含）です。

図表. 4-54【介護保険サービス利用者負担額軽減事業の実施状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
軽減受給者数	延べ42人	延べ43人	延べ45人	延べ43人	延べ40人	延べ34人
支給金額	333,950円	420,990円	483,380円	398,080円	308,210円	311,170円

(2) 介護職員初任者研修等費用助成事業

保健福祉課（国保介護係）

高齢化の進展や世帯構造の変化の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくため、村内の介護サービス事業所において、働きながら介護福祉士へのステップアップを目指す介護職員の介護職員初任者研修等の受講料について、法人が負担した額を助成する制度を令和4年度に新設しました。

図表. 4-55【介護職員初任者研修等費用助成事業の実施状況】

年度	令和5年度		
研修名称	介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修	認知症介護基礎研修
研修受講者数(予定)	3人	2人	8人
助成金額	150,000円	200,000円	24,000円

事業展開

(1) 介護事業者への支援等（介護人材確保・育成・定着）

①老人福祉施設等雇用対策事業

保健福祉課（国保介護係）

介護保険サービス事業所における職場環境の改善、職員の資質の向上、雇用の安定及び定住化の促進を図ることを目的に、新規職員を雇用する介護保険サービス事業所に対し、新規職員に支給する支援金を助成する制度です。

長期間本村に定住して勤務する介護職員の確保について積極的に支援をするため、村内居住者を含め新規採用した者について、月額1万円助成（助成を決定した月から、3年間助成）します。

②地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業 **保健福祉課（国保介護係）**

特例入所者（要介護1、要介護2の入所者）の月ごとの利用したサービスについて、原則入所できる要介護3と現に認定を受けている介護度におけるサービスに要する費用の差額（基本単価の差額）を助成し、事業所の支援をしていきます。

③介護に関する入門的研修事業 **保健福祉課（国保介護係）**

高齢化の進展により、介護サービスの利用ニーズは増加傾向にあり、事業所で働く介護職員の人数も限られている中で、サービス利用調整に時間を要することも想定されることから、いざという時のため身近のご近所・ご家族の方に少しでも介護の知識を持っていただくため、介護に関する入門的研修を実施していきます。

(2) 介護保険サービスの質の確保と向上

①制度普及、円滑な制度運営の推進 **保健福祉課（国保介護係）**

◆ 制度の普及

高齢者本人若しくはその家族、介護保険については被保険者が高齢者福祉サービスや介護保険制度について十分な認識、知識が保てるよう制度の普及を行います。

◆ 実態の把握

地域包括支援センター、保健師、福祉に携わる職員等により、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援等やニーズの把握、調査等によって実態を把握し、地域における適切な福祉等サービス、機関又は制度の利用につなげるための支援を行います。

◆ サービスの利用

各種サービスの適切な利用促進とサービスの選択ができるようになるために必要なサービスに関する情報の提供を行います。

◆ サービス内容の充実

住民ニーズに基づき、住み慣れた更別村において必要とされているサービスが適切に提供されるようサービス内容実態の把握・周知を行うとともに、不足していると思われるサービスの基盤整備を図ります。

また、サービス提供機関の状況把握に努めるとともに、事業者への指導・監督等を実施する体制整備を図り、質の高いサービスが確保されるようにします。

◆ 介護保険要介護認定体制の充実

認定調査員、介護認定審査会委員等の研修会の実施や強化を図り、適切な要介護認定を行います。

◆ 新型コロナウイルス感染症の感染防止策及び感染者発生時の対応

事業所に対応マニュアルの整備を徹底するとともに、備蓄品の確認を行う等、必要なサービスが継続して提供できるように支援を行っていきます。また、Webの活用等による3密対策など、会議や多職種連携が機能不全に陥らないような体制の構築を進めます。

②介護職員初任者研修等費用助成事業 **保健福祉課（国保介護係）**

介護人材の安定的確保・資質向上のため、働きながら介護福祉士へのステップアップを目指す介護職員の介護職員初任者研修等の受講料について、法人が負担した額を助成し、事業所の支援をしていきます。助成対象の研修は、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、認知症介護基礎研修となります。

③苦情処理と利用者保護 **保健福祉課（国保介護係）**

高齢者が安心して満足できるサービスが受けられるように、サービスに対する苦情相談窓口により適切に対応・処理するとともに、利用者の保護に努めます。

介護保険サービスに対する苦情相談については、北海道国民健康保険団体連合会等との関係機関との連携を強化し対応します。

④介護給付等に要する費用の適正化のための取り組み推進 **保健福祉課（国保介護係）**

◆ 利用者負担の軽減

低所得者に対して利用者負担の軽減を図れるよう配慮していきます。

◆ 介護サービス量の見込み

現在、提供されている介護サービスにおいて、利用者が希望し必要としているサービスの提供体制について検証し、適切なサービス供給に努めます。

また、今後どのようなサービスが必要なのかを把握するために、介護サービス量の実績や見込み等を推計します。

◆ 介護給付実績の縦覧点検及び医療情報との突合

請求内容チェックによる誤請求の給付費削減を図っていき、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、「見える化」システム、「国保連給付適正化システム」の各帳票を活用し、常に効率化を図っていきます。

⑤行政機関の連携強化 **保健福祉課（国保介護係）**

限られた人材を効率的に活用しながら、きめ細やかなサービスを提供するため、保健・医療・福祉担当の連携はもとより、建設、生活環境、教育など、高齢者の視点に立った施策を推進している部門との各種事業の調整を行い、連携の強化を図ります。

⑥民間事業所との連携 **保健福祉課（国保介護係）**

介護保険サービス事業を展開している社会福祉法人更別村社会福祉協議会、社会福祉法人元気の里とかち（元気の里さらべつ）、社会福祉法人博愛会（コムニの里さらべつ）、訪問看護ステーションかしわのもりと連携し、運営推進会議へ参画し利用者の意見を反映させた事業運営を推進する等、必要とする適切な質の高いサービス提供を行います。

⑦地域住民との連携 **保健福祉課（保健推進係）**

高齢者がそれぞれの地域で自立した生活を送ることができるよう、その地域や家庭に存在する生活上の様々な問題に対し、地域住民が行政や関係機関と一体となって問題を把握し、支援する環境整備を図ります。

⑧介護保険サービス利用者負担額軽減事業 **保健福祉課（国保介護係）**

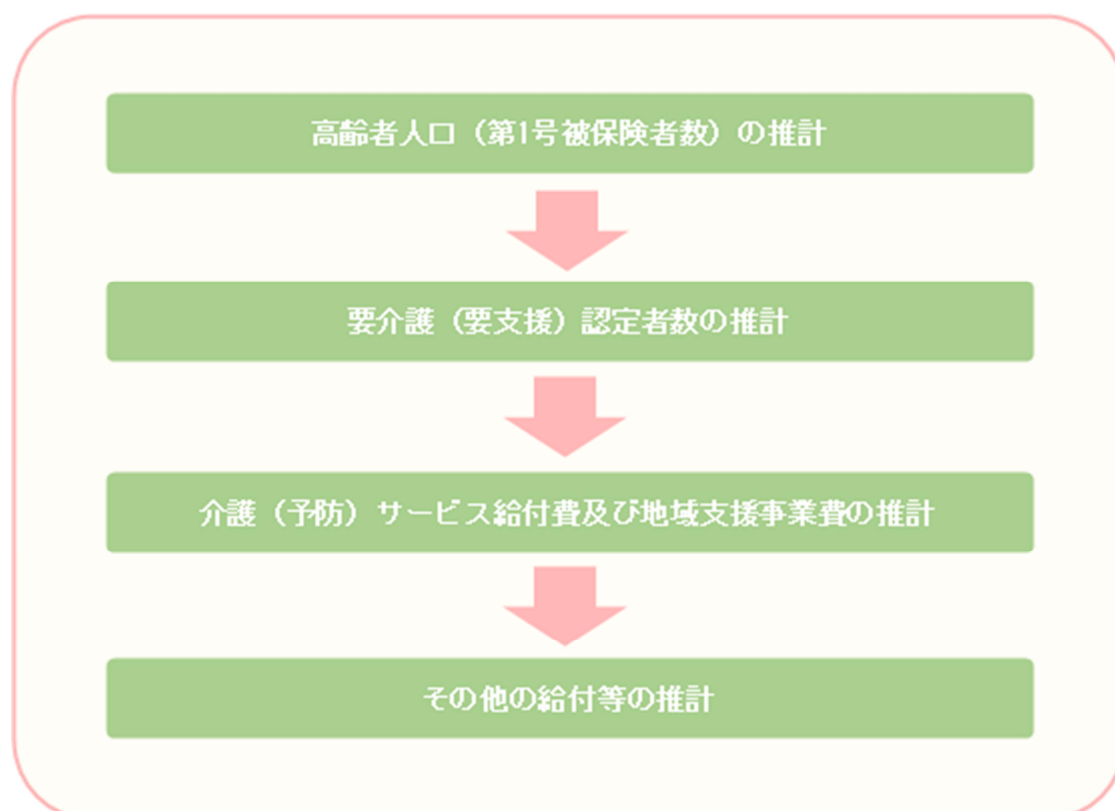
介護保険における居宅サービス利用者のうち所得の低い方に対して、経済的な負担を軽減するために、介護サービス利用料の3割を村で償還給付し、末永く在宅生活が継続できるように支援します。

第5章 介護給付費等の見込み及び保険料額

1. 介護給付費等の推計の流れ

第9期計画における介護給付費等を見込むにあたり、はじめに、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数を推計します。その上で、施設・居住系サービスや在宅サービス等の利用者数、事業所・施設整備計画や直近の給付実績等をもとに、各年度における介護（予防）サービス給付費、地域支援事業費及び介護給付にかかる費用等を推計します。

図表. 5-1 【介護給付費等の推計の流れ】

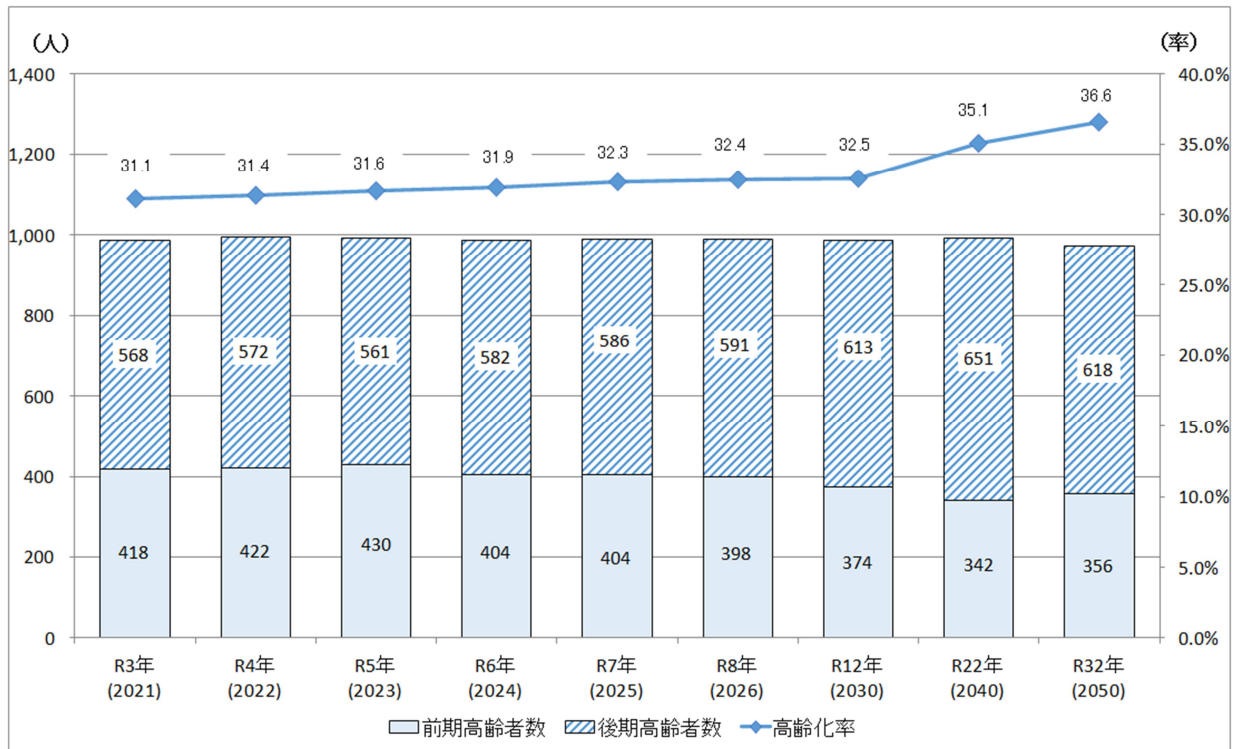


2. 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

高齢者人口（第1号被保険者数）は、令和元年から令和5年までは各年9月末時点の住民基本台帳の総人口（住所地特例者を含む）を起点として推計しました。

その結果、令和5年の高齢化率は31.6%となり、令和7（2025）年の高齢化率は32.3%となることが予測されます。令和22（2040）年には高齢化率は35.1%となり、およそ3人に1人が65歳以上になります。

図表. 5-2【高齢者人口と高齢化率の推移・推計】



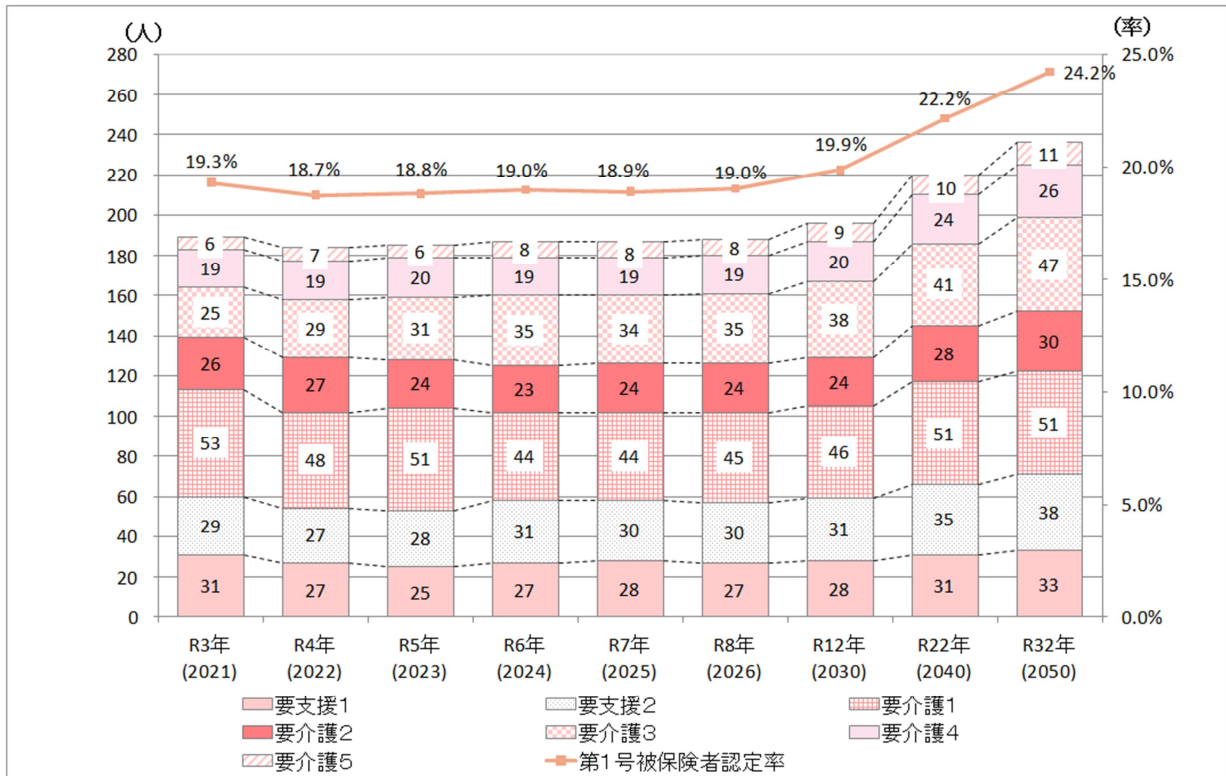
[資料] ※各年度9月末時点の住民基本台帳の総人口（令和5年度までは住民基本台帳人口
令和6年度以降は更別村独自推計値）

3. 要介護（要支援）認定者の推計

要介護（要支援）認定者数は、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における認定者数の推移や、各年度の高齢者人口の状況をもとに推計しました。

その結果、第1号被保険者認定率は、令和8（2026）年度まで19.0%前後で推移する見込みであり、令和22（2040）年度には22.2%まで増加する見込みです。

図表. 5-3 【要介護（要支援）認定者と第1号被保険者認定率の推移・推計】



[資料] ※各年度9月末時点の要介護認定者数（令和5年度までは介護保険事業状況報告
令和6年度以降は更別村独自推計値）

4. 介護給付費等の推計

(1) 介護（予防）サービス給付費の推計

第4章で記載した、今後の介護（予防）サービス必要量及び施策内容を踏まえ、厚生労働省が運営する、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、第9期計画期間中の介護（予防）サービス給付費を推計しました。

図表. 5-4 【介護予防サービス給付費の推計】

(単位: 千円)

■介護予防サービス	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	229	230	230
介護予防訪問リハビリテーション	404	404	404
介護予防在宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	1,411	1,413	1,413
介護予防短期入所生活介護	454	455	455
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,697	3,795	3,795
特定介護予防福祉用具購入費	408	408	408
介護予防住宅改修	408	408	408
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
■地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,717	5,725	5,725
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
■介護予防支援	2,312	2,369	2,369
介護予防サービス計	15,040	15,207	15,207

※給付費は年度累計の金額

図表. 5-5 【介護サービス給付費の推計】

(単位: 千円)

■ 居宅サービス		R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
訪問介護		6,425	7,347	7,347
訪問入浴介護		475	475	475
訪問看護		2,492	2,495	2,495
訪問リハビリテーション		1,471	1,472	1,756
居宅療養管理指導		1,526	1,528	1,528
通所介護		657	658	658
通所リハビリテーション		514	515	515
短期入所生活介護		2,187	2,190	2,190
短期入所療養介護(老健)		1,428	1,430	1,430
短期入所療養介護(病院等)		0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)		0	0	0
福祉用具貸与		5,569	5,939	5,939
特定福祉用具購入費		408	408	408
住宅改修費		408	408	408
特定施設入居者生活介護		3,970	3,975	3,975
■ 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,000	1,001	1,001
夜間対応型訪問介護		0	0	0
地域密着型通所介護		18,651	19,214	19,214
認知症対応型通所介護		0	0	0
小規模多機能型居宅介護		37,640	37,688	37,688
認知症対応型共同生活介護		54,861	54,930	54,930
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		99,384	99,510	99,510
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0
■ 施設サービス				
介護老人福祉施設		24,039	26,996	29,923
介護老人保健施設		39,526	42,472	45,367
介護医療院		0	0	0
介護療養型医療施設		0	0	0
■ 居宅介護支援		6,799	6,960	6,960
介護サービス計		309,430	317,611	323,717

※給付費は年度累計の金額

(2) 地域支援事業費の推計

介護予防・日常生活支援総合事業費については、前年度実績に75歳以上高齢者の伸び率を乗じた額、包括的支援事業・任意事業費については、前年度上限額に高齢者数の伸び率を乗じた額が上限と定められており、この範囲内で事業費を推計しています。

図表. 5-6【地域支援事業費の推計】

(単位：千円)

	合計	第9期		
		R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
地域支援事業費	165,861	55,287	55,287	55,287
介護予防・日常生活支援総合事業費	52,500	17,500	17,500	17,500
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	38,304	12,768	12,768	12,768
包括的支援事業(社会保障充実分)	75,057	25,019	25,019	25,019

(3) 介護給付費等の推計結果

第9期計画期間における介護(予防)サービス給付費及び地域支援事業費の推計に加えて、その他の給付等として、特定入所介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を第8期に基づき推計しました。

図表. 5-7【介護給付費等の推計結果】

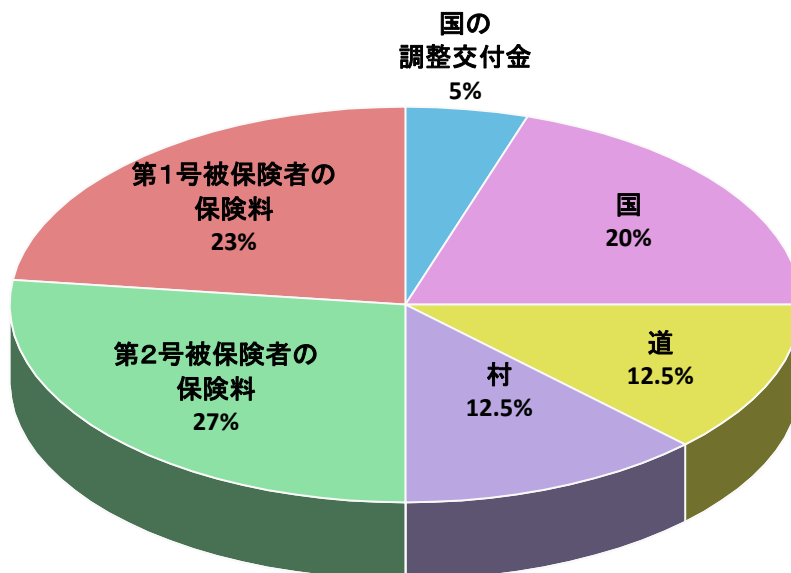
(単位：千円)

	合計	第9期		
		R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
標準給付費見込額(A)	1,082,380	353,117	361,501	367,762
総給付費	996,212	324,470	332,818	338,924
介護予防サービス給付費	45,454	15,040	15,207	15,207
介護サービス給付費	950,758	309,430	317,611	323,717
特定入所者介護サービス費等給付額	54,933	18,263	18,286	18,384
高額介護サービス費等給付額	26,675	8,867	8,880	8,928
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,859	1,284	1,284	1,291
算定対象審査支払手数料	701	233	233	235
地域支援事業費(B)	165,861	55,287	55,287	55,287
介護予防・日常生活支援総合事業費	52,500	17,500	17,500	17,500
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	38,304	12,768	12,768	12,768
包括的支援事業(社会保障充実分)	75,057	25,019	25,019	25,019
合計(A+B)	1,248,241	408,404	416,788	423,049

5. 介護保険の財源構成と介護保険料

介護保険の費用負担は、50%を公費、50%を保険料で負担します。第9期計画期間(令和6(2024)~8(2026)年度)においては、第1号被保険者(65歳以上の人)に介護保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

図表. 5-8【介護保険給付費の財源構成】



6. 第1号被保険者の保険料

(1) 保険料の収納状況

第1号被保険者の介護保険料の納入方法については、特別徴収(年金の支払い月に年金保険者が徴収し、更別村に納める方法)と普通徴収(更別村に直接支払う方法)があります。当該年度に未払いがあった場合、翌年度以降に滞納分として収納します。

図表. 5-9【介護保険料収納状況】

区 分	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
	現年度分	滞納分	現年度分	滞納分	現年度分	滞納分
調定額 (A) (円)	66,132,500	33,000	67,696,400	79,200	68,956,700	0
収納額 (B) (円)	66,053,300	33,000	67,696,400	79,200	68,956,700	0
不納欠損額 (C) (円)	0	0	0	0	0	0
未納額 (A-B-C) (円)	79,200	0	0	0	0	0
収納率 (B/(A-C)) (%)	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-
1人当たりの保険料調定額 (円)	64,206		65,597		65,924	
1人当たりの保険料収納額 (円)	64,129		65,597		65,924	

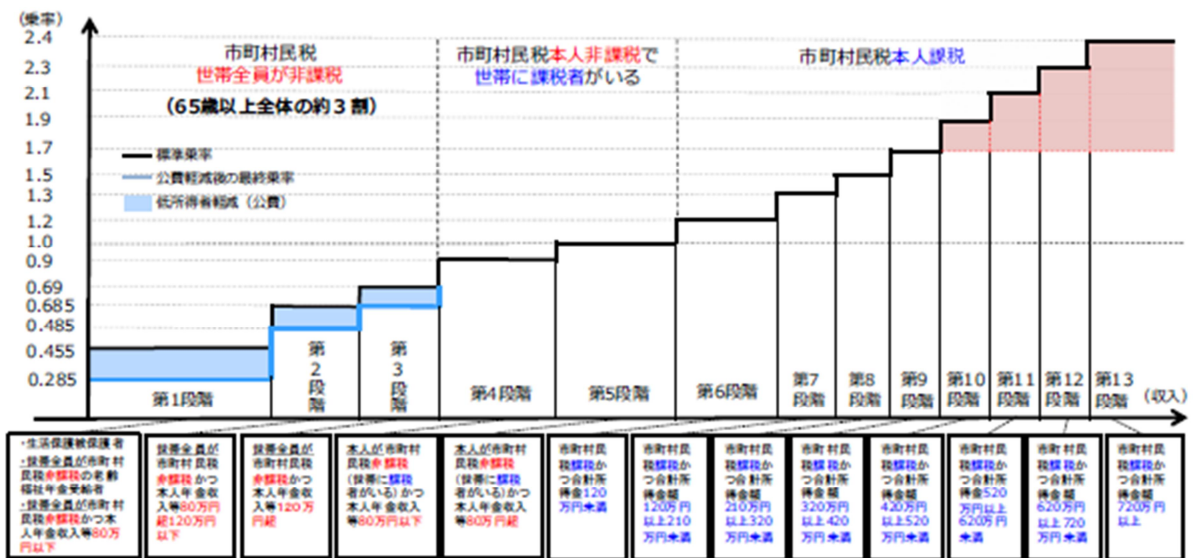
※収納額は還付未済額を含まない

(2) 保険料基準額に対する割合の弾力化

介護保険料については、本計画期間の国標準の保険料区分に合わせて、第8期計画の9段階から13段階へとより細分化します。低所得者の保険料上昇を抑制する必要があり、負担能力に応じた負担の観点から、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げについて検討されています。

なお、下記の図表. 5-10の別枠公費による軽減強化分については、第8期計画から引き続き第1段階から第3段階において適用見込となっており、第9期計画期間における所得段階別割合については、図表. 5-11のとおり推計しています。

図表. 5-10【介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化】



図表. 5-11 【所得段階別割合】

所得段階	対 象 者		該当見込み人数 (人)		
			R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)
第 1 段階	住民税非課税世帯	・生活保護被保護者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	148	148	148
第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	76	76	76
第 3 段階		第 1 段階及び第 2 段階に該当しない	65	67	66
第 4 段階	住民税課税世帯	本人非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下	101	102	102
第 5 段階		本人非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超	124	125	125
第 6 段階		本人課税で、合計所得金額が 120 万円未満	147	147	147
第 7 段階		本人課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	144	144	144
第 8 段階		本人課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	90	90	90
第 9 段階		本人課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	50	50	50
第 10 段階		本人課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	9	9	9
第 11 段階		本人課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	12	12	12
第 12 段階		本人課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2	2	2
第 13 段階		本人課税で、合計所得金額が 720 万円以上	18	18	18
		計	986	990	989

(3) 保険料基準月額の算定

第 1 号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、3 年ごとに算定・見直しを行います。

介護保険料の基準額は、保険料として収納する額（標準給付費と地域支援事業費の 23%）に収納率を見込み、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者見込み数で除して年額を算定し、その金額を 12 で除して月額に換算した額となります。

なお、第 2 号被保険者の保険料は加入している医療保険者が算出し、医療保険料と一緒に徴収されています。

第 9 期計画期間中の基準月額については、高齢者数の増加に伴うサービス利用者数の増加

などの上昇要因もありますが、介護予防・状態改善の取組や、介護給付適正化をさらに増進し、また、介護保険事業基金の取り崩しを行うなどにより、保険料の上昇を緩和します。

なお、令和12(2030)年度における保険料水準については、高齢者人口及び要介護(支援)認定者の将来推計を踏まえ、第9期における給付費算定の利用人数の伸び、サービス利用率、サービス利用回数等が、今後も同様に推移すると見込んで推計しています。

【第1号被保険者の保険料基準額(月額)算定方法】

$$\text{第1号被保険者の保険料基準額} = (\text{①} + \text{②} - \text{③} - \text{④}) \div \text{⑤} \div \text{⑥} \div \text{⑦}$$

①	第1号被保険者が負担すべき経費(3年間)(保険給付費+地域支援事業費)×23%
②	調整交付金不足額(3年間)(調整交付金相当額(5%)－調整交付金見込額)
③	介護保険事業基金取崩額
④	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額
⑤	保険料予定収納率
⑥	第1号被保険者数(3年間)
⑦	12か月

図表 5-12 【保険料収納必要額関係】
(単位：千円)

	合計	第9期		
		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
標準給付費見込額(A)	1,082,380	353,117	361,501	367,762
地域支援事業費(B)	165,861	55,287	55,287	55,287
合計(A+B)	1,248,241	408,404	416,788	423,049
第1号被保険者負担分相当額(C)・・・①	287,095	93,933	95,861	97,301
調整交付金相当額(D)	56,744	18,531	18,950	19,263
調整交付金見込額(E)	91,427	30,798	31,002	29,627
調整交付金不足額(D-E)・・・②	-34,683	-12,267	-12,052	-10,364
調整交付金見込交付割合(F)		8.31%	8.18%	7.69%
事業基金取崩額(G)・・・③※	16,000	5,300	5,300	5,400
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(H)・・・④	3,636	1,212	1,212	1,212
保険料収納必要額(I)	232,776			
予定保険料収納率(J)・・・⑤	99.00%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数(K)・・・⑥	3,164	1,053	1,056	1,055

※準備基金の残高(R5年度末の見込額) 39,528,246円

図表 5-13 【保険料基準額関係】
(単位：円)

	第8期	第9期	R12年度 (2030)
保険料基準額(年額)(L)	68,400	74,304	90,720
保険料基準額(月額)・・・(L)÷⑦	5,700	6,192	7,560

(4) 13段階による保険料額

図表5-13のとおり第9期における保険料基準月額について6,192円と積算しましたが、端数処理を行い、月額6,100円とします。現在の第8期における保険料基準月額と比較する

と、400 円の増となります。保険料基準月額が上昇する主な要因は、引き下げ要素より、引き上げ要素が多いことにありますが、サービス量の増加、地域包括ケアシステムの推進、介護報酬の+1.59%増改定によるものです。なお、保険料抑制のため、基金を取り崩すことで推計しています。また、令和 12 年度では月額 7,560 円と推計しています。

よって、本村における第 9 期介護保険料（年額）は図表 5-14 のとおりとなります。

図表. 5-14【第 9 期介護保険料】

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料（年額）
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 	基準額×0.455	33,300 円
		軽減 基準額×0.285 20,800 円	
第 2 段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	基準額×0.685	50,100 円
		軽減 基準額×0.485 35,500 円	
第 3 段階	第 1 段階及び第 2 段階に該当しない	基準額×0.69	50,500 円
		軽減 基準額×0.685 50,100 円	
第 4 段階	本人非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額×0.90	65,800 円
第 5 段階	本人非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超	基準額	73,200 円
第 6 段階	本人課税で、合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.20	87,800 円
第 7 段階	本人課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.30	95,100 円
第 8 段階	本人課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.50	109,800 円
第 9 段階	本人課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.70	124,400 円
第 10 段階	本人課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.90	139,000 円
第 11 段階	本人課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.10	153,700 円
第 12 段階	本人課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.30	168,300 円
第 13 段階	本人課税で、合計所得金額が 720 万円以上	基準額×2.40	175,600 円

※ 今期の計画期間中の第 1 段階～第 3 段階の保険料については、第 8 期と同様の公費負担による低所得者保険料の軽減が予定されています。

第6章 計画の推進管理

1. 計画の推計管理

① 計画の進捗状況報告

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、「更別村保健福祉推進委員会」に報告し、分析・評価を行います。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。計画の進捗や効果の評価の結果、社会状況の変化や新たな国・道の施策、村内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

② 更別村保健福祉推進委員会

更別村の保健福祉政策に村民の幅広い意見等を反映することを目的として設置している「更別村保健福祉推進委員会」において、以下の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関する事
- ・ 地域包括支援センターに関する事
- ・ 地域密着型サービスに関する事
- ・ その他介護保険事業の運営に関する事

会議は、互選により選出された委員長のもと、年3回程度開催され、合議制によって運営されます。

第7章 介護保険制度に係る用語集

居宅サービス

●訪問介護

訪問介護員（介護福祉士やホームヘルパー）が自宅を訪問し、介護や生活支援を行なうサービスです。サービス内容としては、「身体介護」と「生活援助」などの介護や家事と、通院などに利用する介護タクシーへの「乗車・降車の介助」です。

[身体介護]

食事介助、入浴介助・清拭、衣類の着脱介助、排泄介助、洗面、身体整容、体位変換、通院・外出介助、移乗・移動介助、就寝・起床介助、自立生活支援のための見守り援助、特段の専門的配慮を持って行う調理など

[生活援助]

掃除、洗濯、衣類の整理・補修、一般的な調理、配膳・下膳、買い物、薬の受け取り代行など

●訪問入浴介護

自宅に簡易浴槽を持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

- ・自宅のお風呂に入れられないような方
- ・通所施設（デイサービス）での入浴が難しい方
- ・感染症などでのために、通所施設の浴室が使えない方 が対象です。

利用するためには、身体に負担がかかるため主治医の入浴許可があらかじめ必要となります。

●訪問看護

医師の指示（訪問看護指示書）に基づき、在宅の療養者に対して看護サービスを提供するものです。提供される内容は、状態の観察と食事・排泄・清潔保持・注射や傷の手当や処置、療養上の世話、診療の補助、精神的支援、リハビリテーション、終末期の看護、療養指導と言った内容です。医師の指示により必要な医療処置として、点滴・褥瘡措置・浣腸・膀胱のカテーテルの交換、痰の吸引なども提供します。

●訪問リハビリテーション

国家資格である理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が在宅の要介護者等を訪問し、医師の指示書に基づき日常生活を助けるための機能の維持・回復訓練等のリハビリテーションを個別に実施するサービスです。ケアプランに導入する際には医師の了承が必要になります。

●居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師、管理栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。

医師・歯科医師が行うのはあくまで指導やアドバイスのみで、実際の治療は行いません。

●通所介護

デイサービスとも呼ばれる通所介護は、利用者がデイサービスセンターなどの施設に通って、レクリエーションを行ったり、日常生活の支援（食事・入浴等）を受けるサービスです。外出して多くの人と触れ合うことができるので、利用者にとっては気分転換になりますし、介護者にとっても自分の時間を確保することができます。

●通所リハビリテーション

『デイケア』とも呼ばれ、理学療法士などの専門家や医師が配置された施設に通い、主にリハビリテーションを行うサービスです。リハビリテーションの他、食事や入浴などの日常生活に関するケアも受けられます。また、『個別リハビリテーション』といったひとりひとりの状態に合わせたリハビリや、病院、診療所、老健から退院後1ヶ月に行う『短期集中リハビリテーション』などのサービスを利用することもできます。医師の指示のもと、必要な機器のもとできめ細やかなリハビリを受けることができます。

●短期入所生活介護

短期入所、いわゆるショートステイは、施設に短期間だけ入所し、食事・入浴・生活援助サービス・機能訓練を受けるサービスです。ショートステイは、特別養護老人ホームなどで、主に生活面の介助を受けます。

●短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、療養病床を有する病院若しくは診療所、診療所などの医療機関に短期入所します。要介護者を医学的な管理の下で、介護、看護、機能訓練などを受けます。また、人員基準などは事業所によって異なります。リハビリなどの医療サービスが中心です。

●福祉用具貸与

在宅介護に必要な用具を借りることができるサービスです。対象の用具は、全13種類で、要支援から要介護1までの人は4種類です。都道府県または市区町村の指定を受けた事業者から借りることになります。福祉用具は、日常的に利用するものが対象となっており、貸与価格には搬送費やメンテナンス料等を含んでいます。なお、平成30年10月の制度改正から、全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定が行われています。また、事業所によりメンテナンスやモニ

タリングの有無もかわってきます。福祉用具の貸与を希望する際は、まずはケアマネジャーに相談し、事業者への連絡はケアマネジャーから行われるのが一般的です。店には、福祉用具専門相談員という専門家が配置されているので、身体の具合や環境に合わせた用具選びをサポートしてもらえます。

対象 = 車椅子、車椅子付属品、特殊寝台（電動ベッド）、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（吊り具部分を除く）、自動排泄処理装置

●特定福祉用具購入費

直接肌に触れるような衛生用品など、レンタルに向かない福祉用具の中には、個人で購入すると費用の支給をうけられるものがあります。対象となる用具は全5種類です。申請できる方は、要支援・要介護認定を受けているかたで、原則として在宅で生活されている方です。用具の購入については、都道府県や市区町村の指定を受けた事業者から購入しなければなりません。福祉用具の購入は、介護保険の支給限度額の対象に含まれませんので、ケアプランに組み込みませんが、購入の際は、ケアマネジャーに相談すると安心です。（ケアマネジャー相談が必須の市区町村もあります）

対象 = 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、

●住宅改修費

自宅で介護を受けるために必要な住居の改修については、定められた6種類の工事については、介護保険が適用されます。1つの家屋につき20万円までは費用の1割または2割負担（※平成30年8月より、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ）で改修を行うことができます。限度額内であれば、数回に分けて行うことも可能です。また、「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合や転居した際は、新たに20万円まで支給を受けることが可能です。

対象 = 手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他対象工事を行う上で必要な付帯工事

●特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅などが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供するものです。

地域密着型サービス

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護・訪問看護・24時間連絡体制で在宅生活を支える新サービスです。一人暮らしの高齢者の方や重介護の高齢者の方が、住み慣れた地域で生活できるように平成24年4月から始まった新しいサービスです。

重度の要介護者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していること、また医療ニーズが高い高齢者に医療と介護との連携が不足していること、これら2つに対応するために制度化されたものです。

■提供される4つのサービス

- ①定期巡回サービス（定期的な訪問介護サービス）
 - ・計画に基づき、訪問介護サービスを提供します。
- ②随時対応サービス（24時間連絡受付業務）
 - ・利用者や家族から連絡を受け、相談援助やヘルパー等による訪問の必要性について、看護師、理学療法士等の有資格者が判断します。
- ③随時訪問サービス（緊急時や必要時における訪問介護サービス）
 - ・随時対応サービスの判断に基づき、ヘルパーによる訪問を行います。
- ④訪問看護サービス（定期的な訪問看護サービス）
 - ・医師の指示に基づき、訪問看護サービスを実施します。
 - ・随時対応サービスで緊急性が高いと判断された場合、必要に応じて訪問を実施します。
 - ・訪問介護のみ利用する場合でも、看護師による定期的なアセスメントを実施します。

●夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅での生活ができるように、夜間の定期的な「巡回」訪問や、ご利用者からの連絡に応じた、「随時」訪問を組み合わせた訪問介護サービスです。

■提供される3つのサービス

- ①定期巡回サービス（定期的な訪問介護サービス）
 - ・計画に基づき、訪問介護サービスを提供します。
- ②オペレーションセンターサービス
 - ・主に利用者から連絡を受け、相談援助やヘルパー等による訪問の必要性について、看護師、介護福祉士等の有資格者が対応します。
- ③随時訪問サービス（緊急時や必要時における訪問介護サービス）
 - ・オペレーションセンターサービスへの通報に基づき、ヘルパーによる訪問を行います。

●認知症対応型通所介護

老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

●小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。施設には、介護職員、看護師、ケアマネジャーが所属し、利用する登録者は29名までとなっています。

●認知症対応型共同生活介護

『認知症高齢者グループホーム』とも呼ばれている認知症対応型共同生活介護は、認知症と診断された人が、介護職員などの援助を受けながら共同生活を送るサービスです。認知症の人が小規模（5人～9人）で共同生活しているところに、介護者を入所者3人に対して1人の割合で配置し、日常生活を援助するものです。1ユニットは9人までで、1事業者は2ユニットまで併設が可能となります。居室は、個室で居間、食堂、台所、浴室、消火設備などが必要となります。

●地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設で29人以下の規模になると地域密着型になります。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は29人以下の規模になると地域密着型のサービスになります。

人員は、医師、生活相談員、看護職、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門職員などの職員の配置が必要です。

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを合わせたものです。

「小規模多機能型居宅介護（通い・宿泊・訪問）」と「訪問看護」のサービスを提供します。

施設サービス

●介護老人福祉施設

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。

●介護老人保健施設

医療法人や社会福祉法人などが運営する公的な介護施設で、利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。介護老人保健施設で

のサービスはあくまでも在宅復帰を目的としたもので、提供されるのは自宅などに戻るためのケアです。

●介護療養型医療施設

療養病床等を有する病院又は診療所であって、慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしています。

なお、介護療養型医療施設は、平成 35 年度末に廃止されます。

●介護医療院

介護療養型医療施設が担ってきた「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能とともに、「生活支援」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が 2018 年度に創設されます。

介護医療院は介護保険法に位置付けられ、医療法にいう病院・診療所ではありませんが、病院・診療所から転換した場合は、介護医療院の名称中に転換前の病院・診療所の名称を引き続き使用できることとされています。

医療法上においても、従来の病院・診療所・介護老人保健施設・調剤を実施する薬局等と同様に、「医療提供施設」の 1 つに加えられます。

居宅介護支援

●居宅介護支援

居宅の要介護者が、さまざまなサービスを適切に利用できるよう支援することです。居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、アセスメント（課題分析）、ケアプラン作成、事業者との連絡・調整の過程を踏んで提供します。居宅介護支援サービスに係る費用は、全額介護保険から支払われ、利用者の自己負担はありません。

介護予防支援

●介護予防支援

居宅の要支援者が、介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう支援することです。地域包括支援センターの保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、アセスメント（課題分析）、ケアプラン（介護予防サービス計画）作成、事業者との連絡・調整の過程を踏んで提供します。介護予防支援サービスに係る費用は、全額介護保険から支払われ、利用者の自己負担はありません。

介護度

●介護度とは

介護度（要介護状態等区分とも言います）とは、要介護認定、要支援認定（以下「要介護認定等」と言います）で判定される介護の必要性の程度等を表します。

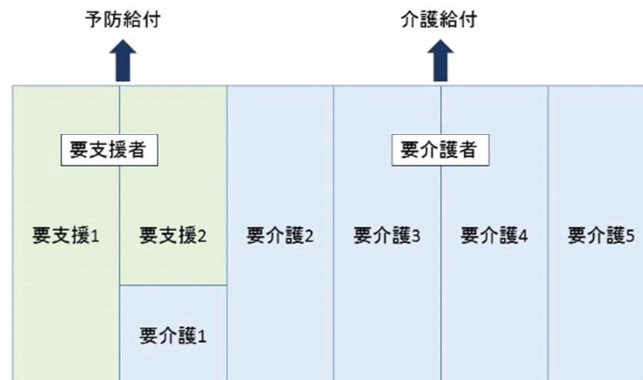
なお、要介護認定等の結果、要介護者、要支援者のいずれにも該当しない「非該当」と判定される場合もあります。

●要介護状態に応じてサービスを決定

図に示すとおり、要介護状態等区分（要介護1～5、要支援1～2）に応じて、在宅の場合には支給限度額、施設の場合には保険給付額がそれぞれ決められます。要介護認定等は、サービスの給付額に直接結びつくことから、その判定基準については全国一律に客観的に定められています。

- **要介護**：（要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の5段階）継続して常時介護を必要とする状態であり、介護給付を利用できます。
- **要支援**：（要支援1、要支援2の2段階）日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であり、今の状態を改善あるいは維持するための予防給付を利用できます。
- **非該当**：地域支援事業の総合事業（一般介護予防事業等）を利用できます。

図表. 7-1 【保険給付と要介護状態区分のイメージ】



●要介護度別の状態区分

下欄に示した状態は平均的な状態です。したがって、実際に認定を受けた人の状態がこの表に示した状態と一致しないことがあります。

状態区分	各状態区分の平均的な状態
要支援1	①居室の掃除や身の回りの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ③排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。
要支援2	①身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ④排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。

状態区分	各状態区分の平均的な状態
要介護1	①～④は、要支援2に同じ。※ ⑤精神・行動障害や認知機能低下がみられることがある。
要介護2	①身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする。 ④排泄や食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。 ⑤精神・行動障害や認知機能低下がみられることがある。
要介護3	①身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話が自分ひとりできない。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりできない。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりできないことがある。 ④排泄が自分ひとりできない。 ⑤いくつかの精神・行動障害や全般的な認知機能低下がみられることがある。
要介護4	①身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりではできない。 ④排泄がほとんどできない。 ⑤多くの精神・行動障害や全般的な認知機能低下がみられることがある。
要介護5	①身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない。 ④排泄が食事がほとんどできない。 ⑤多くの精神・行動障害や全般的な認知機能低下がみられることがある。

※ 要支援（予防給付対象者）と要介護（介護給付対象者）の違い

要支援となるのは、サービスの利用によって心身の状態が改善する可能性が高いと判断される人です。ただし、上記のような人でも認知症等により理解が困難であったり、疾病や外傷で心身の状態が不安定と判断される人は要介護となります。

介護予防・日常生活支援総合事業

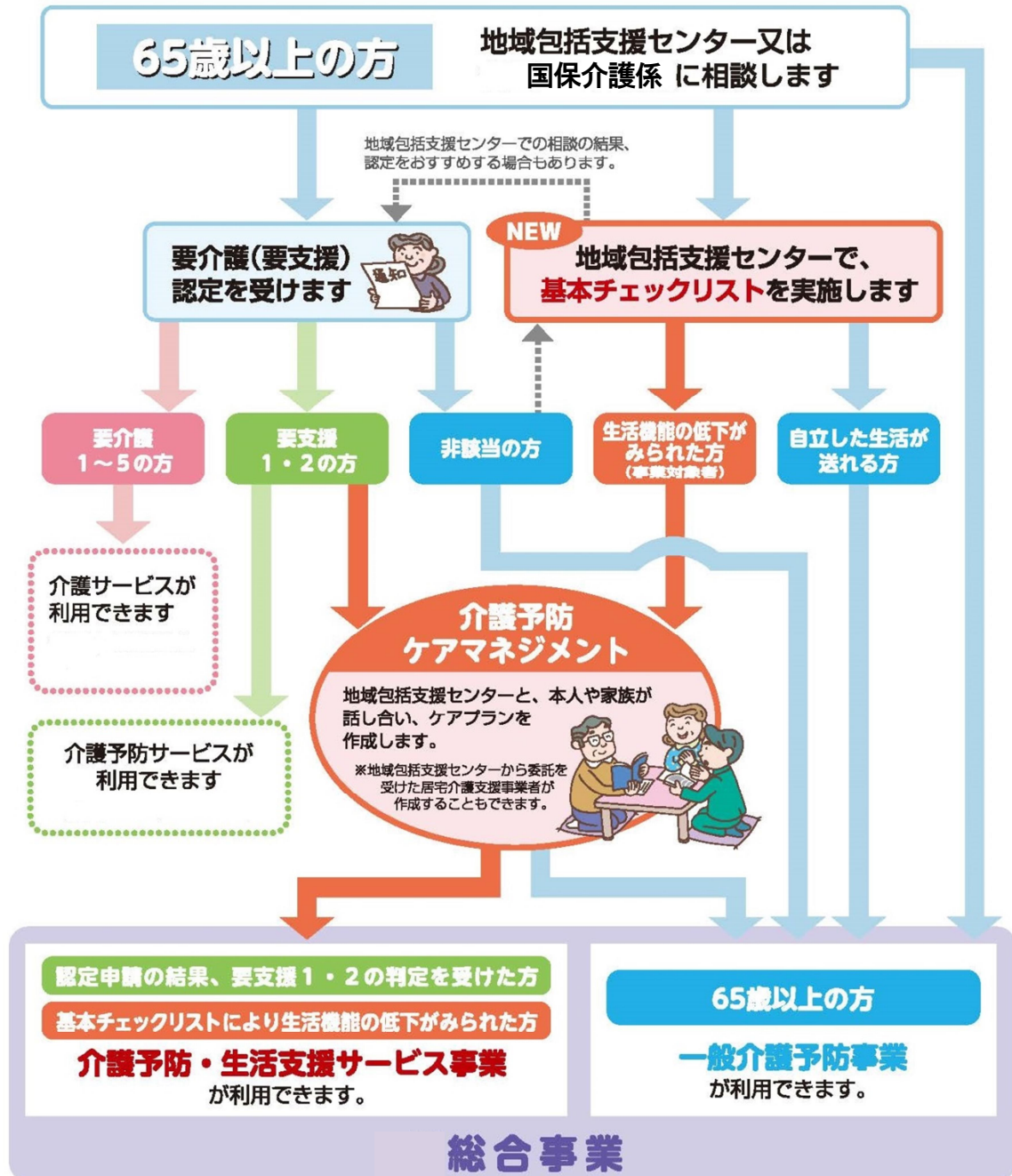
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、高齢者がいつまでも地域で自立した日常生活を営むことを目的に、村が実施する介護予防のための事業で、平成29年4月より開始しています。

- ◆以前の介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」が総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行され、「介護予防訪問型サービス」「介護予防通所型サービス」として実施しています。
- ◆介護予防の取組みを推進するため、「一般介護予防事業」を実施しています。体操を中心とした、「まる元運動教室」や、脳の健康教室「大人のまなびや」などを実施しています。

●総合事業を利用するまでの流れ

総合事業には、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

図表. 7-2【総合事業を利用するまでの流れ】



※事業対象者としてサービスを利用している場合でも、いつでも要介護（要支援）認定を申請することができます。

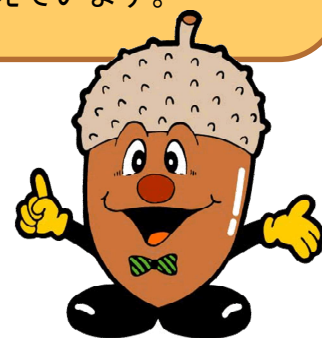
認知症になっても、安心して生活できるまちづくり宣言

村では、平成30年1月1日「認知症になりにくいまちづくり宣言」を行い、認知症予防や早期発見・早期治療に取り組んできました。しかし、認知症は誰もがなる可能性がある病気で、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを目指す必要があることから「認知症になっても、安心して生活できるまちづくり宣言」をします。

宣言をすることで、認知症への偏見をなくし、一方通行の支援ではなく、相互の関係性を築き上げることで認知症の人とともに生きるまちづくりを目指したいと考えています。

宣言文および取り組み内容

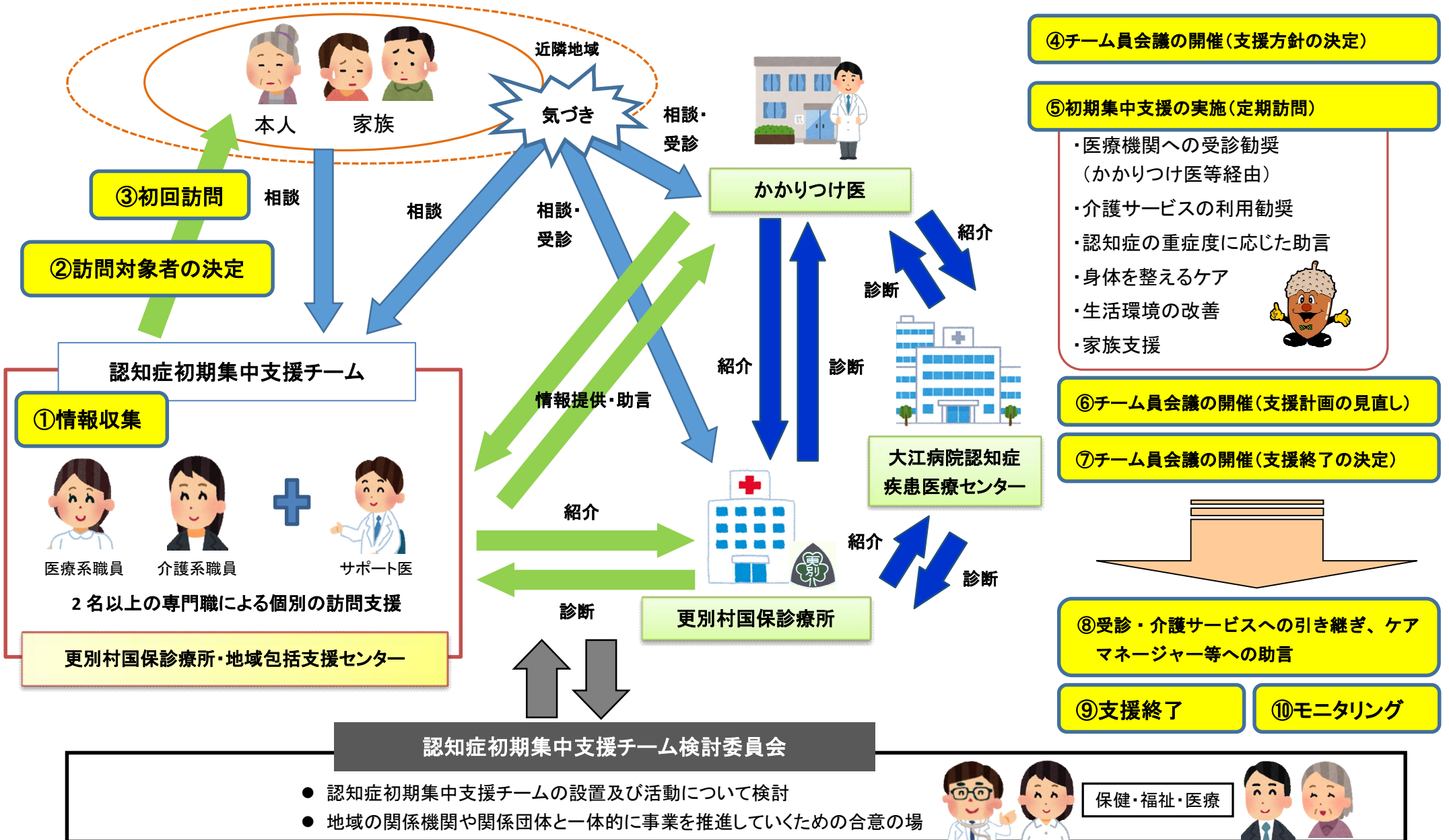
- **認知症についての正しい知識と最新の情報を提供します。**
 - ・ 認知症の症状や対応方法などの紹介
 - ・ 認知症サポーター養成講座の開催
 - ・ 講演会や講話、認知症ケアパス配布などによる啓発
- **糖尿病や高血圧などの生活習慣病予防に努め、村民が認知症になりにくい生活を送れるよう食事や運動習慣などの正しい知識を普及します。**
 - ・ 年に1度の健診受診を勧奨
 - ・ 健診後や各種健康教育などにおける生活習慣の振り返りと見直し
- **高齢者の体力・認知力の測定を実施し、軽度認知障害の早期発見に努め、認知機能を改善するための効果的なプログラムを提供します。**
 - ・ 体力、認知力の測定実施と早期発見、早期受診の勧奨
- **高齢者になっても心身ともに元気で、自立した生活を送れるよう応援します。**
 - ・ 高齢者の地域参加・活動の促進、閉じこもり予防
 - ・ 運動教室や各種講座などの呼びかけ
- **認知症になっても、安心して生活できるまちづくりを目指します。**
 - ・ 住民（村民）と関係機関が協力し、村全体で認知症の方を見守るまちづくりの推進
 - ・ 介護についての相談や情報交換ができる場の提供
 - ・ 認知症になっても地域と繋がり、社会参加ができる環境づくり



令和2年1月1日

北海道更別村長 西山 猛

更別村認知症初期集中支援チーム概念図



※ 見えるところに貼って、日頃から確認できるようにしましょう！

「さらべつ版」認知症ケアパス～認知症の状態に応じた流れ～ (令和5年4月 改正)

認知症の進行状況に応じて、どのような医療・介護・福祉サービスを利用できるかを表したものです。身体状況により、必ずこの通りになるわけではありませんが、今後を見通す参考にしてください。

段階	(軽度) 認知症の疑い	認知症はあるが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要 (重度)
本人の様子	もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類の作成などの日常生活は自立	金銭管理や買い物などにミスが見られるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話や訪問者の対応が1人では難しい	着替えや食事、トイレ、入浴などがうまくできない	ほぼ寝たきりで意思疎通が困難
本人・家族の心構え	・認知症や介護保険について学ぶ。 ・かかりつけ医を持つ。 ・1人で悩まずに、相談しやすい人や相談窓口相談する。	・生活の中でどのようなことに困っているかを確認し、適切なサービスを利用する。 ・1人または家族で抱え込まずに、理解者や協力者に手助けしてもらう。		・生活の中でどのようなことに困っているかを確認し、適切なサービスを利用する。 ・本人だけでなく、介護者の健康や生活を大切にする。 ・急変時や最期の時をどう迎えるか、主治医と相談する。	
認知症の方や家族を支援する体制	相談	認知症や高齢者の福祉、介護に関する相談など(地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム) 電話:53-3000			
	介護予防 悪化予防 仕事 役割支援	定期的な運動で筋力・体力の維持 (まる元運動教室) 脳トレで認知症予防 (大人のまなびや)、口腔機能・栄養状態の維持・改善で会話や食事を楽しむ (かむかむ教室) 交流の場に参加 (末広学級、元気クラブ、ふれあいサロンなど) 自主的な集まりの中で役割を持って活動できる (老人クラブ) 特技や趣味を活かして活躍できる (高齢者勤労事業、ボランティアなど) 早期に適切な支援や治療につなぐことができる (認知症初期集中支援チーム)		元気なうちから、介護予防教室やサロン、ボランティア等に積極的に参加して、認知症になりにくい生活を送ろう!	
	安否確認 見守り 緊急時支援 家族支援	日常生活の中で安否確認や見守り、助け合いをしてくれる (民生委員児童委員、認知症サポーター、緊急通報システム、配食サービス、高齢者見守り協定事業者 (北海道新聞更別販売所、商工会、コープさっぽろ、郵便局、セブンイレブン)) 介護の相談や情報交換、交流の場 (さらべつ・かみさらべつ介護カフェ) 認知症の方の精神症状が強くなったとき (認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター (大江病院)) 緊急時の連絡や認知症の方が行方不明になった時 (緊急通報システム、高齢者等SOSネットワーク、徘徊高齢者等家族支援事業)			認知症予防・重症化予防のポイント ☆ 食事はバランス良く、食べよう! ☆ 体を動かす習慣をつけよう! ☆ 脳を活発に使う生活をしよう! ☆ 昼寝は1日30分までにしよう! ☆ 禁煙を心がけよう! ☆ 歯みがき・お口のケアをしよう! ☆ 寝たきりにならないために、転倒には気をつけよう!
	生活支援	課題解決に向けた地域の基盤づくり (ささえ愛さらべつ) 村内の病院まで送迎してくれる (移送サービス)、お弁当を配達してくれる (配食サービス)、簡単な日常生活の援助 (軽度生活援助)、除雪をしてくれる (除雪サービス)、寝具のクリーニングをしてくれる (寝具乾燥サービス) 福祉サービスの利用や生活費の管理 (あんしんお預かりサービス、日常生活自立支援事業、成年後見制度)			
	医療	認知症の診断・相談 (診療所「もの忘れ相談外来」) 認知症の相談・訪問 (認知症初期集中支援チーム)	自宅に医師や看護師、作業療法士、薬剤師が来てくれる (診療所、訪問看護ステーション: かしわのもり・はれ、フナキ調剤薬局)		
	介護	本人や家族の相談に応じて、情報提供やケアプランの作成、介護保険に関する手続きの支援 (介護予防支援、居宅介護支援)	自宅で家事や入浴などの介護サービス (小規模多機能型居宅介護、訪問介護) 通いで食事や入浴、レクリエーション等の介護サービス (小規模多機能型居宅介護、通所介護) 短期間宿泊して介護を受ける (小規模多機能型居宅介護、短期入所)		
	住まい	シルバーハウジング (高齢者世話付住宅) 生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	家庭的な環境と地域との交流のもとで共同生活する住宅 (グループホーム) 介護を受けられる施設 (特養)		